

田辺市都市計画マスタープラン

～地域資源が輝き、心の豊かさを実感できる交流拠点都市 田辺～

平成 22 年 3 月



田 辺 市

自然豊かな歴史と伝統のまち

はじめに

田辺市では、「一人ひとりが大切にされ、幸せを実感できるまちづくり」を基本理念とした『第1次田辺市総合計画』を策定し、市民の皆さまと行政が協働し「自然と歴史を生かした 新地方都市田辺」の実現に向けて取り組んでおります。

本市には、世界に誇れる自然や歴史、文化など、多様な地域資源と、県南部の中核を担う都市機能を併せ持っており、それらを有機的に結びつけ、また人と人、地域と地域、産業と暮らしのつながりを深めながら、紀南地域の中核都市としての責任ある発展を目指しております。

近年、「地球環境問題への対応」や「少子高齢社会への移行」、「人口減少時代の到来」、「防災・減災への意識の向上」など、様々なまちづくりへの対応が求められており、「選択と集中」により効果的なまちづくりを進めていくことが重要となっています。これらに対応すべく、このたび、まちの将来像とその実現に向けた都市計画に関する基本的な方針である「田辺市都市計画マスタープラン」を策定いたしました。

本マスタープランでは、その目標を「地域資源が輝き、心の豊かさを実感できる 交流拠点都市 田辺」とし、豊かな自然環境と歴史を活用した交流人口の増大や産業の活性化、機能的で暮らしやすいまちづくりを推進するため、土地利用方針や道路・公園などの都市施設整備方針などを示し、まちの将来像とその実現化の方策を明らかにしています。この「田辺市都市計画マスタープラン」を基に、都市計画への理解を深めていただきながら、市民の皆さまとの協働によるまちづくりに取り組んでまいりたいと考えております。

結びに、本マスタープランの策定にあたり、ご尽力を賜りました田辺市都市計画マスタープラン策定委員会の皆さまをはじめ、貴重なご意見をお寄せいただきました多くの市民の皆さまに心から感謝申し上げますとともに、まちづくりの推進に向け、皆さま方のご理解とご協力をお願い申し上げます。

平成22年3月



田辺市長 真 砂 充 敏

目 次

第1章 計画の前提

1 田辺市都市計画マスタープランの策定に際して	1
2 田辺市都市計画マスタープランの策定の背景	3

第2章 現況と課題

1 田辺市の概況	7
1-1 広域的な位置づけ	7
1-2 自然的条件	8
1-3 社会的条件	9
1-4 土地利用と土地利用規制	18
1-5 主要プロジェクト	27
1-6 住民意向	30
2 まちづくりの課題	37
2-1 まちづくりの課題設定の流れ	37
2-2 まちづくりの課題の設定	42

第3章 全体構想

1 まちの将来像	45
1-1 まちづくりの基本理念と目標	45
1-2 将来の都市構造	47

2 まちづくりの方針	51
2-1 土地利用の方針	51
2-2 都市施設整備の方針	54
2-3 市街地整備などの方針	60
2-4 自然的環境及び歴史文化資源の保全等の方針	61
2-5 都市防災対策の方針	62

第4章 地域別構想

1 地域区分	65
2 中部地域	66
3 西部地域	73
4 東部地域	79
5 南部地域	85
6 北西部地域	91
7 北東部地域	97

第5章 実現化の方策

1 都市計画マスタープランの意義と施策への展開	103
2 総合的な協働体制の構築	105

参考

用語集	107
策定体制と経緯	111

第1章 計画の前提

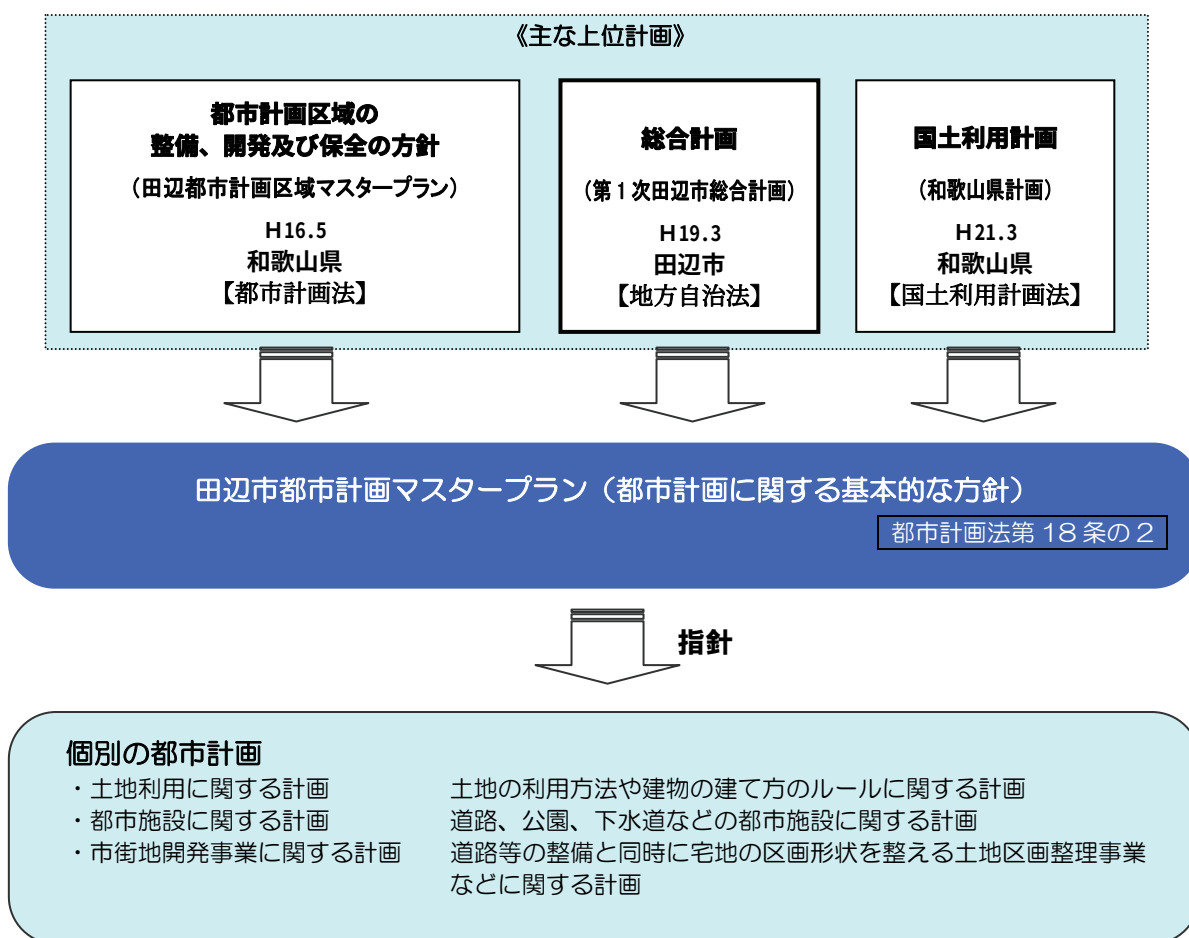
1 田辺市都市計画マスタープランの策定に際して

(1) 目的と役割

「都市計画マスタープラン」とは、都市計画法に基づき、まちの将来像とその実現に向けた都市計画に関する基本的な方針をまとめたものです。

田辺市都市計画マスタープランは、市が定める最上位計画の「第1次田辺市総合計画」、県が定める「田辺都市計画区域マスタープラン」などの上位計画に即しつつ、社会経済情勢や市町村合併も含めた田辺市の沿革にも考慮し、住民の皆さまの意見を反映しながら作成しました。

この都市計画マスタープランは、本市の将来像を実現するための個別の都市計画の決定や変更の方針などを示しており、都市計画行政の行動指針となるものです。



(2) 目標年次

都市計画マスタープランは、概ね20年後のまちの将来を見据えながら、道路、公園や市街地の具体的なまちづくりの方針等については概ね10年後の整備目標を示すものとします。

なお、社会経済情勢の変化や総合計画などの上位計画の見直しにに応じて、適切な時期に、計画内容を変更するなど都市計画マスタープランの見直しを行います。

	現在 ▽	概ね 10 年後 ▽	概ね 20 年後 ▽	
総合計画	基本構想 (H19~28)		見直し	
	基本計画 (H19~23)	見直し	見直し	見直し
都市計画 マスタープラン	まちの将来像			
	まちづくりの方針等			

(3) 対象区域

対象区域は、市全体を視野に入れて各地域の位置づけを明らかにした上で、都市計画区域内での具体的の方針を示すものとし、現在の田辺都市計画区域とその周辺を対象とします。

上位計画である県策定の田辺都市計画区域マスタープランにおいて、現在の田辺都市計画区域の拡大及び除外についての方針が示されています。本都市計画マスタープランでは、土地利用の現況及び見通しなどを踏まえ、「都市計画区域のまとまりのイメージ」として方向づけるものとします。

<都市計画区域とは...>

都市計画区域は、都市生活や機能的な都市活動を確保するため、都市計画を策定する区域であり、自然的・社会的条件等を勘案し、都市として総合的に整備・開発及び保全する必要がある区域のことです。

具体的には、都市計画区域内では、宅地造成などの開発行為や建築行為に対して一定のルールを課すことにより、秩序ある土地利用の実現を目指すとともに、道路、公園などの都市施設を計画的に整備することによって、都市が備えるべき、安全性、快適性及び利便性を確保することを目指すことになります。

なお、都市施設の整備などの都市計画事業を実施するために要する費用に充てる市税として都市計画税があり、目的税として課税のあり方の観点から検討を進めていきます。

(4) 計画の構成

都市計画マスタープランは、『全体構想』と『地域別構想』を中心に構成します。

『全体構想』では、田辺市全域を対象とした、まちの将来像とその実現のためのまちづくりの方針を、『地域別構想』では、田辺都市計画区域を6つの地域に分け、その地域毎に、より具体的なまちづくりの方策などをまとめるものとします。

2 田辺市都市計画マスタープランの策定の背景

(1) 市町村合併

近年、人口減少時代の到来や少子高齢化、国際化、高度情報化など、わが国を取り巻く社会環境は大きく変化しており、新しい時代への適切な対応を行っていくことが大きな課題となっています。

このような中、旧田辺市、旧龍神村、旧中辺路町、旧大塔村及び旧本宮町の5市町村が合併し、新たな『田辺市』が平成17年5月に誕生しました。

このため、新たな市域を対象として、都市計画の前提となる都市計画区域の見直しも視野に入れながら、市民の皆さまに理解しやすい形で、長期的な視点に立った都市の将来像を明確にし、その実現に向けた道筋を明らかにすることが必要となっています。

【田辺市の誕生（市町村合併）】

	行政区域	都市計画区域	
旧田辺市	13,654ha	4,143ha	田辺都市計画区域
旧龍神村	25,513ha	—	
旧中辺路町	21,195ha	—	
旧大塔村	21,906ha	—	
旧本宮町	20,406ha	—	
計	102,674ha	4,143ha	

資料：田辺市市勢要覧統計資料編 2008.3



(2) 上位計画

1) 第1次田辺市総合計画（H19.3）

第1次田辺市総合計画は、市町村合併の際に作成した「市町村建設計画」を尊重しつつ、都市計画に関連する事項として主に以下のことを位置づけています。

<基本理念>

「一人ひとりが大切にされ、幸せを実感できるまちづくり」

<将来像>

「自然と歴史を生かした 新地方都市 田辺」

<重点プロジェクト>

◆防災強化プロジェクト

発生が予測される東南海・南海地震をはじめとする自然災害に備え、防災基盤や情報基盤の整備などを図り、地域における災害対応力をはぐくむ

◆環境創造プロジェクト

世界遺産や自然環境を後世へ引き継ぐとともに、自然に配慮した豊かな環境を創造する

◆産業振興プロジェクト

交流型観光の推進や産業間の有機的な連携を進め、多様な資源と地域の特性を生かした新産業づくりを行う

◆地域再生プロジェクト

空洞化する市街地や過疎化・高齢化が進む山村地域などの再生のため、若者層を中心とした定住促進と交流人口の増大促進のための環境整備を進める

2) 田辺都市計画区域マスタープラン（H16.5）

和歌山県都市計画マスタープランは、県の都市計画の基本方針、圏域別、都市計画区域別と3種類でできています。そして、田辺都市計画区域マスタープラン（田辺都市計画区域の整備、開発及び保全の方針）では、主に以下のことを位置づけています。

<田辺市や白浜町など6市町を含む田辺圏域の将来像>

太陽と大洋 & ^{そして} 確かな都市機能が融合した紀南中核圏域

◆「田辺」を中心として生活拠点群がネットワークする圏域

◆温泉・まち・農・海・森を活かす体験交流圏域

◆優れた農業と海山の幸を活かす、あじわい発信圏域

<田辺都市計画区域での都市づくりの基本理念>

◆コンパクトなまちづくり

◆交流による活力あるまちづくり

◆安全・安心なまちづくり

◆環境共生のまちづくり

◆ひと・コミュニティを育むまちづくり

<田辺都市計画区域での具体的な方針>

◆都市計画区域の拡大・縮小

◆市街化区域と市街化調整区域の区分は行わない（現状維持）

◆用途地域の拡大を促す

3) 国土利用計画（和歌山県計画）（H21.3）

＜県土地利用の基本方針＞

- ◆土地の有効利用 適切な土地利用転換
- ◆自然的土地利用転換の抑制
- ◆安全で安心できる県土地利用
- ◆循環と共生を重視した県土地利用
- ◆美しくゆとりある県土地利用
- ◆地域の実情に即した取組の推進

＜地域類型別の基本方向＞

都市

- ◆コンパクトなまちづくり
- ◆災害に強い都市構造の形成
- ◆美しくゆとりある環境の形成

農山漁村

- ◆地域の特性を踏まえた生活環境の整備
- ◆無秩序な転用を抑制し、実情に即した計画的土地利用

自然維持地域

- ◆自然環境を保全すべき地域は、適正に保全
- ◆適正な管理の下で、自然体験学習の場として利用
- ◆都市と農山漁村との適切な関係構築

(3) まちづくりの沿革

我が国では、社会経済情勢などの変化に対応するため、情勢に応じてまちづくりの基本となる都市計画法などの法改正が行われてきました。本市でもこういった状況とまちの現状を踏まえ、まちづくりを進めてきました。

田辺市では、昭和44年の用途地域の指定から、法改正や土地利用動向の変化に伴う変更を行うなど土地利用規制を実施し、道路や公園などの都市施設の整備、中心市街地を中心とした市街地開発事業などを実施してきました。

基本的には、これらの事業について個別施策の実施を優先してきたことから、田辺市の都市計画の行動指針となる市町村マスタープランは合併以前も含め、未策定となっていました。

【まちづくりの沿革】

年度	都市計画に関わる主な法改正	田辺市での主な経過
1968 (S43)	新都市計画法の制定 ・用途地域（8種類に細分化） など	都市計画区域の指定（S8） ・旧田辺町 都市計画区域の変更（S29） ・旧新庄村合併に伴う区域変更 現在の都市計画区域の原形となる。 国道42号の開通（S43） ・元町明洋中学校前～礪坂 当時の市街地外縁部に幹線道路が開通 用途地域の指定（S44） ・用途地域（5種類）を指定 用途地域の変更（S48） ・新都市計画法による用途地域（7種類）を指定 <u>区域を拡大</u>
1980 (S55)	都市計画法及び建築基準法の改正 ・地区計画制度の導入	都市計画道路駅前扇ヶ浜線開通（S56） ・田辺大通り（下屋敷町～扇ヶ浜間） 国道42号田辺バイパスの開通（S60） ・秋津町青木～新庄町田鶴間 郊外での大型小売店舗の立地が進展
1992 (H4)	都市計画法及び建築基準法の改正 ・市町村マスタープランの創設 ・用途地域（12種類に細分化）	用途地域の変更（H8） ・H4改正の都市計画法による用途地域指定（9種類） 沿道区画整理型街路事業の実施 ・都市計画道路と街並みを整備 <u>アオイ地区、銀座地区（H7～H12）</u> <u>海蔵寺地区（H15～H21）</u>
2000 (H12)	都市計画法大改正 ・非線引き都市計画区域での都市計画区域マスタープランの創設 ・特定用途制限地域の創設 など	
2002 (H14)	都市計画法改正 ・都市計画案の提案制度の創出	熊野古道などの世界遺産登録（H16） ・「紀伊山地の霊場と参詣道」として世界遺産に登録 〔和歌山県都市計画区域マスタープランの策定（H16）〕 ・県が広域的な観点から都市計画の基本方針を策定 <u>コンパクトなまちづくりを明記</u> 市町村合併（5市町村）（H17） ・近畿で最も広大な市域を有する田辺市の誕生 近畿自動車道紀勢線南紀田辺インターチェンジの開通（H19） ・広域交通網が飛躍的に向上 〔和歌山県景観条例制定（H20）〕 ・県が地域の個性ある和歌山県らしい景観をつくり保全していくための条例を策定 田辺市中心市街地活性化基本計画の認定（H21.3） ・活性化の基本を「人の確保」として、交流人口と定住人口の増大のための取り組みを計画
2006 (H18)	都市計画法及び建築基準法の改正 ・大規模集客施設の無秩序な立地抑制 ・広域調整の仕組みの創設 など 中心市街地活性化法の改正 ・国による「選択と集中」の仕組みが導入 ・活性化基本計画の認定制度化 ・活性化協議会の法定化	

第2章 現況と課題

1 田辺市の概況

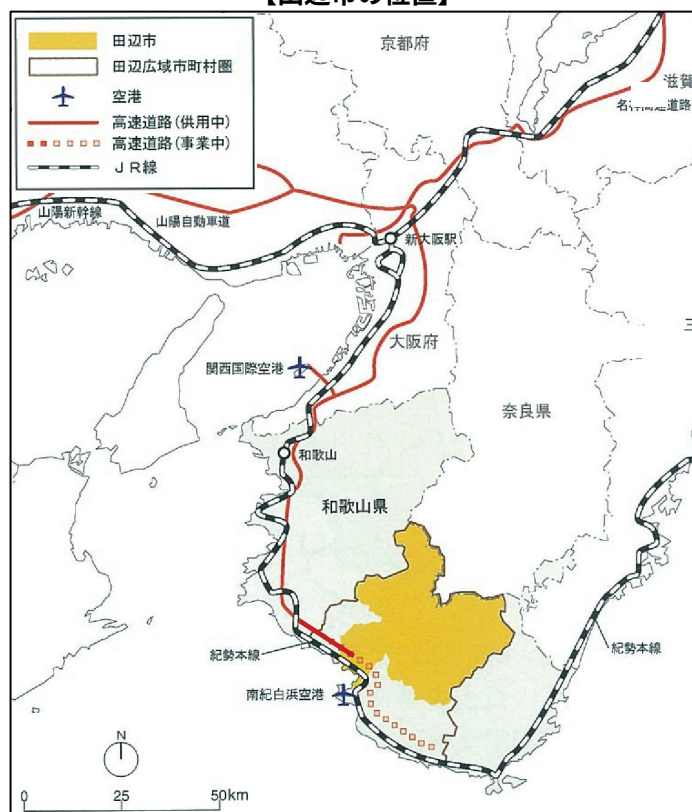
1-1 広域的な位置づけ

田辺市は、紀伊半島の南西部、和歌山県の南部に位置しており、有田川町、日高川町、印南町、みなべ町、上富田町、白浜町、古座川町、新宮市、奈良県十津川村、野迫川村に接した東西約45km、南北約46km、総面積約1,026km²の市であり、紀南地域の中心都市となっています。

交通については、海岸部に沿ってJR紀勢本線が通っており、JR紀伊田辺駅～大阪市内までの所要時間は約2時間、南紀白浜空港から東京国際空港（羽田）まで約1時間となっており、また、平成19年11月に近畿自動車道紀勢線の南紀田辺インターチェンジが開通したことにより、京阪神地域・関西国際空港まで車で約2時間と大都市への交通の便が比較的便利な市となっています。



【田辺市の位置】



1-2 自然的条件

(1) 地形

田辺市は西よりの海岸部に都市的地域を形成するほかは、約 9 割を森林が占める中山間地域となっており、主な水系としては日高川水系、富田川水系、日置川水系、熊野川水系の 4 水系を抱える自然環境豊かな市となっています。

地形としては、鉾尖・牛廻山地、果無山地、高尾山地、大塔山地からなる山地部、市街地北部の田辺丘陵や東部の白浜・朝来丘陵などの丘陵地、市域を流れる芳養川、稲成川、左会津川、右会津川、富田川、日高川、日置川、熊野川によって形成された低地からなっており、低地、山地、丘陵地との間はそれぞれ河岸段丘となっています。

(2) 気候・気象

気候は海岸部について黒潮の影響を受け、寒暖の差が比較的小さい温暖多雨な太平洋型気候となっています。また、山間地については、1,000m級の山々がそびえていることから寒暖の差がある内陸型の気候となっており広範囲な気候となっています。

(3) 自然災害

田辺市に大きな被害をもたらした災害は、台風による暴風雨と前線による集中豪雨が多く、浸水、自然斜面や人工斜面の土砂災害等が発生しています。

また、南海地震（昭和 21 年）やチリ地震（昭和 35 年）など地震による津波災害も発生しています。

【主な災害履歴】

発生年月	事項	被害状況
平成元年 8 月	台風 17 号	道路冠水（旧本宮町）
平成元年 9 月	集中豪雨	道路冠水（旧本宮町）
平成 2 年 9 月	台風 19 号	道路冠水（旧田辺市） 床上浸水：141、床下浸水：34（旧本宮町）
平成 2 年 9 月	台風 20 号	道路冠水、山崩れ：2（旧田辺市） 床上浸水：1、床下浸水：3（旧本宮町）
平成 3 年 9 月	台風 18 号	道路冠水、床下浸水：3（旧本宮町）
平成 4 年 4 月	前線による豪雨	崖くずれ：1（旧田辺市）
平成 4 年 5 月	前線による豪雨	家屋半壊：1、家屋部分損壊：2、崖くずれ（旧田辺市）
平成 5 年 6 月	前線による豪雨	土砂崩れ：1（旧田辺市）
平成 6 年 6 月	集中豪雨	公共土木施設被害（旧中辺路町）
平成 6 年 9 月	台風 26 号	土砂崩れ：2（旧田辺市）
平成 7 年 7 月	梅雨前線による豪雨	道路損壊：41、水路損壊：4、池決壊：2、頭首工：1、山崩れ：1（旧田辺市）
平成 7 年 10 月	集中豪雨	床上浸水：1、床下浸水：59（旧田辺市）
平成 10 年 9 月	台風 7 号及び集中豪雨	負傷者：7、家屋全壊：2、家屋半壊：24、家屋部分損壊：246、道路損壊：12、河川損壊：2（旧田辺市）
平成 21 年 7 月	集中豪雨	死者：1、軽傷者：1、家屋全壊：2、家屋一部破損：7、床上浸水：45、床下浸水：133

資料：田辺市防災対策室資料

1-3 社会的条件

(1) 人口及び世帯数

1) 人口及び世帯数の推移

田辺市の人口は 82,499 人（平成 17 年国勢調査）となっており、昭和 60 年以降人口減少傾向が続いています。特に旧龍神村、旧中辺路町、旧本宮町は減少が著しくなっています。

世帯数は、32,643 世帯（平成 17 年国勢調査）で 1 世帯あたり人員は 2.53 人となっており、核家族化の傾向となっています。人口の推移と同様に旧龍神村、旧中辺路町、旧本宮町は減少傾向となっています。

【人口の推移】

		S 55年	S 60年	H 2年	H 7年	H 12年	H 17年	参考(H21.9末)
旧田辺市	人口	69,575	70,835	69,859	70,246	70,360	68,117	68,124
	指数	100	102	100	101	101	98	—
旧龍神村	人口	5,353	5,110	4,847	4,642	4,461	4,103	4,147
	指数	100	95	91	87	83	77	—
旧中辺路町	人口	4,636	4,343	4,027	3,863	3,710	3,450	3,335
	指数	100	94	87	83	80	74	—
旧大塔村	人口	3,512	3,351	3,181	3,285	3,246	3,259	3,184
	指数	100	95	91	94	92	93	—
旧本宮町	人口	5,054	4,624	4,229	4,123	3,869	3,570	3,495
	指数	100	91	84	82	77	71	—
田 辺 市 (合 計)	人口	88,130	88,263	86,143	86,159	85,646	82,499	82,285
	指数	100	100	98	98	97	94	—

資料：H17 まで各年国勢調査、参考は住民基本台帳

【世帯数の推移】

		S 55年	S 60年	H 2年	H 7年	H 12年	H 17年	参考(H21.9末)
旧田辺市	人口	69,575	70,835	69,859	70,246	70,360	68,117	68,124
	世帯数	21,390	22,281	23,057	24,873	26,320	26,652	28,747
	人/世帯数	3.25	3.18	3.03	2.82	2.67	2.56	2.37
旧龍神村	人口	5,353	5,110	4,847	4,642	4,461	4,103	4,147
	世帯数	1,631	1,595	1,627	1,669	1,635	1,605	1,759
	人/世帯数	3.28	3.20	2.98	2.78	2.73	2.56	2.36
旧中辺路町	人口	4,636	4,343	4,027	3,863	3,710	3,450	3,335
	世帯数	1,600	1,574	1,549	1,520	1,529	1,498	1,657
	人/世帯数	2.90	2.76	2.60	2.54	2.43	2.30	2.01
旧大塔村	人口	3,512	3,351	3,181	3,285	3,246	3,259	3,184
	世帯数	1,144	1,153	1,169	1,217	1,250	1,261	1,470
	人/世帯数	3.07	2.91	2.72	2.70	2.60	2.58	2.17
旧本宮町	人口	5,054	4,624	4,229	4,123	3,869	3,570	3,495
	世帯数	1,881	1,814	1,731	1,754	1,725	1,627	1,725
	人/世帯数	2.69	2.55	2.44	2.35	2.24	2.19	2.03
田 辺 市 (合 計)	人口	88,130	88,263	86,143	86,159	85,646	82,499	82,285
	世帯数	27,646	28,417	29,133	31,033	32,459	32,643	35,358
	人/世帯数	3.19	3.11	2.96	2.78	2.64	2.53	2.33

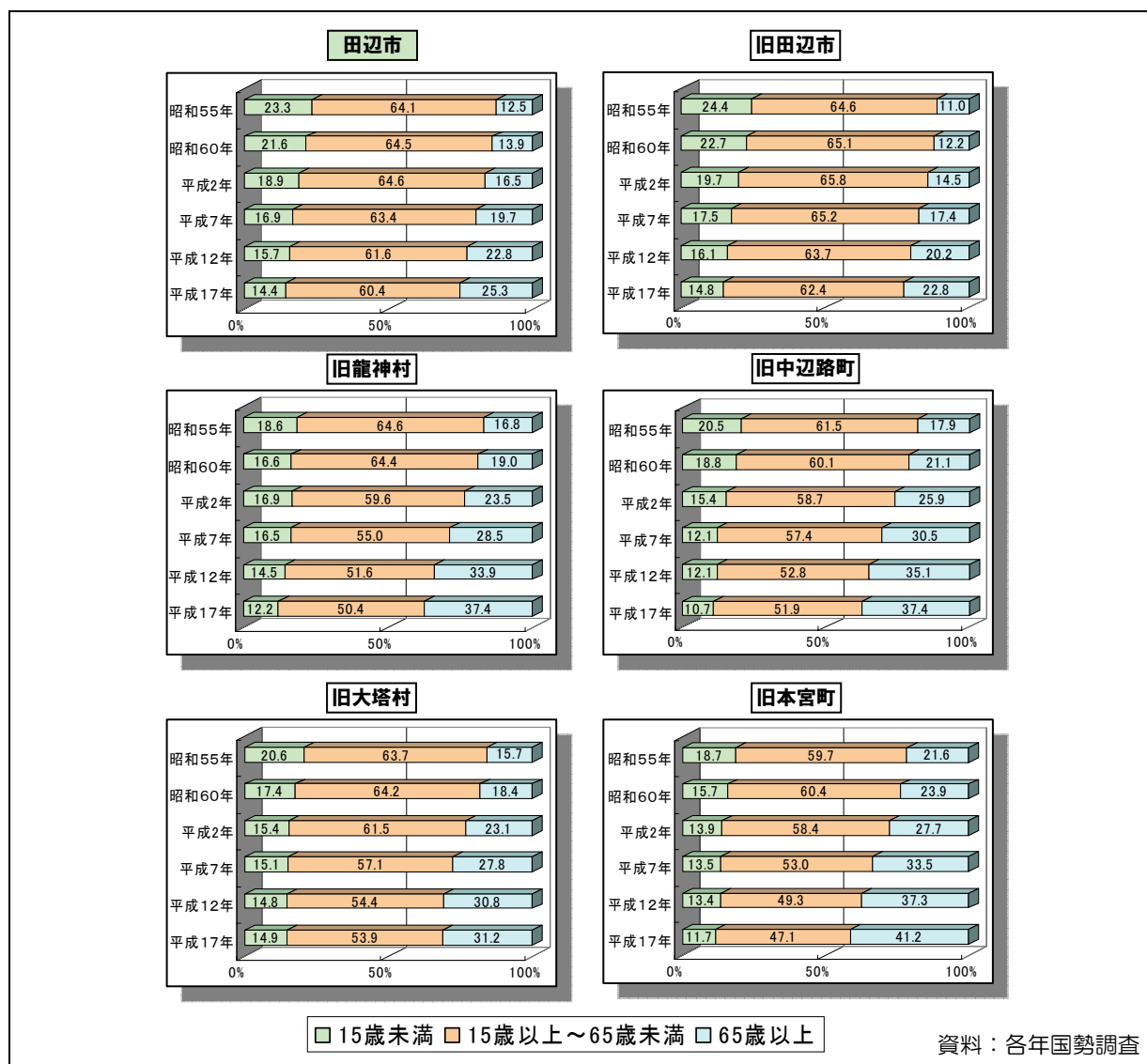
資料：H17 まで各年国勢調査、参考は住民基本台帳

2) 人口構成比の推移

田辺市の65歳以上の高齢者割合は、25.3%（平成17年国勢調査）となっており、年々上昇しています。全国平均では、20.1%、和歌山県平均では、24.1%となっており、高齢化率は全国平均や県平均より高くなっています。

旧市町村では、旧田辺市で22.8%と最も低く、旧本宮町の40%以上をはじめ、旧龍神村、旧中辺路町でも35%を超えていることから、都市地域との高齢化率の格差が大きくなっています。ただし、旧田辺市の中心市街地では、35%を超えており、中心市街地の高齢化が顕著になっています。

【年齢階層別人口の推移】



【参考：旧田辺市中心市街地の人口構成】

	人口	割合(%)
15歳未満	995	9.0
15歳以上～65歳未満	5,961	54.1
65歳以上	4,062	36.9
合計	11,018	100.0

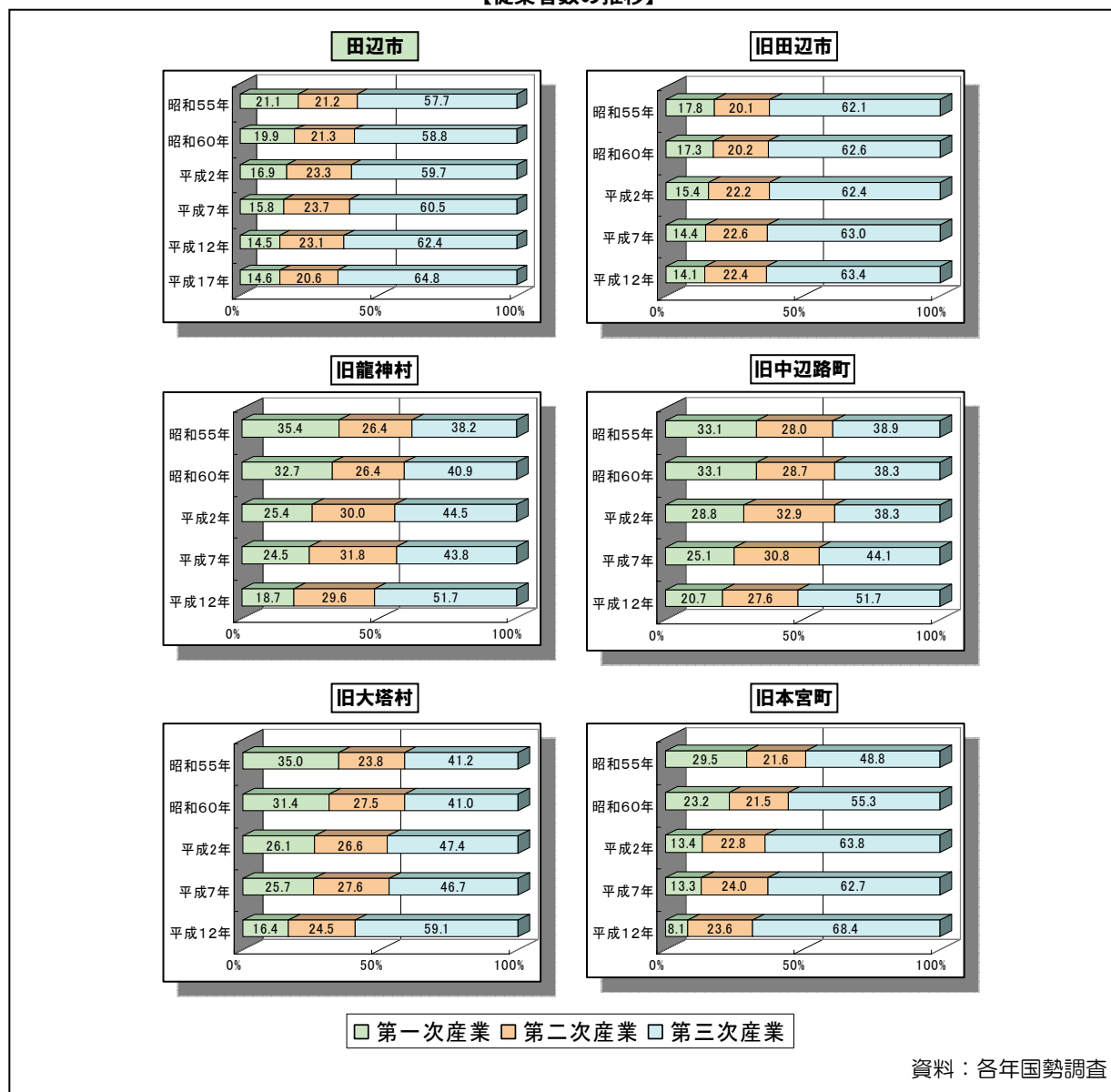
資料：住民基本台帳（H21.9）より

(2) 産業

1) 従業者数の割合

産業別の従業者割合では、第1次産業が14.6%、第2次産業が20.6%、第3次産業が64.8%（平成17年国勢調査）となっており、第3次産業が増加傾向、第1次産業が減少傾向、第2次産業が近年、減少傾向に転じています。

【従業者数の推移】



2) 事業所数・従業者数の推移

事業所数、従業者数はともに一時点まで増加したものの、近年は減少傾向となっています。また、1 事業所あたりの従業者数は微増傾向となっています。

【事業所数及び従業者数の推移】

		S 61年	H 3年	H 8年	H 13年	H 18年
田辺市	事業所数(a)	6,203	6,298	6,249	5,975	5,691
	従業者数(b)	32,832	35,803	38,704	36,633	34,928
	(b)/(a)	5.29	5.68	6.19	6.13	6.14
旧田辺市	事業所数(a)	5,112	5,224	5,209	5,001	—
	従業者数(b)	27,848	30,420	32,918	31,326	—
	(b)/(a)	5.45	5.82	6.32	6.26	—

資料：事業所統計調査報告（～平成 3 年）、事業所・企業統計調査報告（平成 8 年～）

3) 製造品出荷額等・年間商業販売額の推移

工業では製造品出荷額等、商業では年間商業販売額の推移をみると、近年ともに減少傾向にはあるものの、平成 19 年にはそれぞれ増加に転じています。

【製造品出荷額等の推移】

(万円)

	H 8年	H 9年	H 10年	H 11年	H 12年	H 13年
田辺市	4,751,094	4,850,620	4,733,805	4,976,871	4,815,356	4,481,128
旧田辺市	4,068,469	4,192,193	4,204,577	4,437,204	4,354,508	4,041,945

	H 14年	H 15年	H 16年	H 17年	H 18年	H 19年
田辺市	4,311,861	4,311,965	4,068,349	3,949,636	3,392,641	3,709,959
旧田辺市	3,914,401	3,919,275	3,675,461	—	—	—

※平成 17 年を 100 とした国内卸物物価指数で補正

資料：工業統計調査

【年間商業販売額の推移】

(百万円)

	H 9年	H 11年	H 14年	H 16年	H 19年
田辺市	225,758	223,217	197,838	190,662	192,819
旧田辺市	218,019	215,465	190,549	184,548	—

※平成 17 年を 100 とした全国（総合）消費者物価指数で補正

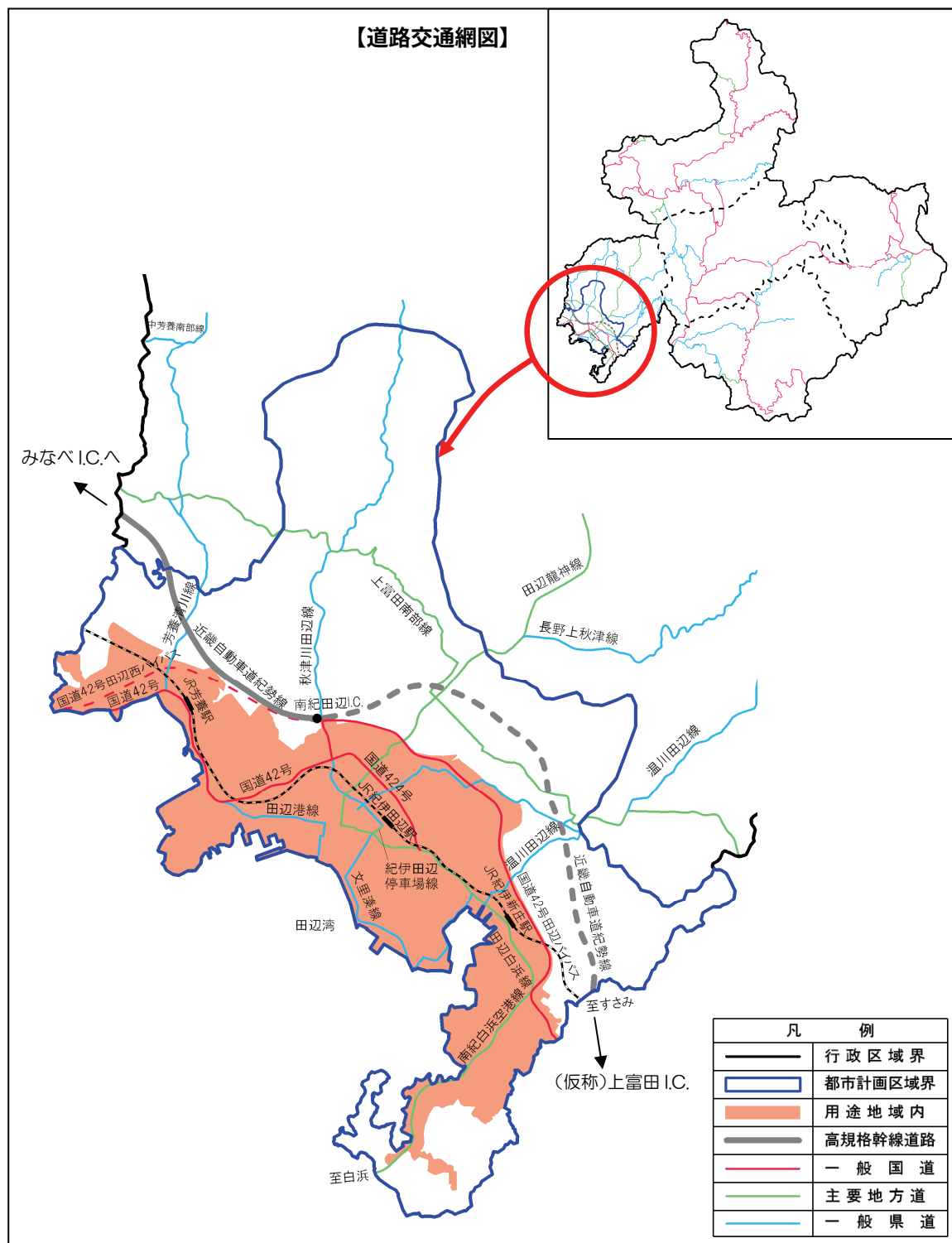
資料：商業統計調査

(3) 交通体系及び人の動き

1) 交通網

①道路網

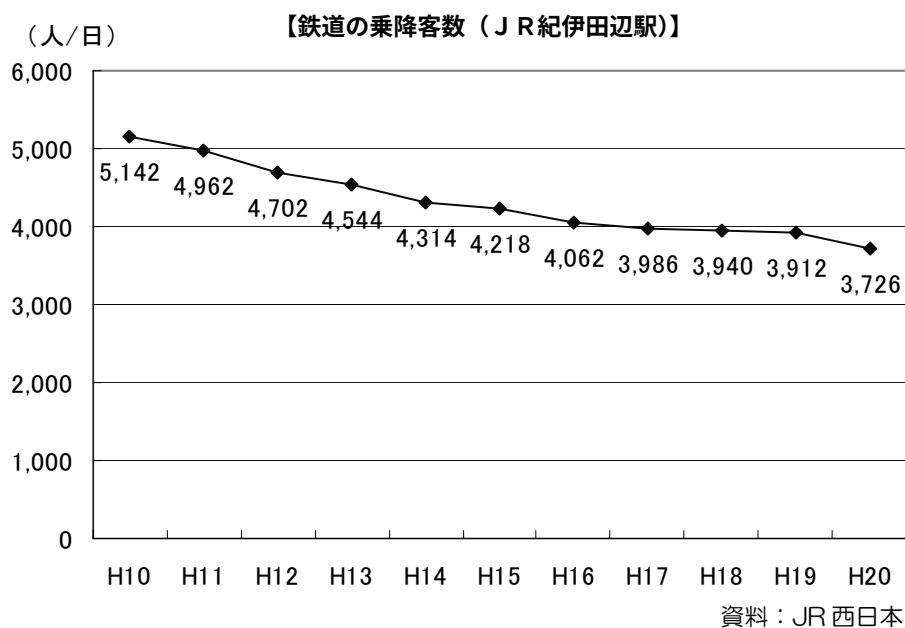
田辺市内には、一般国道、主要地方道、一般県道が市内外への連絡道路として網羅されています。都市部である海岸部の平野では、国道42号バイパスや国道42号、国道424号など主要な一般国道が集中しており、その交通量は非常に多いものとなっています。平成19年11月には、近畿自動車道紀勢線南紀田辺インターチェンジが開設され、交通の利便性が高まっています。



②鉄道

鉄道は、都市部である海岸部の平野に JR 紀勢本線が通っており、市内には駅が 3 駅あり、その中でも JR 紀伊田辺駅が主要な駅となっています。JR 紀伊田辺駅は 1 時間あたり上下線で最大 5 本の運行となっています。

JR 紀伊田辺駅の 1 日あたりの平均乗降客数は平成 20 年度で 3,726 人となっており、年々減少傾向となっています。



③バス

バスは龍神バス、明光バス、熊野交通、奈良交通がそれぞれ路線バスを運行し市内全般を網羅していますが、便数は少ないものとなっています。また、住民バスも運行し、交通不便地域の解消を図っています。

このほか明光バス、西日本 JR バス、和歌山バスが高速バスを運行しています。

【路線バスの運行状況】

	運行している路線バス会社等
旧田辺市	龍神バス、明光バス
旧龍神村	龍神バス、住民バス
旧中辺路町	龍神バス、明光バス、住民バス
旧大塔村	龍神バス、明光バス、住民バス
旧本宮町	龍神バス、明光バス、熊野交通、奈良交通、住民バス

2) 人の動き

田辺市居住の従業・通学者は約 4.3 万人であり、うち田辺市内への従業・通学者は約 3.6 万人と、全体の約 85%を占めています。

市内の動きをみると、基本的には、旧市町村内の居住者は同じ旧市町村内への従業・通学が多くなっていますが、旧中辺路町や旧大塔村では旧田辺市への従業・通学も比較的多くなっています。

田辺市外への従業・通学者は、旧本宮町が新宮市へ、旧大塔村が上富田町への従業・通学者が多くなっています。

【従業・通学先の状況】

			従業・通学先							
			田辺市	和歌山市	みなべ町	上富田町	白浜町	新宮市	その他	合計
常住地	田辺市	就業者+通学者	36,240	278	1,402	1,708	1,770	188	1,060	42,646
		割合（％）	85.0	0.7	3.3	4.0	4.2	0.4	2.5	100.0

資料：H17 国勢調査

【従業・通学先の状況】

			従業・通学先											
			旧 田辺市	旧 龍神村	旧 中辺路町	旧 大塔村	旧 本宮町	田辺市 計	和歌山市	みなべ町	上富田町	白浜町	新宮市	その他
常 住 地	旧 田辺市	就業者 +通学者	32,490	61	90	107	-	32,748	275	1,153	1,322	1,582	18	720
		割合(%)	85.9	0.2	0.2	0.3	-	86.6	0.7	3.0	3.5	4.2	0.0	1.9
	旧 龍神村	就業者 +通学者	106	1,994	-	-	-	2,100	-	60	-	-	-	89
		割合(%)	4.7	88.7	-	-	-	93.4	-	2.7	-	-	-	4.0
	旧 中辺路 町	就業者 +通学者	238	-	1,232	51	-	1,521	-	-	140	71	-	47
		割合(%)	13.4	-	69.3	2.9	-	85.5	-	-	7.9	4.0	-	2.6
	旧 大塔村	就業者 +通学者	292	-	43	899	-	1,234	-	-	181	72	-	33
		割合(%)	19.2	-	2.8	59.1	-	81.2	-	-	11.9	4.7	-	2.2
	旧 本宮町	就業者 +通学者	-	-	-	-	1,228	1,228	-	-	-	-	159	140
		割合(%)	-	-	-	-	80.4	80.4	-	-	-	-	10.4	9.2
	田辺市 計	就業者 +通学者	33,126	2,055	1,365	1,057	1,228	38,831	275	1,213	1,643	1,725	177	1,029
		割合(%)	73.8	4.6	3.0	2.4	2.7	86.5	0.6	2.7	3.7	3.8	0.4	2.3

※田辺市外の市町については合併後の市町で整理

資料：H12 国勢調査

公共公益施設は、用途地域内全体に様々な施設が分散して立地していますが、概ね市役所周辺に主な施設が集中しています。



(5) 観光資源

平成 16 年 7 月に世界遺産登録された「紀伊山地の霊場と参詣道」及びキャンプ場、温泉地など、田辺市の地域特有の自然、歴史、文化、特産品等を活かした観光資源が市内全域に分布しています。

観光客数は、平成 17 年を頂点として減少傾向となっているものの、近年は回復の兆しがあります。観光客の内訳としては、宿泊客が減少傾向、日帰り客が増加傾向となっています。また、有料施設の利用状況は減少傾向となっています。一方で、平成 17 年度に整備された田辺扇ヶ浜海水浴場の来場者は、増加傾向となっています。

【観光客の推移】		(人)					
		H15	H16	H17	H18	H19	H20
田辺市	宿泊	421,128	444,158	410,231	380,577	400,354	404,407
	日帰り	2,204,094	3,204,103	3,753,472	3,200,046	3,447,427	3,133,542
	合計	2,625,222	3,648,261	4,163,703	3,580,623	3,847,781	3,537,949
	旧田辺市	宿泊	180,299	179,709	160,056	151,280	173,306
		日帰り	633,529	677,900	761,376	793,281	787,726
		合計	813,828	857,609	921,432	944,561	961,032
	旧龍神村	宿泊	67,538	71,890	69,130	66,927	66,639
		日帰り	594,610	675,544	631,701	608,511	533,875
		合計	662,148	747,434	700,831	675,438	600,514
	旧中辺路町	宿泊	10,012	12,783	8,775	6,247	6,725
		日帰り	359,638	685,921	796,741	484,314	761,906
		合計	369,650	698,704	805,516	490,561	768,631
	旧大塔村	宿泊	12,382	11,886	12,963	8,875	8,625
		日帰り	165,707	181,565	223,747	168,313	173,622
		合計	178,089	193,451	236,710	177,188	182,247
旧本宮町	宿泊	150,897	167,890	159,307	147,248	145,059	145,083
	日帰り	450,610	983,173	1,339,907	1,145,627	1,190,298	1,257,145
	合計	601,507	1,151,063	1,499,214	1,292,875	1,335,357	1,402,228

資料：各年観光動態調査

【有料施設観光者の推移】

(人)

施設名	H17	H18	H19	H20
田辺市立美術館	9,495	8,677	8,402	8,080
紀州備長炭記念公園	26,871	26,343	25,579	20,091
ごまさんスカイタワー	25,991	20,897	17,525	22,255
熊野古道 なかへち美術館	5,134	4,175	5,521	5,990
かもしか牧場	3,939	3,226	3,154	3,438
富里温泉「乙女の湯」	21,174	19,934	21,287	16,045
百間山溪谷キャンプ場	2,040	2,266	1,784	1,740
大塔青少年旅行村	3,800	3,042	3,009	3,525
クアハウス熊野本宮	21,609	19,897	19,450	20,427
渡瀬バンガロー	3,308	3,784	2,742	3,395
渡瀬緑の広場	1,630	1,594	1,525	1,472
川湯野営場木魂の里	13,306	11,242	10,318	10,114
合計	138,297	125,077	120,296	116,572

資料：各年観光動態調査

【入湯税対象者の推移】

(人)

	H17	H18	H19	H20
田辺市	462,279	430,203	413,051	387,445
旧田辺市	92,232	89,434	81,931	82,480
旧龍神村	173,628	152,992	145,094	124,465
旧中辺路町	5,476	5,565	4,704	8,236
旧大塔村	10,578	15,617	14,861	12,077
旧本宮町	180,365	166,595	166,461	160,187

資料：各年観光動態調査

【田辺扇ヶ浜海水浴場 (7/1～8/31)
の来場者の推移】

(人)

H17	H18	H19	H20	H21
43,351	45,094	46,353	61,181	114,476

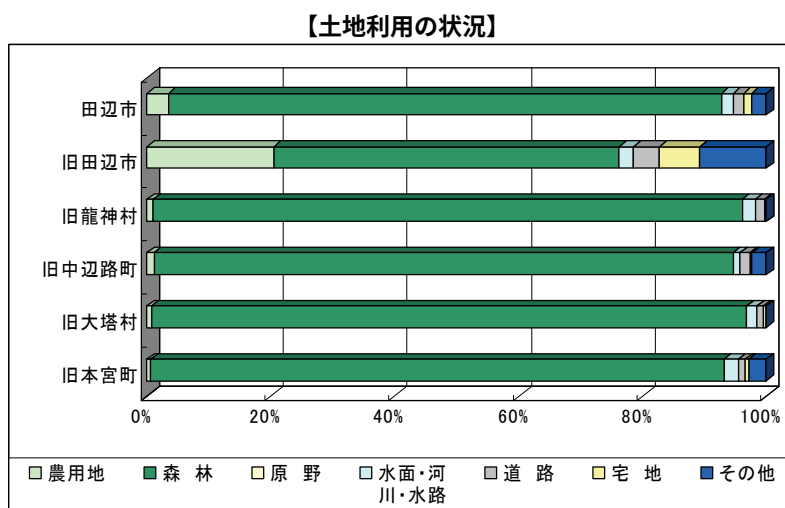
資料：各年田辺市観光振興課

1-4 土地利用と土地利用規制

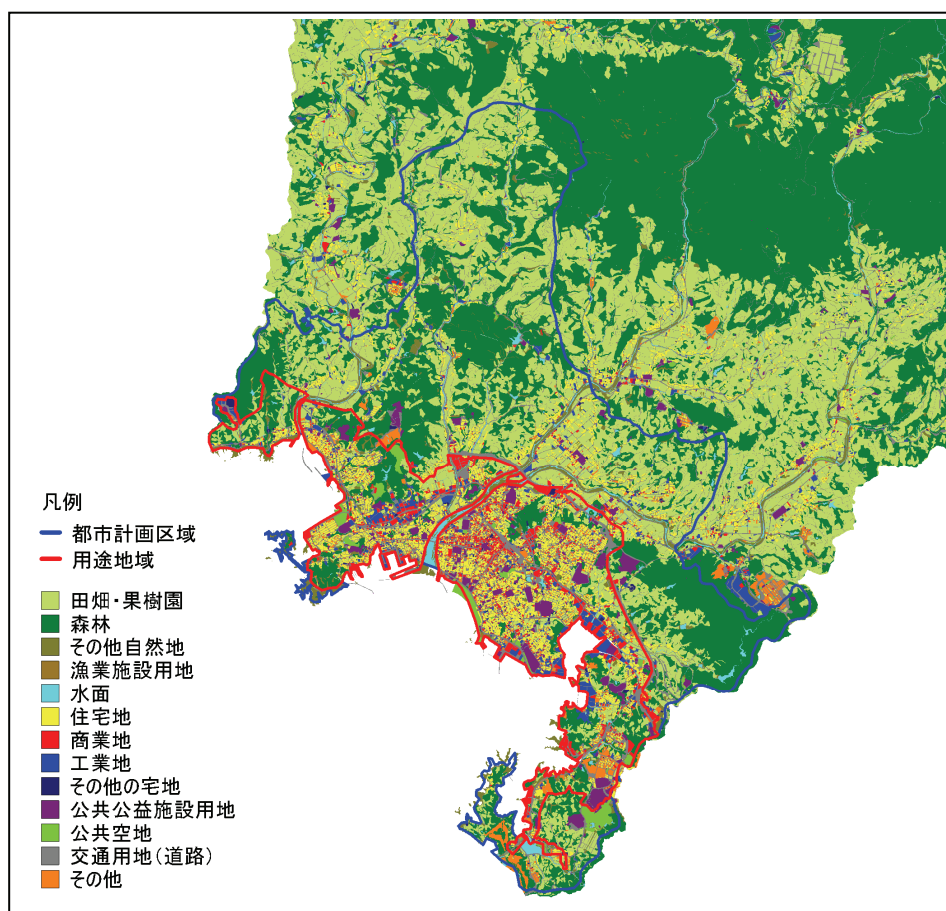
(1) 土地利用

1) 土地利用の現状

田辺市の土地利用状況は、約 89%が森林となっており、都市部である旧田辺市でも約 56%が森林、次いで農用地が約 21%、宅地が約 7%と自然豊かな市となっています。



資料：田辺市市勢要覧 2008.3



資料：田辺市土地分類調査（平成 15 年）より

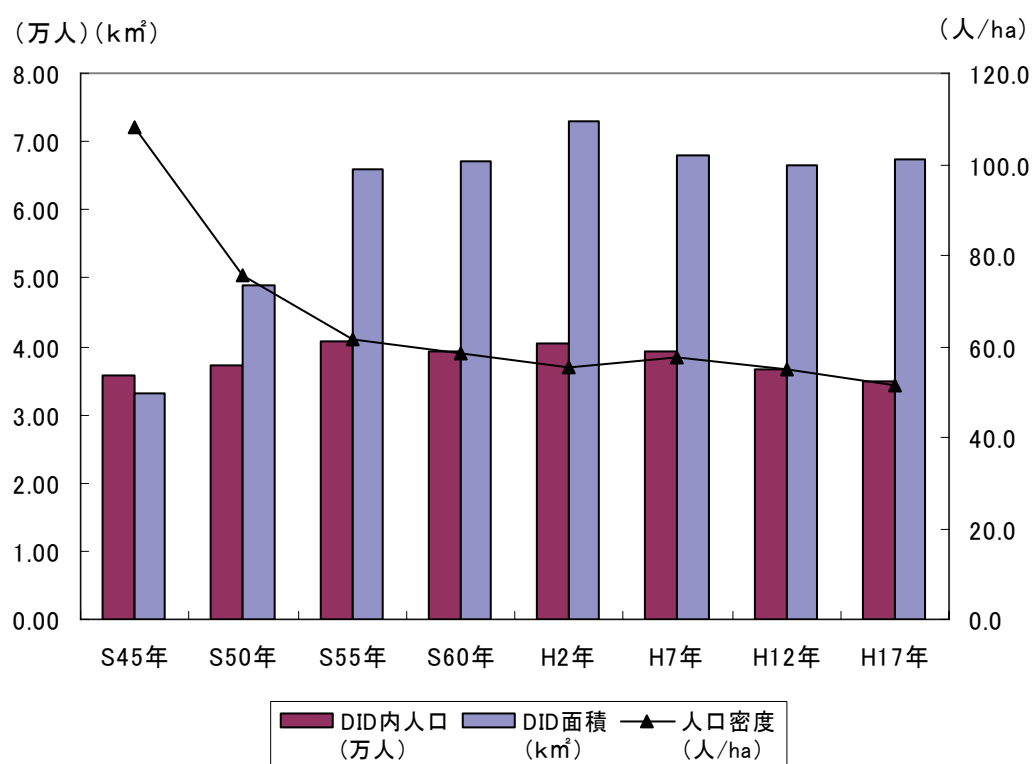
2) 市街化の動向

田辺市の人口集中地区（DID）の推移は、平成2年を頂点に減少傾向となっており、その人口密度は減少傾向となっています。

【人口集中地区の推移】

		S45年	S50年	S55年	S60年	H2年	H7年	H12年	H17年
田辺市	DID内人口 (万人)	3.57	3.71	4.07	3.93	4.04	3.92	3.66	3.48
	DID面積 (km ²)	3.30	4.90	6.60	6.70	7.30	6.80	6.64	6.74
	人口密度 (人/ha)	108.3	75.7	61.7	58.7	55.4	57.6	55.2	51.6

資料：各年国勢調査



(2) 土地利用規制など

1) 都市計画の状況

田辺市の主な都市計画の決定状況は以下のとおりとなっています。

①土地利用

	近畿圏整備法による都市開発区域	都市計画区域	準都市計画区域	都市計画区域マスタープラン	市町村都市計画マスタープラン	市町村都市計画審議会	土地利用 地域地区																	地区計画等				
							用途地域											特別用途地区	特定用途制限地域	高度地区	防火地域	準防火地域	風致地区		駐車場整備地区	臨港地区	生産緑地地区	伝統的建造物群保存地区
							第一種低層住宅専用地域	第二種低層住宅専用地域	第一種中高層住宅専用地域	第二種中高層住宅専用地域	第一種住宅地域	第二種住宅地域	準住宅地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域											
田辺市		○		○	○		○		○	○	○	○	○	○		○									○			○

都市計画区域

都市計画 区域名	当初決定年月日	最終決定年月日	都市計画区域			行政区域	
			範囲（対行政区域）	面積（ha）	人口（人）	面積（ha）	人口（人）
田 辺	S8.11.29	S33.7.1	一部	4,143	55,685	102,677	82,285

※人口については、平成 21 年 9 月 30 日現在

用途地域

区 分	面積（ha）	容積率（％）	建ぺい率（％）	建築物の高さの限度
第 1 種 低 層 住 居 専 用 地 域	76 70 38	50% 80% 100%	30% 40% 60%	10m 10m 10m
第 2 種 低 層 住 居 専 用 地 域	—	—	—	—
第 1 種 中 高 層 住 居 専 用 地 域	230	200%	60%	—
第 2 種 中 高 層 住 居 専 用 地 域	118	200%	60%	—
第 1 種 住 居 地 域	491	200%	60%	—
第 2 種 住 居 地 域	—	—	—	—
準 住 居 地 域	20	200%	60%	—
近 隣 商 業 地 域	6	200%	80%	—
商 業 地 域	59	400%	80%	—
準 工 業 地 域	232	200%	60%	—
工 業 地 域	32	200%	60%	—
工 業 専 用 地 域	—	—	—	—
合 計	1,372			
告 示 年 月 日	H19.6.19 市告示第131号			

都市計画区域の内、用途地域指定の無い区域の容積率・建ぺい率 等
(建築基準法に基づく)

容積率 (%)	建ぺい率 (%)	道路斜線制限	隣地斜線制限	告示年月日
200%	60%	1.25	1.25	H16. 4. 9 県告示第506号

特別用途地区

地 区 名 称	面積 (ha)	用途地域	目 的	制 限 ま た は 緩 和	告示年月日
大規模集客施設制限地区	232	準工業地域	大規模 集客施設の 立地制限	準工業地域全域に指定 床面積の合計が1万平方メートルを超 える大規模集客施設の立地を規制	H20.7.24 市告示第146号

臨港地区

臨港地区の名称	港 湾 の 種 別	位 置	分区内訳	面積 (ha)	告 示 年 月 日
文里港臨港地区	地 方 港 湾	田辺市文里一丁目 の一部 他	商港区	約7.8ha	H19.6.19市告示第132号

地区計画

地 区 名	区 域 計 画 の ね ら い	建築物等に関する 決 定 事 項	地区計画の 決 定	備 考
銀座地区 (約 1.1ha)	商店街としての魅力ある 街並みを形成する	壁面位置、最高高さ、 形態意匠	H14.12.9	条例第161号

②都市施設及び市街地開発事業

	都市施設																市街地 開発事業				
	道路	道路 （駅前広場）	都市高速鉄道	駐車場	公園	緑地	広場	墓園	下水道			供給処理			市場	と畜場	火葬場	河川	学校	土地区画 整理事業	市街地再 開発事業
									流域下水道	公共下水道	都市下水道	汚物処理場	ごみ焼却場	その他の 処理施設							
田辺市 （都市計画区域）	○	○		○	○						○	○	○		○		○			○	

都市計画道路（総括）

計画延長（km）										改良済延長（km）					概成済延長（km）					改良率 （%）
自動車 専用道路		幹線街路		区画街路		特殊街路		計		自動車 専用 道路	幹線 街路	区画 街路	特殊 街路	計	自動車 専用 道路	幹線 街路	区画 街路	特殊 街路	計	
路線数	延長	路線数	延長	路線数	延長	路線数	延長	路線数	延長											
1	10.70	13	44.22	—	—	—	—	14	54.92	0	18.98	—	—	18.98	3.90	7.63	—	—	11.53	34.6

都市計画道路

番 号			路 線 名	計 画 決 定						改良済 延長(m)	概成済 延長(m)	備考
区分	規模	一連 番号		起 点	終 点	車線数	幅員(m)	延長(m)	決 定 年 月 日			
1	4	1	高規格幹線道路 南部白浜線	中芳養字千町	新庄町字長井谷		21	10,700	H 8.11.29 県告示第 981号	0	3,900	
3	3	1	国道42号 田辺バイパス	芳養町字佐美	新庄町字田鶴	4	25	9,870	S48. 7.12 県告示第 501号 H12.12.12 県告示第1055号	6,600	0	
3	5	2	芳養礪坂線	芳養町字炭竈	神子浜字礪山		12	5,350	S48. 7.12 県告示第 501号 S61. 1.23 県告示第 33号	0	5,350	
3	4	3	駅前扇ヶ浜線	湊塔之内962-4	湊川原場1764		18	850	S15.12.26 内告示第 648号 S48. 7.11 市告示第 25号	650	200	
3	4	5	元町新庄線	元町字天神原	新庄町字名喜里	2	18	5,273	S15.12.26 内告示第 648号 H14.11. 5 市告示第 948号	1,820	0	
3	5	6	内環状線	上屋敷町	神子浜字下浜田	2	12	3,320	S53.10.13 市告示第 37号 H18.10. 6 県告示第1186号	580	450	
3	5	7	外環状線	秋津町字安井	元町字益穂	2	15	8,550	S48. 7.11 市告示第 25号 H12.12.12 県告示第1058号	3,170	430	
3	6	8	扇ヶ浜秋津線	新屋敷町	秋津町字中芝	2	10	3,200	S48. 7.11 市告示第 25号 H12. 5. 9 県告示第 502号	2,430	120	
3	5	9	扇ヶ浜大戸線	湊川原場1764	神子浜大戸931-5		12	1,470	S15.12.26 内告示第 648号 S48. 7.11 市告示第 25号	0	0	
3	6	10	山崎万呂線	湊山崎1312-3	下万呂759		8	1,050	S15.12.26 内告示第 648号 S48. 7.11 市告示第 25号	0	0	
3	5	11	中屋敷下浜田線	中屋敷町23-1	神子浜下浜田381-38		12	1,360	S15.12.26 内告示第 648号 S48. 7.11 市告示第 25号	230	970	
3	5	12	目良線	元町天神町2410-229	元町出口1789		12	2,190	S15.12.26 内告示第 648号 S48. 7.11 市告示第 25号	1,760	110	
3	4	13	大戸線	神子浜下浜田381-38	神子浜森の内810-12		16	750	S42. 8.25 建告示第2598号 S48. 7.11 市告示第 25号	750	0	
3	4	14	切戸橋稻成線	湊字浄行寺後	稻成町字北江原		16	990	S48. 7.11 市告示第 25号 H 4.11.27 県告示第 794号	990	0	
計			14路線					54,923		18,980	11,530	

駅前広場

駅名	鉄道名	駅前広場面積		計画決定 年 月 日	都市計画道路名	備考
		計画 (㎡)	併用 (㎡)			
紀伊田辺駅	J R紀勢本線	5,031	5,031	S39.2.28	3.4.3 駅前扇ヶ浜線	S46 完了 県施行 (街路事業)

自動車駐車場

名称	面積 (ha)	計画 台数	収容 台数	決定年月日	備考
紀伊田辺駅駐車場	0.25	102	102	H6.3.4 市告示第 22号	地上2階2層

都市計画公園（総括）

計画

合計		住区基幹公園						都市基幹公園				特殊公園						緩衝緑地		緑地		緑道		墓園	
		街区公園		近隣公園		地区公園		総合公園		運動公園		風致公園		歴史公園		その他									
箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積
22	48.12	14	2.62	4	5.90	1	4.50	2	29.00	1	6.10														

都市計画公園（総括）

供用

合計		住区基幹公園						都市基幹公園				特殊公園						緩衝緑地		緑地		緑道		墓園	
		街区公園		近隣公園		地区公園		総合公園		運動公園		風致公園		歴史公園		その他									
箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積
21	45.78	14	2.62	3	4.10	1	4.50	2	29.00	1	5.56														

都市計画公園

番 号			種別	公園名	都 市 計 画 決定面積 (ha)	都市計画決定年月日	開設面積 (ha)
2	2	1	街区	江川公園	0.09	S40.7.31 建設令第2105号 H6.11.24 市告示第 89号	0.09
2	2	2	〃	会津公園	0.50	S28.4.11 建設令第 545号	0.50
2	2	4	〃	錦水公園	0.25	S30.12.26 建設令第1531号 H6.3.4 市告示第 23号	0.25
2	2	5	〃	明洋第1公園	0.12	S50.1.17 県告示第 79号	0.12
2	2	6	〃	明洋第2公園	0.31	〃	0.31
2	2	7	〃	明洋第3公園	0.12	〃	0.12
2	2	8	〃	明洋第4公園	0.06	〃	0.06
2	2	9	〃	朝日ヶ丘第1公園	0.12	〃	0.12
2	2	10	〃	朝日ヶ丘第2公園	0.11	〃	0.11
2	2	11	〃	末広公園	0.10	S52.8.26 市告示第 30号	0.10
2	2	12	〃	芳養公園	0.23	S52.7.20 市告示第 27号	0.23
2	2	13	〃	稲成第1公園	0.13	H6.3.4 市告示第 23号	0.13
2	2	14	〃	稲成第2公園	0.10	〃	0.10
2	2	15	〃	東部公園	0.38	H6.11.24 市告示第 89号	0.38
小計				14ヶ所	2.62		2.62
3	3	1	近隣	間鷄公園	1.80	S28.4.11 建設令第 545号 S60.1.24 県告示第 36号	0.00
3	3	3	〃	朝日ヶ丘北公園	1.10	S50.1.21 県告示第 35号	1.10
3	3	4	〃	天神公園	1.40	S52.12.3 県告示第 968号 S56.8.15 県告示第 727号	1.40
3	3	5	〃	神楽公園	1.60	S45.5.29 県告示第 14号 H18.6.14 市告示第 132号	1.60
小計				4ヶ所	5.90		4.10
4	4	1	地区	目良公園	4.50	S56.12.5 県告示第1044号	4.50
小計				1ヶ所	4.50		4.50
5	4	1	総合	扇ヶ浜公園	6.00	S28.4.11 県告示第 545号 H3.8.9 県告示第 612号	6.00
5	5	2	〃	新庄総合公園	23.00	S60.1.24 県告示第 36号 H14.4.5 県告示第 389号	23.00
小計				2ヶ所	29.00		29.00
6	4	1	運動	三四六公園	6.10	S47.6.6 県告示第 401号 H8.11.29 県告示第 976号	5.56
小計				1ヶ所	6.10		5.56
合計				22ヶ所	48.12		45.78

都市公園（都市公園法に基づく）

公園名	開設面積 (ha)	告示年月日
内之浦干潟親水公園	4.64	H11. 4. 1 市告示第36号
橋谷地区防災公園	0.54	H20. 5. 7 市告示第88号

公共下水道

公 共 下 水 道 施 設 の 称	計画人口 (人)	計画面積 (ha)	供用開始済面積 (ha)	整備率 (%)	決定年月日
田 辺 市 本 宮 特定環境保全公共下水道	100	3.7	3.70	100.0	
田 辺 市 龍 神 特定環境保全公共下水道	130	9.0	9.00	100.0	

都市下水路

都市下水路名	計画決定			都市計画法事業認可			完・継 の 別
	決定年月日	集水面積 (ha)	総延長 (m)	年月日	期間	延長 (m)	
江川下水路	S30.12.26 建造示第1536号 S37.3.19 建造示第 669号	8.0	195	S37.3.19変	S30.12.26～S37.3.31	195	完 了
背戸川下水路	S30.12.26 建造示第1536号 S55.2.14 市告示第 2号	68.0	2,110	H11.8.24変	S55.2.28～H13.3.31	2,110	完 了
小泉下水路	S41.7.23 建造示第2317号 S52.8.26 市告示第 29号	66.3	2,190	H12.7.21変	S52.10.6～H16.3.31	2,190	完 了
益穂下水路	S45.10.6 市告示第 33号	70.0	240	S45.11.5	S45.11.5～S50.3.31	240	完 了
大戸川下水路	S51.10.13 市告示第 28号	94.0	1,050	S52.1.15	S52.1.15～S57.3.31	1,050	完 了

供給処理施設等

名 称	位 置	面積 (ha)	施設能力	決定年月日	備 考
田辺市廃棄物処理場	元町字三四六	約5.6	100 t / 日	S47.6.21 市告示第 18号 H4.11.24 市告示第 80号	供用済
南紀田辺地方卸売市場	稲成町字南江原	1.8	野菜 95 t / 日 果物 120 t / 日	S55.12.5 市告示第 38号	〃
田辺市斎場	元町字中之谷	1.2	5体/日	H3.3.2 市告示第 19号	〃
田辺市周辺衛生施設組合 し尿処理場	新庄町字長井谷	2.6	112kℓ/日	H4.3.11 市告示第 9号	〃

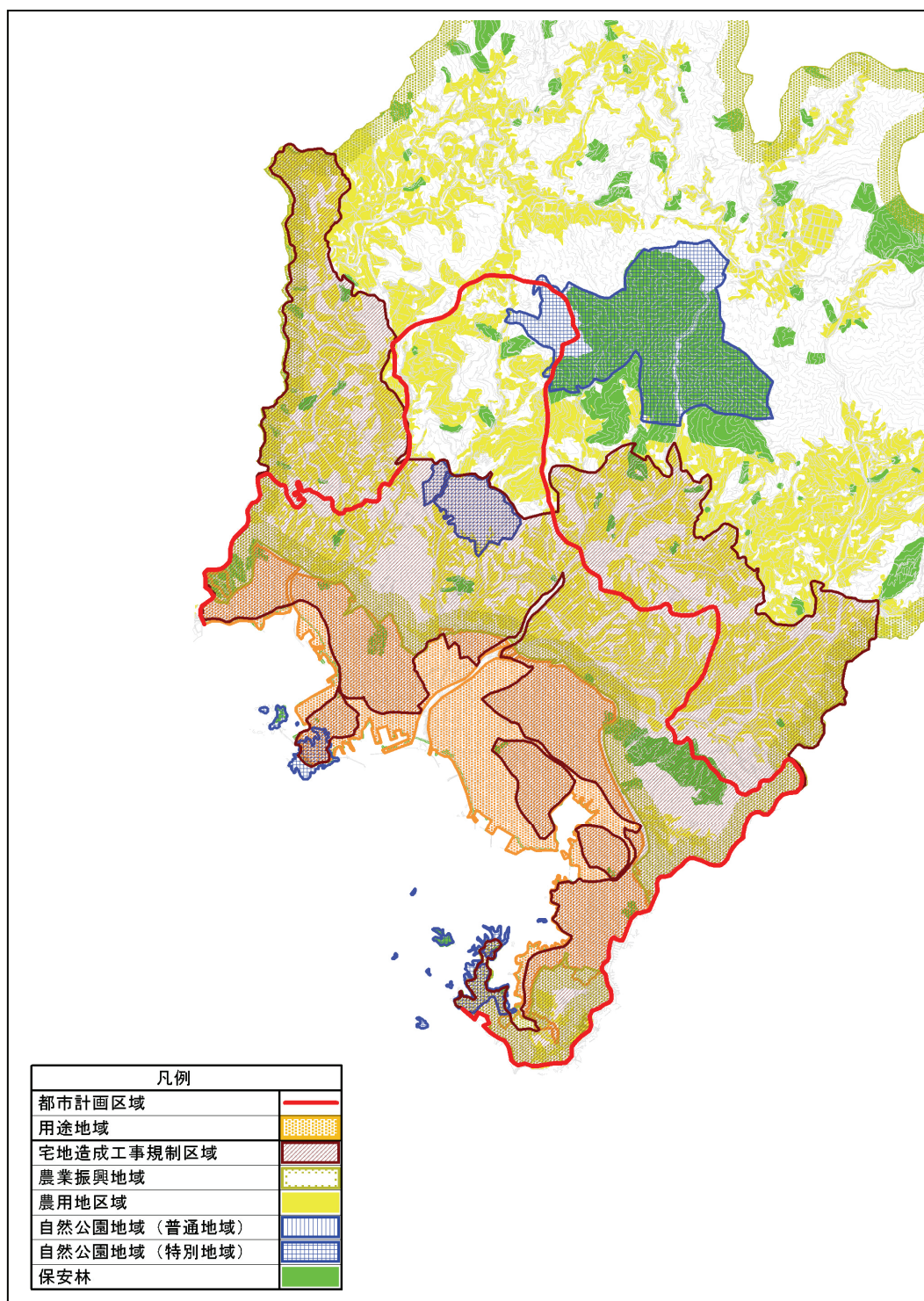
土地区画整理事業

地区名	事業主体	都市計画決定		事業決定		事業期間
		面積 (ha)	年 月 日	面積 (ha)	年 月 日	
荒 光	組合	—	—	7.45	H1.11.10	H1～H5
銀 座	市	1.20	H6.11.24 市告示第 91号	1.21	H7.7.5	H7～H12
ア オ イ	〃	0.60	H6.11.24 市告示第 90号	0.64	H7.8.22	H7～H12
海 蔵 寺	〃	1.50	H14.10.10 市告示第156号	1.50	H15.10.31	H15～H21
合 計		3.30		10.75		

2) 主な土地利用規制

主な土地利用規制は、都市計画区域及び用途地域などのほか、宅地造成工事規制区域、農用地区域、保安林などの法規制が指定されています。

【法適用現況図】



1-5 主要プロジェクト

現在、田辺市内において進行中の都市計画分野の主要プロジェクトは以下のとおりです。

(1) 近畿自動車道紀勢線整備事業（田辺～すさみ間）

○事業概要 近畿自動車道紀勢線の南紀田辺インターチェンジ以南の区間を整備する事業です。近畿自動車道紀勢線は、京阪神都市圏と紀南を結ぶ幹線道路として、輸送時間の短縮や一般道の混雑緩和を図り、地域相互の産業、経済文化、観光の振興と発展に寄与するとともに、災害や救急等、緊急時の通行ルートとして周辺地域住民の安心できる暮らしを確保するために整備が必要な道路です。

○事業期間 平成 10 年 12 月
（施工命令）～



(2) 国道 42 号田辺西バイパス整備事業

○事業概要 国道 42 号田辺西バイパス稲成ランプの西に続く芳養町までの区間において、一般国道 42 号のバイパスとして整備する事業であり、市内の交通混雑などの問題を解消するとともに、周辺地域との連絡を強化することを目的としています。なお、平成 19 年 11 月には、国道 42 号田辺西バイパスから近畿自動車道紀勢線南紀田辺インターチェンジへ連絡する 600m 区間が一部供用開始されています。

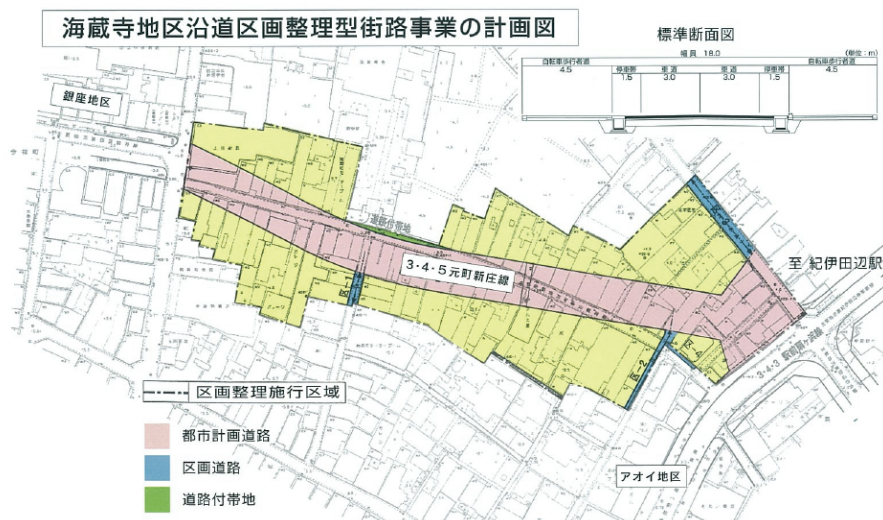
○事業期間 平成 9 年度～



(3) 海蔵寺地区沿道区画整理型街路事業

○事業概要 中心市街地を東西に通る幹線道路である都市計画道路元町新庄線とその沿道市街地を同時に整備する事業であり、中心市街地への誘導ルートの強化、中心市街地内の回遊性の向上及び沿道商店街の魅力の向上などにより、中心市街地の活性化に資することを目的としています。

○事業期間 平成 15 年度～平成 21 年度



(4) 都市計画道路元町新庄線整備事業

○事業概要 中心市街地を東西に通る幹線道路である都市計画道路元町新庄線のうち、海蔵寺地区に連続する礪坂方面の一部区間を整備する事業であり、交通の円滑化、中心市街地への誘導ルートの強化、中心市街地内の回遊性の向上などにより、中心市街地の活性化や東西方向の連絡強化を目的としています。

○事業期間 平成 21 年度～

(5) 都市計画道路内環状線整備事業

○事業概要 中心市街地を取り巻く都市計画道路内環状線のうち、東部地域の一部区間を整備する事業であり、交通混雑の緩和と通学路としての安全の確保のほか、災害時の物資の運搬路及び避難路を確保することを目的としています。

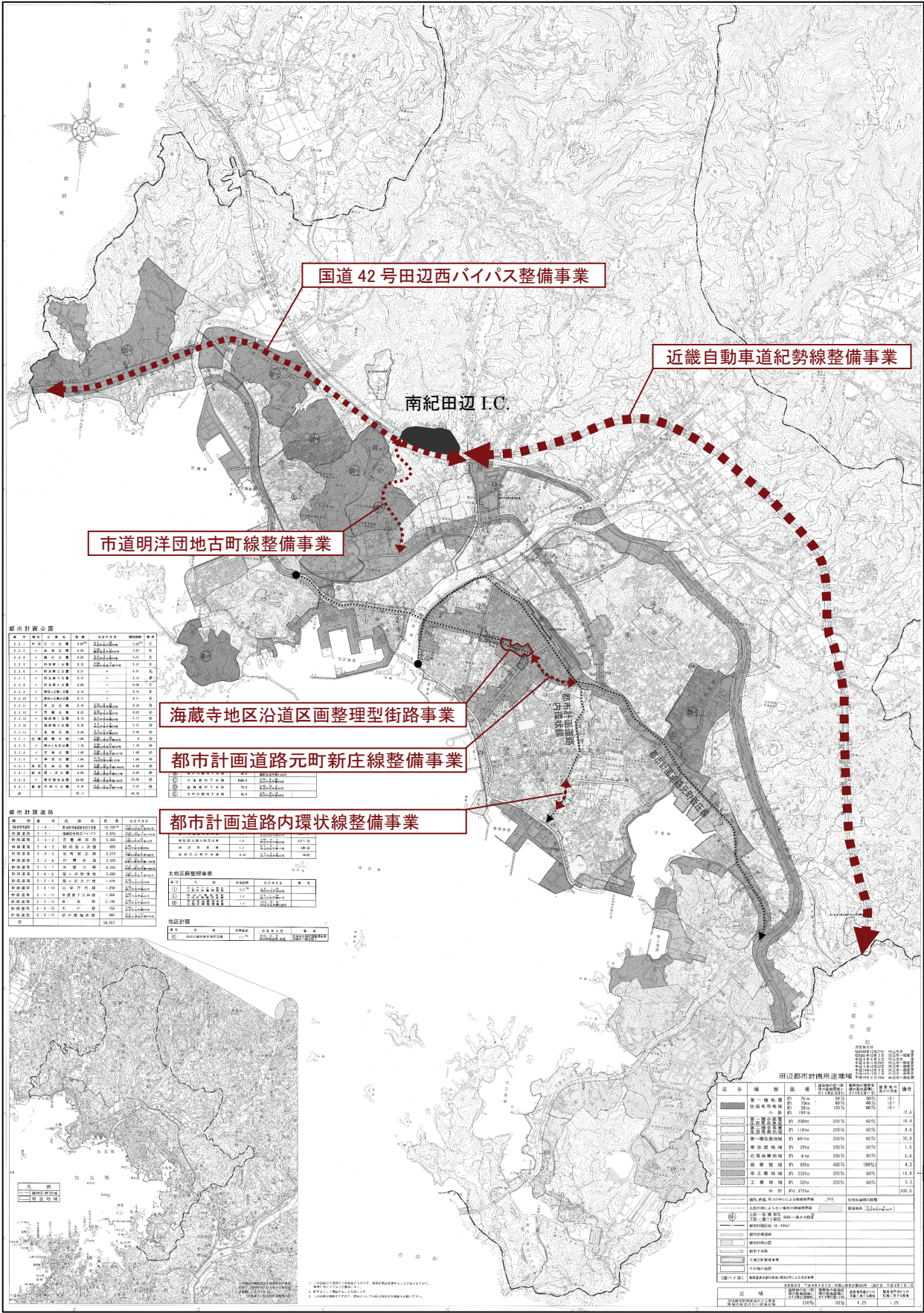
○事業期間 平成 18 年度～平成 23 年度

(6) 市道明洋団地古町線整備事業

○事業概要 国道 42 号上の山交差点から、近畿自動車道南紀田辺インターチェンジ及び国道 42 号田辺西バイパスを結ぶ道路を整備する事業であり、市民の広域交通の利便性向上や市街地内への円滑な交通流の誘導を図ることを目的としています。

○事業期間 平成 14 年度～平成 22 年度

【主要プロジェクトの位置】



1-6 住民意向

(1) 調査概要

田辺市都市計画マスタープランの策定にあたっての基礎資料とするため、市民の皆さま及び市内に通学している高校生を対象としたアンケート調査を実施しました。

1) 市民アンケート

今後のまちづくりの指針としていくため、市民の皆さまの目線から見た「まちの将来像」を把握し、その実現に向けて何をすべきかを検討する手掛かりとするため、アンケートを実施しました。

これは市民の皆さまが、最も重視している目標像が何かを明確にし、その実現のために何をすべきかを検討することを大きな目的の一つにしています。

特に、地域の「生活環境」に対する現状での満足度と今後の取り組みに対する重要度について把握し、これから取り組んでいく施策の優先性を検討するための参考とします。概要については以下のとおりとなっています。

①対象者

田辺市在住の市民を対象に住民基本台帳から地域毎の人口比率に応じた数無作為で 2,000 票を抽出しました。

②調査実施日

調査実施期間：平成 20 年 10 月 10 日～平成 20 年 11 月 10 日

(アンケート回収期限を平成 20 年 10 月 20 日とし、その後、アンケート回答のお礼とお願いを兼ねたハガキを配布し、平成 20 年 11 月 10 日まで回収)

③調査方法

対象者にアンケート票を郵送による配布を行い、郵送による回収を行いました。

④回収状況

回答数：905 票 、 回収率：45.3%

⑤調査項目

- ・ 回答者のプロフィール（性別、年齢、職業、居住地域、居住年数）
- ・ 田辺市の良いところ、悪いところ（現状）
- ・ 地域毎の現状（生活環境の満足度、重要度）
- ・ 今後の居住について
- ・ 田辺市の将来に望むこと（期待する将来イメージ、期待する取り組み）
- ・ 地域毎の将来に望むこと（まちづくり分野毎）
- ・ 自由意見

2) 高校生アンケート

今後のまちづくりの指針としていくため、将来の田辺市を担っていただく高校生の皆さまの目線から見た「まちの将来像」を把握し、その実現に向けて何をすべきかを検討する手掛かりとするため、アンケートを実施しました。

①対象者

田辺市のまちなかに立地する、田辺高校、神島高校、田辺工業高校、南紀高校（昼間部・夜間部）を対象高校とし、各高校それぞれ来年度より大学進学、就職等に進まれる最高学年全員を対象としました。（南紀高校については、同世代の学生を対象）

②調査実施日

配布期間：平成 20 年 10 月 10 日～平成 20 年 10 月 22 日

※それぞれの学校での実施のため調査実施日が異なる

③調査方法

対象高校にご協力いただき、それぞれホームルーム等を利用して配布し、記入後回収しました。

④回収状況

回答数：834 票 、 回収率：97.9%

⑤調査項目

- ・ 回答者のプロフィール（性別、居住地域、通学のための主な交通手段）
- ・ 田辺市の良いところ（現状）
- ・ 今後の居住について
- ・ 田辺市の将来に望むこと（期待する将来イメージ）
- ・ 定住施策
- ・ 自由意見

(2) 結果概要

アンケート調査結果をまとめると以下ようになります。

①お住まいの地域の生活環境について(5段階評価):市民アンケート

お住まいの地域の生活環境について満足度と重要度で 5 段階評価したところ、満足度が低く、重要度が高い項目は、「身近にある道路の整備状況」、「歩行者や自転車にとっての道路の安全性」、「洪水や火災など災害時の安全対策」、「病院や診療所などの医療環境」、「高齢者等に配慮した施設整備（バリアフリー）」、「まちの活気・活力」となりました。

生 活 環 境	満足度	重要度
1) 身近にある道路の整備状況	2.80	3.61
2) 歩行者や自転車にとっての道路の安全性	2.29	3.81
3) 電車・バスなどの公共交通の便利さ	2.27	3.44
4) 水道などの生活用水の対策	3.40	3.63
5) 家庭からの排水・雨水の対策	2.94	3.63
6) ゴミやし尿の処理対策	3.16	3.71
7) 騒音や悪臭などの公害対策	3.11	3.45
8) 洪水や火災など災害時の安全対策	2.75	3.93
9) 日用品の買物の便利さ	3.03	3.46
10) 家具、電化製品等の買物の便利さ	2.84	3.23
11) 病院や診療所などの医療環境	2.87	3.95
12) デイサービスなどの福祉環境	3.00	3.61
13) 保育所などの配置状況や子育て支援環境	2.96	3.56
14) 公園や子供の遊び場の整備状況	2.63	3.53
15) スポーツ・レクリエーション施設などの整備状況	2.70	3.25
16) 小学校などの教育施設の整備状況	3.00	3.54
17) 公民館・集会所などの整備状況	3.13	3.23
18) 山・川・海などの自然環境	3.43	3.56
19) まちなみの美しさ（景観）	2.96	3.36
20) 高齢者等に配慮した施設整備（バリアフリー）	2.57	3.74
21) ご近所の人と人とのつながり	3.19	3.48
22) まちの活気・活力	2.37	3.74
23) 総合的に考えた身の回りの環境	2.93	3.57
平均	2.88	3.57

* 背景色付…・満足度(平均以下)、重要度(平均以上)、

* 数字色付…・満足度上位3項目・満足度下位3項目
重要度上位3項目・重要度下位3項目

②定住意向について:市民、高校生アンケート

定住については、市民アンケートでは、「今住んでいる場所に住み続けたい」の項目が全体の約6割と最も多く、高校生アンケートでは全体の約1割となりました。

高校生アンケートで最も多かった項目は、「一旦市を出るが、いずれ田辺市に帰ってきたい」となりました。

		単位(%)	
		市民	高校生
1	今住んでいる場所に住み続けたい	61.0	12.6
2	一旦市を出るが、いずれ田辺市に帰ってきたい	1.7	31.9
3	他の地域に移りたい	11.8	24.4
4	わからない	21.4	28.4
5	その他	1.5	1.1
-	無記入・無効	2.5	1.5
-	サンプル数(人)	905	524

③転出希望先について：市民、高校生アンケート

転出希望のある、「他の地域に移りたい」と回答した中で、具体的な転出先の希望については、市民アンケート、高校生アンケートともに、「まちに魅力があるため」、「働く場所があるため」といった項目が多くなりました。

		単位(%)	
		市民	高校生
1	まちに魅力があるため	17.9	42.6
2	通勤・通学に便利であるため	10.3	9.3
3	働く場所があるため	16.7	20.4
4	買い物など日常生活が便利であるため	11.5	12.0
5	教育・文化の環境が充実しているため	2.6	5.6
6	保健・医療・福祉が充実しているため	5.1	0.0
7	防災上安全と感じているため	15.4	0.0
8	自然環境が豊かであるため	12.8	2.8
9	その他	5.1	7.4
-	無記入・無効	2.6	0.0
-	サンプル数(人)	78	108

④田辺市の現状のイメージ：市民、高校生アンケート

田辺市の現状のイメージとしては、市民アンケート、高校生アンケートともに、良いイメージとして「自然環境」が最も多くなりました。また、市民アンケートでは、「買い物など日常生活の便利さ」が良い項目として多いものの、「商業の活力」は悪い項目として多くなりました。更に、「まちの個性（歴史や伝統）」は、市民アンケートでは悪い項目となっているものの、高校生アンケートでは良い項目になっています。

		単位(%)		
		市民	高校生	市民
		現状の 良いところ	現在の 市の魅力	現状の 悪いところ
1	自然環境	76.2	64.9	2.3
2	まち個性(歴史や伝統)	23.5	37.8	29.3
3	通勤・通学など交通の便	12.7	7.0	15.7
4	身近な道路や公園整備状況	9.1	7.6	13.3
5	下水道の整備状況	4.6	4.0	17.0
6	買い物など日常生活の便利さ	40.3	12.5	11.5
7	商業の活力	0.3	1.1	45.3
8	工業の活力	0.1	1.4	18.2
9	農林漁業の活力	5.6	14.4	20.9
10	観光・レクリエーションの活力・魅力	3.3	5.3	13.5
11	教育・文化の充実度	1.9	2.8	6.6
12	保健・医療・福祉の充実度	9.2	2.8	15.2
13	地震、洪水などの防災に対する安心さ	3.8	3.4	19.2
14	人情味があり地域社会のつながり	25.9	19.3	4.8
15	まちづくりへの住民参加状況	4.1	7.4	9.7
16	その他	3.4	4.2	2.3
-	無記入・無効	3.5	3.8	6.3
-	サンプル数(人)	905	834	905

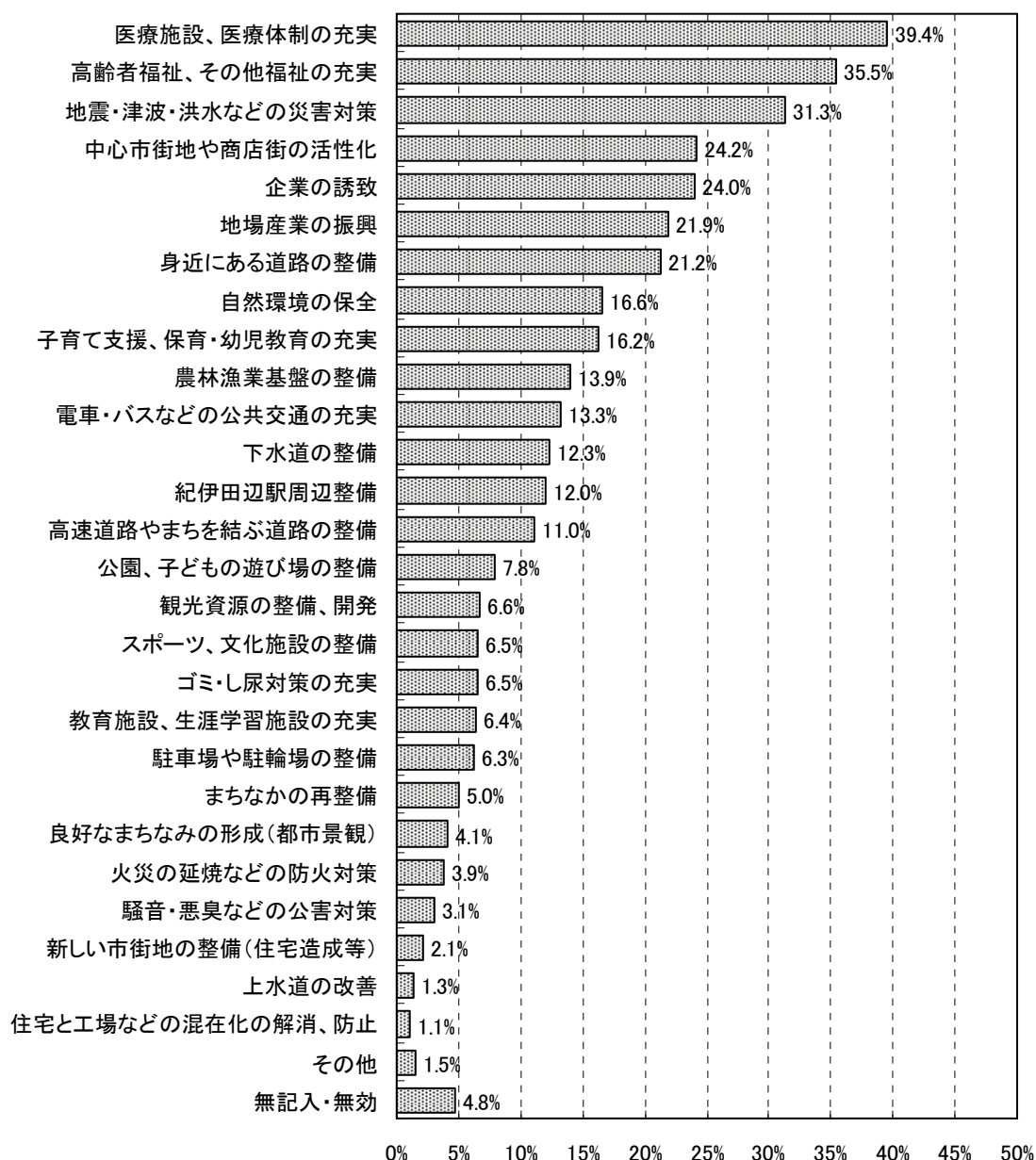
⑤田辺市の将来イメージ：市民、高校生アンケート

田辺市の将来のイメージとしては、市民アンケート、高校生アンケートともに、「豊かな自然環境を大切にするまち」が最も多くなりました。また、商業と安全といったキーワードで多かった項目を整理すると、商業では、市民アンケートが「商業の盛んな活力あるまち」に対して高校生アンケートが「買い物など日常生活が便利なまち」が多く、安全では、市民アンケートが「保健・医療・福祉の充実したまち」に対して高校生アンケートが「地震、洪水などの防災に対する安心感があるまち」と違いが見られます。

		単位(%)	
		市民 望む 将来像	高校生 望む 将来像
1	豊かな自然環境を大切にするまち	48.0	44.8
2	歴史や伝統といった個性を大切にするまち	12.8	18.5
3	通勤・通学など交通の便のよいまち	11.5	21.8
4	身近な道路や公園などが整ったまち	9.9	8.0
5	下水道が整ったまち	9.9	5.6
6	買い物など日常生活が便利なまち	18.7	32.7
7	商業の盛んな活力あるまち	24.9	11.6
8	工業の盛んな活力あるまち	8.2	2.5
9	農林漁業の盛んな活力あるまち	19.8	4.2
10	観光・レクリエーションの盛んな活力あるまち	9.0	15.0
11	教育・文化の充実したまち	10.9	8.8
12	保健・医療・福祉の充実したまち	46.5	18.3
13	地震、洪水などの防災に対する安心感があるまち	23.2	25.1
14	人情味があり地域社会のつながりが充実しているまち	17.3	15.5
15	まちづくりへの住民参加が盛んなまち	3.8	5.6
16	その他	0.9	3.1
-	無記入・無効	5.2	2.8
-	サンプル数(人)	905	834

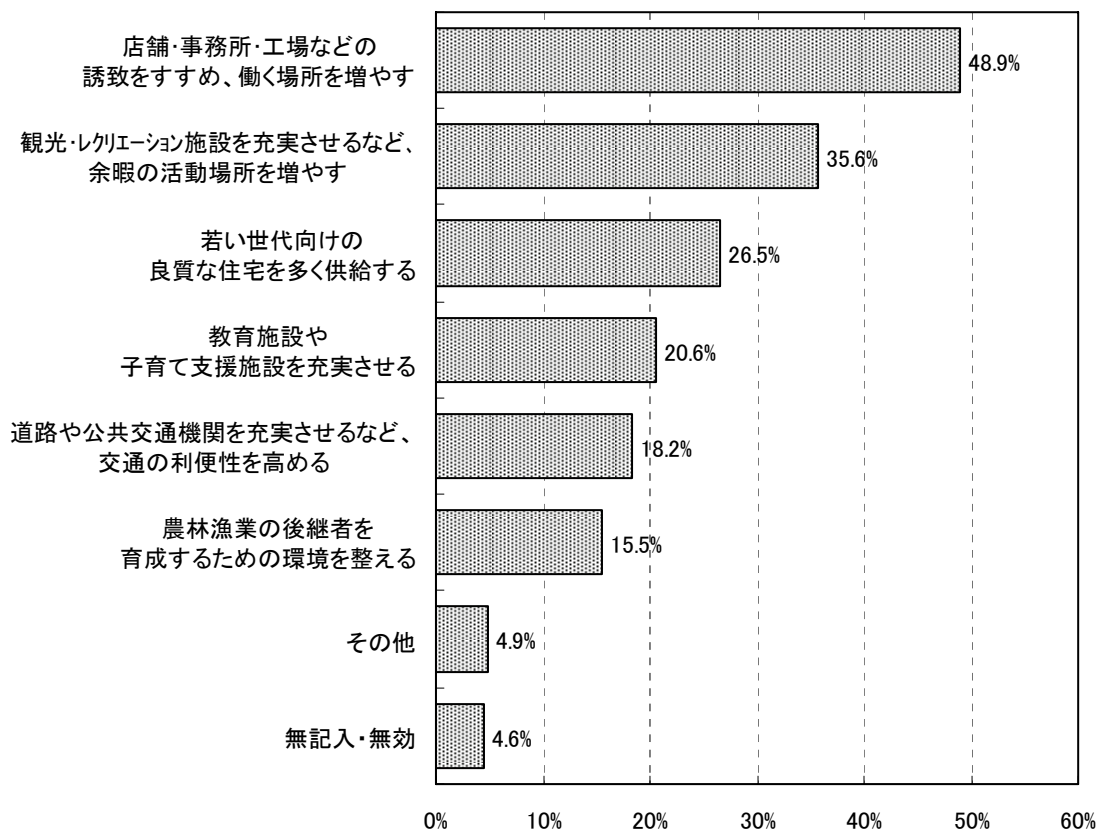
⑥取り組んでほしい施策について：市民アンケート

取り組んでほしい施策としては、「医療施設・医療体制の充実」が全体の約4割で最も高く、次いで「高齢者福祉・その他福祉の充実」「地震・津波・洪水などの災害対策」「中心市街地や商店街の活性化」となっています。



⑦必要な定住施策について：高校生アンケート

必要な定住施策としては、「店舗・事務所・工場などの誘致をすすめ、働く場所を増やす」が5割近くで最も高く、次いで「観光・レクリエーション施設を充実させるなど、余暇の活動場所を増やす」が全体の約4割、続いて「若い世代向けの良質な住宅を多く供給する」が全体の約3割となっています。



⑧主な自由意見について：市民、高校生アンケート

自由意見を分類すると、「高齢者・若者」、「まちづくり」、「自然・環境・景観」が主なキーワードとなります。

（市民）田辺市のまちづくりについて考えていること、重要だと思うことなど

項目	件数	内容
高齢者・若者	54	少子高齢化対策、若者に魅力を感じさせる、高齢者対策 等
まちづくり	50	紀伊田辺駅周辺整備、中心市街地活性化、人を大事にした取組み 等
道路・歩道整備	48	道路拡幅、歩道整備、渋滞緩和 等
商業振興・娯楽施設等	47	駅前商店街活性化、大規模商業施設、レジャー施設 等
自然・環境・景観	41	自然保護、環境保護、森林保全、家庭ゴミの焼却問題 等

（高校生）自分が田辺市長になったとイメージして、田辺市のまちづくりについて考えていること、重要だと思うことなど

項目	件数	内容
自然・環境・景観	92	田辺の自然は素晴らしい、緑が豊かで住みやすいまち 等
商業振興・娯楽施設等	72	大規模なショッピングセンターをつくる、若者向けの店を増やす 等
まちづくり	54	活気あるまち、明るいまち、住みやすいまち、魅力あるまち 等
行財政取組	43	住民の意見を聞く、税金を正しく使う、無駄づかいしない 等
公共交通	42	交通の便が悪すぎる、バスが不便、電車の本数が少ない 等

2 まちづくりの課題

2-1 まちづくりの課題設定の流れ

(1) 基本的な考え方

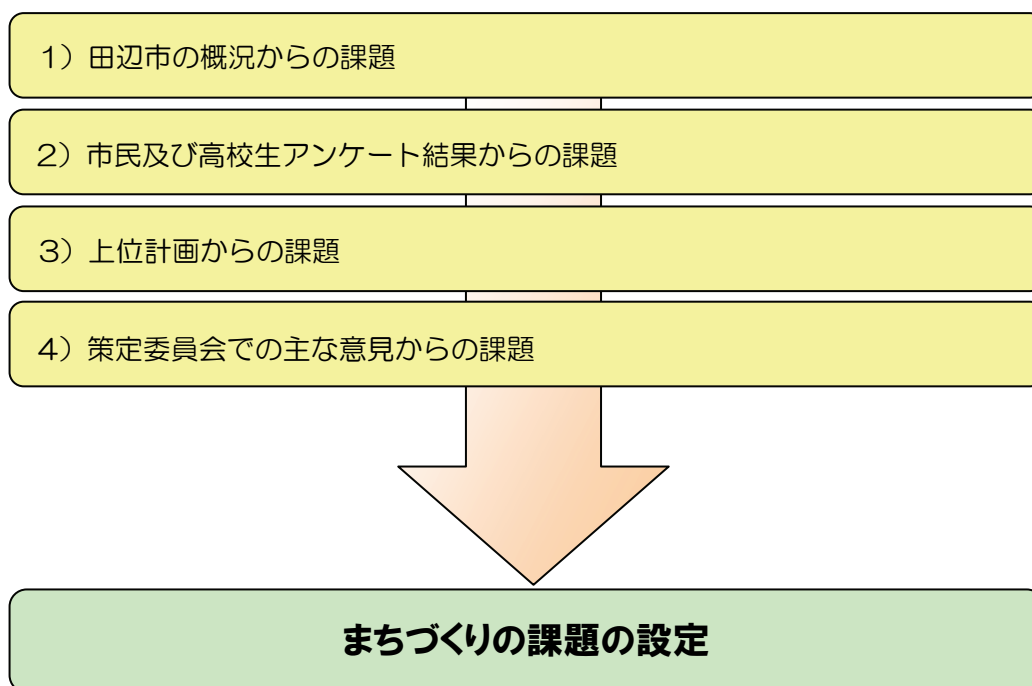
我が国は近年、「地球環境問題への対応」や「少子高齢社会への移行」、「人口減少時代の到来」、「防災・減災への意識の向上」など、様々なまちづくりへの問題や課題の対応が求められています。これらの問題に対し、限られた財源の中での自治体運営の中で、「選択と集中」による効果的なまちづくりを進めていくことが重要となっています。

このことは、田辺市においても例外ではなく、多種多様化しているまちづくりの課題を的確に抽出した上で、課題を系統的にまとめることにより、必要な取り組みを効果的に実現していくことが必要です。

これを踏まえ、田辺市のまちづくりの課題設定にあたっては、様々な視点からの課題をまちづくりのキーワードとして整理したうえで、まちづくりの課題を体系的にまとめることとします。

(2) 課題設定について

まちづくりの課題設定については、以下に示す様々な視点から課題を抽出し設定します。



(3) 様々な視点からの課題

1) 田辺市の概況からの課題

項目	内容
広域的な位置づけ	紀南地域の中心都市であり、大都市への交通の便も比較的便利な都市
人口・世帯数 ・高齢化率	人口は減少傾向であるものの、世帯数は増加傾向、高齢化率は全国平均や和歌山県平均に比べ高く、増加傾向にある。中心市街地の高齢化率は市平均に比べ高い。
産業	第3次産業が増加傾向、事業所数・従業者数は減少傾向であり、商業・工業とも減少傾向にある。
交通	海岸沿いの平野部に一般国道が集中、南紀田辺 I.C.開設により利便性が向上している。従業・通学の人動きは、約9割が自市内である。鉄道については乗降客が減少傾向であり、バスについては市内を網羅しているが、本数は少ない。
公共公益施設	様々な公共公益施設が市内に分散
観光	観光客数は増加しているものの、宿泊客が減少、日帰り客が増加
土地利用	9割以上が農用地や森林などの自然的土地利用



【まちづくりのキーワード】

- 少子高齢社会への対応
- 中心市街地の空洞化への対応
- 商業の維持・向上
- 工業の維持・向上
- 交通ネットワークの確立
- 観光振興、観光資源の活用
- 自然環境の保全・活用
- 既存市街地（宅地、施設など）の効率的な利用

2) 市民及び高校生アンケート結果からの課題

項目	内容
産業	商業の盛んな活力あるまち、中心市街地や商店街の活性化、地元工業の活性化、働く場所を増やす
公共公益施設	身近な公園や道路整備、道路の安全性
土地利用	住環境を守るための住宅地、商業地・工業地等のメリハリある土地利用規制、農地の保全
自然	豊かな自然環境の保全
保健・医療 ・福祉・子育て	保健・医療・福祉などの充実、バリアフリー化
観光・レクリエーション	自然環境を活かした施設整備、余暇の活動場所を増やす
災害	地震・津波・洪水などの災害対策
景観	自然と調和した景観
生活環境	定住のための良質な住宅供給、既存住宅地における住環境改善
その他	まちの魅力、個性、活力

**【まちづくりのキーワード】**

- 中心市街地の活性化
- 商業の活性化
- 工業の活性化
- 住環境の整備・向上
- 自然環境の保全・活用
- 保健・医療・福祉の充実（バリアフリー）
- 観光振興、観光資源の活用
- 自然環境に配慮した景観形成
- 地震・津波・洪水などの災害への対応

3) 上位計画からの課題

田辺都市計画区域マスタープラン（平成 16 年 5 月） 太陽と大洋^{として} & 確かな都市機能が融和した紀南中核圏域 ●「田辺」を中心として生活拠点群がネットワークする圏域 ●温泉・まち・農・海・森を活かす体験交流圏域 ●優れた農業と海山の幸を活かす、あじわい発信圏域（基本理念） ・コンパクトなまちづくり ・交流による活力あるまちづくり ・安全・安心なまちづくり ・環境共生のまちづくり ・ひと・コミュニティを育むまちづくり
第 1 次田辺市総合計画（平成 19 年 3 月） 「自然と歴史を生かした 新地方都市 田辺」 ・人をはぐくむまち ・安心して暮らせるまち ・安全で住みよいまち ・活力みなぎる産業のまち ・快適な環境のまち ・市民と行政が共につくるまち
国土利用計画（和歌山県計画）（平成 21 年 3 月） ・コンパクトなまちづくり ・災害に強い都市構造の形成 ・美しくゆとりある環境の形成 ・地域の特性を踏まえた生活環境の整備 ・無秩序な転用を抑制し、実情に即した計画的土地利用 ・自然環境を保全すべき地域は、適正に保全 ・適正な管理の下で、自然体験学習の場として利用 ・都市と農山漁村との適切な関係構築



【まちづくりのキーワード】 ○集約型都市構造（コンパクトシティ）への対応 ○生活拠点群の結節化 ○交流のための都市基盤づくり ○観光資源の活用 ○安全・安心への対応 ○環境共生への対応 ○快適な都市環境づくり ○地域社会の活性化

4) 策定委員会での主な意見からの課題

主な意見	意見の類型とまとめ	対応課題
・ 高校生の定住意向に応えるために、住む場所、働く場所を如何に提供していくかを検討すべき。 ・ 旧市街地に住める条件を整えることで、郊外の市街化も少なくなる。 ・ 旧市街地の空き地の活用も検討すべき。定期借地なども考えられる。 ・ 交流人口や定住人口を如何に増やすかを考えることも重要。 ・ 高齢者が安心して生活できるような都市計画を検討すべき。(交通の利便性の向上など) ・ コンパクトシティ化とは、必ずしも中心市街地に集約することばかりではない。 ・ 都市計画区域内外で住宅の耐震性に大きな差がある。都市計画区域外でも何らかの審査が必要。 ・ コンパクトシティは、空洞化し活力が低下している中心市街地を、まちの核として活性化するための1つの手法である。 ・ 定住のためには、まちの魅力が重要であり、それは今あるものを如何に活かすかだと思う。 ・ 山や海岸など田辺の良さを、日本全国や世界に向け発信することで、若者世代が移り住んでくれたらいいと思う。 ・ 町内会活動は活発と感じている。 ・ 行政と住民が如何に協力してまちづくりを行うか考えるべき。 ・ 田辺は食べ物もおいしくていいところ。田辺のまちの「大きさ」や「まとまり」は、ちょうどいい。 ・ 如何に安全に安心して、楽しく暮らせるまちができるかを検討したい。 ・ まちをつくっていくのは市民。市民が主体となりやすいシステムを行政が作っていくことが大切。 ・ 自然環境を活かし、まず来て、次に一時居住して、最終的に定住して頂くようなシステムを考えることも1つだと思う。 ・ 土地利用の規制緩和を検討する場合には、乱開発に対する注意が必要。	若者等の定住促進の方策 ・ 住む場所、住める条件、働く場所の必要性 ・ 自然環境などのまちの魅力を活かす必要性	○快適な住環境の形成 ○商業・工業など産業の活性化 ○豊かな自然環境の保全・活用 ○景観（自然・歴史文化）の保全・形成
	コンパクトシティの概念 ・ 旧市街地などの既存のまちやモノを有効に活かした、むやみにまちを広げない無駄のないまちづくりの必要性 ・ 乱開発への注意の必要性	○集約型都市構造に向けた中心市街地の活性化と効率的な市街地の形成 ○機能的な交通ネットワークの形成と連携
	高齢者への配慮 ・ 交通利便性向上など高齢者の安心の確保の必要性	○機能的な交通ネットワークの形成と連携 ○保健・医療・福祉等の充実 ○地域社会の活性化・育成
	安全性の確保 ・ 建物の耐震性確保など安全性の確保の必要性	○地震・津波・洪水など災害への対応
	協働のまちづくり ・ 市民によるまちづくりと、市民と行政の協働の必要性	○地域社会の活性化・育成
	交流人口の確保 ・ 自然、食べ物などの田辺の良さの発信の必要性 ・ まず来てもらう必要性	○観光・交流の充実 ○豊かな自然環境の保全・活用 ○景観（自然・歴史文化）の保全・形成

2-2 まちづくりの課題の設定

これまでのまちづくりのキーワードと策定委員会からの意見を踏まえ、まちづくりの課題を3つにまとめ、それぞれの対応課題を設定します。

【課題の体系的まとめ】

①安全で安心なまちづくり

- 地震・津波・洪水など災害への対応
- 保健・医療・福祉等の充実
- 地域社会の活性化・育成

②地域活力が連携した快適で効率的なまちづくり

- 集約型都市構造（コンパクトシティ）に向けた中心市街地の活性化と効率的な市街地の形成
- 商業・工業など産業の活性化
- 快適な住環境の形成
- 機能的な交通ネットワークの形成と連携

③個性的で魅力あるまちづくり

- 豊かな自然環境の保全・活用
- 景観（自然環境・歴史文化など）の保全・形成
- 観光・交流の充実

田辺市の概況

【広域的な位置づけ】

紀南地域の中心都市であり、大都市への交通の便も比較的便利な都市

【人口・世帯数・高齢化率】

人口は減少傾向であるものの、世帯数は増加傾向、高齢化率は全国平均や和歌山県平均に比べ高く、増加傾向にある。中心市街地の高齢化率は市平均に比べ高い。

【産業】

第3次産業が増加傾向、事業所数・従業者数は減少傾向であり、商業・工業とも減少傾向にある。

【交通】

海岸沿いの平野部に一般国道が集中、南紀田辺 I.C.開設により利便性が向上している。従業・通学の人々の動きは、約9割が自市内である。鉄道については乗降客が減少傾向であり、バスについては市内を網羅しているが、本数は少ない。

【公共公益施設】

様々な公共公益施設が市内に分散

【観光】

観光客数は増加しているものの、宿泊客が減少、日帰り客が増加

【土地利用】

9割以上が農用地や森林などの自然的土地利用

アンケート結果

【産業】

商業の盛んな活力あるまち、中心市街地や商店街の活性化、地元工業の活性化、働く場所を増やす

【公共公益施設】

身近な公園や道路整備、道路の安全性

【土地利用】

住環境を守るための住宅地、商業地・工業地等のメリハリある土地利用規制、農地の保全

【自然】

豊かな自然環境の保全

【保健・医療・福祉・子育て】

保健・医療・福祉などの充実、バリアフリー化

【観光・レクリエーション】

自然環境を活かした施設整備、余暇の活動場所を増やす

【災害】

地震・津波・洪水などの災害対策

【景観】

自然と調和した景観

【生活環境】

定住のための良質な住宅供給、既存住宅地における住環境改善

【その他】

まちの魅力、個性、活力

上位計画

【田辺都市計画区域マスタープラン】

太陽と大洋^{として}と確かな都市機能が融和した紀南中核圏域

- 「田辺」を中心として生活拠点群がネットワークする圏域
- 温泉・まち・農・海・森を活かす体験交流圏域
- 優れた農業と海山の幸を活かす、あじわい発信圏域（基本理念）

- ・コンパクトなまちづくり
- ・交流による活力あるまちづくり
- ・安全・安心なまちづくり
- ・環境共生のまちづくり
- ・ひと・コミュニティを育むまちづくり

【第1次田辺市総合計画】

「自然と歴史を生かした 新地方都市 田辺」

- ・人をはぐくむまち
- ・安心して暮らせるまち
- ・安全で住みよいまち
- ・活力みなぎる産業のまち
- ・快適な環境のまち
- ・市民と行政が共につくるまち

【国土利用計画(和歌山県計画)】

- ・コンパクトなまちづくり
- ・災害に強い都市構造の形成
- ・美しくゆとりある環境の形成
- ・地域の特性を踏まえた生活環境の整備
- ・無秩序な転用を抑制し、実情に即した計画的土地利用
- ・自然環境を保全すべき地域は、適正に保全
- ・適正な管理の下で、自然体験学習の場として利用
- ・都市と農山漁村との適切な関係構築

【まちづくりのキーワード】

- 少子高齢社会への対応
- 中心市街地の空洞化への対応
- 商業の維持・向上
- 工業の維持・向上
- 交通ネットワークの確立
- 観光振興、観光資源の活用
- 自然環境の保全・活用
- 既存市街地（宅地、施設など）の効率的な利用

【まちづくりのキーワード】

- 中心市街地の活性化
- 商業の活性化
- 工業の活性化
- 住環境の整備・向上
- 自然環境の保全・活用
- 保健・医療・福祉の充実（バリアフリー）
- 観光振興、観光資源の活用
- 自然環境に配慮した景観形成
- 地震・津波・洪水などの災害への対応

【まちづくりのキーワード】

- 集約型都市構造（コンパクトシティ）への対応
- 生活拠点群の結節化
- 交流のための都市基盤づくり
- 観光資源の活用
- 安全・安心への対応
- 環境共生への対応
- 快適な都市環境づくり
- 地域社会の活性化

策定委員会での主な意見

【課題の体系的まとめ】

①安全で安心なまちづくり

- 地震・津波・洪水など災害への対応
- 保健・医療・福祉等の充実
- 地域社会の活性化・育成

②地域活力が連携した快適で効率的なまちづくり

- 集約型都市構造（コンパクトシティ）に向けた中心市街地の活性化と効率的な市街地の形成
- 商業・工業など産業の活性化
- 快適な住環境の形成
- 機能的な交通ネットワークの形成と連携

③個性的で魅力あるまちづくり

- 豊かな自然環境の保全・活用
- 景観（自然環境・歴史文化など）の保全・形成
- 観光・交流の充実

第3章 全体構想

1 まちの将来像

1-1 まちづくりの基本理念と目標

多種多様な課題に対応したまちづくりを進めるため、体系的に整理した課題を踏まえた「まちづくりの基本理念」と「まちづくりの目標」を定めることで、田辺市のまちの将来像の考え方を明らかにします。

「まちづくりの基本理念」は、田辺市の将来に向けたまちづくりの基本的な考え方であり、進むべきまちづくりの道標（みちしるべ）として定めます。「まちづくりの目標」は、基本理念の考え方を踏まえ、多くの市民が共感できる、協働のまちづくりに向けてのスローガン（標語）として定めます。

(1) まちづくりの基本理念

田辺市は、和歌山県南部に位置し、古くから紀南地域の中心地として栄え、多種多様な都市機能を有しています。紀南地域の中心地としての責任ある発展を目指し、近畿自動車道紀勢線の南紀田辺インターチェンジの供用開始を契機として、より多くの人々が安全・安心で快適に生活し活動できるまちづくりに努めます。また、世界遺産に登録された熊野本宮大社や熊野古道など世界に誇れる歴史・文化資源とともに豊かな自然環境を有しており、この地域資源を活かした紀南地域をリードする魅力あるまちづくりに努めます。

なお、近年、地球温暖化問題や超高齢社会への対応として、省エネルギー化による環境負荷の小さな都市づくりや財政規模にあった都市づくりが全国的に求められており、紀南地域の中心地である田辺市においても、こうした考え方を踏まえたまちづくりに努めます。

◆安全・安心なまちづくり

近い将来発生が予測されている東南海・南海地震をはじめとする地震・火災・津波・洪水などの災害に対応した防災・減災の取り組みや市民の日々の暮らしを守るため交通安全対策・防犯対策を推進するとともに、少子高齢化の更なる進行に対応した保健・医療・福祉等の充実、地域社会の活性化・育成を図ることで安全・安心なまちづくりを目指します。

◆地域活力が連携した快適で効率的なまちづくり

都市基盤や都市機能の充実による中心市街地の活性化や効率的で秩序ある市街地の形成に併せ、市内各地域間を結ぶ機能的な交通ネットワークの形成を図ることにより、持続可能な集約型都市構造を構築し、各地域の活力の維持・向上とともに、地域活力が連携した快適で効率的なまちづくりを目指します。

◆個性的で魅力あるまちづくり

田辺市を包む山・川・海の豊かで美しい自然環境や、熊野古道に代表される豊かな歴史・文化、さらに梅やみかんなどの農産物をはじめとする豊かな特産品、これら田辺市が有する恵まれた地域資源を適切に保全・活用することで、美しい景観の保全・形成に寄与し、市内の観光や人々の交流を充実させるなど、個性的で魅力あるまちづくりを目指します。

(2) まちづくりの目標

【目標設定の考え方】

美しい山、川、海などの豊かな自然や熊野古道をはじめとした世界に誇れる歴史に包まれ、それらの恵みから文化を育んできた田辺市は、今後も、こうした豊かな自然や歴史を保全・活用しながら、今後進展する人口減少、少子高齢化社会に対応した活力ある「まち」を目指す必要があります。

活力ある「まち」とするためには人の交流を盛んにしていくことが不可欠です。このため、田辺市の強みである豊富な地域資源と都市機能を有機的に結びつけながら、「まち」を育んでいくことで心の豊かさを実感でき、地方都市“田辺”に「住みたい」「住みつづけたい」「訪ねたい」と思われるまちづくりを目指します。

具体的には、豊かな自然環境と歴史を活用した交流人口の増大や産業の活性化、中心市街地を核とした機能的で暮らしやすい生活環境の創出に着目したまちづくりを進めます。

【まちづくりの目標】

～地域資源が輝き、心の豊かさを実感できる

交流拠点都市 田辺～

1ー2 将来の都市構造

(1) 基本的な考え方

まちづくりの基本理念と目標を踏まえ、この実現に向けた将来の都市構造として、田辺市域全体の都市構造と、その中の都市拠点としての田辺都市計画区域の都市構造を整理します。

将来都市構造図では、人やものが集まる「拠点」とそれを結ぶ「軸」を中心に位置づけ、これらを明確にすることで各拠点の強化や連携を図り、安全・安心、快適で効率的なまちの構築を目指します。

【市域全体】

拠点	都市拠点	田辺都市計画区域は、行政機能、交通機能、商業・業務機能、産業機能などの集積地であることから、田辺市の都市活動を支える「都市拠点」とします。
	生活拠点	地域ごとの中心地として、龍神、中辺路、大塔、本宮の各行政局を中心とした旧来からの宅地の集落地を「生活拠点」とします。
	防災拠点	災害時における情報発信及びその備えが可能な施設として、龍神、中辺路、大塔、本宮の各行政局を「防災拠点」とします。
	歴史・文化拠点	歴史的・文化的な都市の個性を形成する場所として、世界遺産に登録された「熊野古道」の到達地の1つである熊野本宮大社を「歴史・文化拠点」とします。
	観光レクリエーション拠点	広域的な観光レクリエーションの場として、以下の施設を「観光レクリエーション拠点」とします。 (龍神温泉周辺／護摩壇山森林公園／宮代オートキャンプ場／ひわだの滝自然公園キャンプ場／大塔青少年旅行村／百間山溪谷キャンプ場／熊野古道[近露周辺地区]／本宮温泉郷周辺)
軸	広域連携軸	周辺の市町村など広域を結び、生活拠点を有機的につなぐ連絡道路ともなる国道42号バイパス、国道168号、国道311号、国道371号、国道424号、国道425号を「広域連携軸」とします。
		特に、都市拠点の主軸であり、周辺都市を結ぶ国道42号バイパスを「都市間連携軸」とします。
	地域間連携軸	生活拠点と都市拠点を有機的につなぐ連絡道路として県道田辺龍神線、県道上富田南部線、県道芳養清川線、県道秋津川田辺線を「地域間連携軸」とします。
	歴史・文化軸	「紀伊山地の霊場と参詣道」として世界遺産に登録され、田辺市の歴史・文化の代名詞ともなる熊野古道を「歴史・文化軸」とします。
	自然環境軸	都市に自然の潤いをもたらす会津川、富田川、日置川、熊野川、日高川を「自然環境軸」とします。

【田辺都市計画区域：都市拠点】

拠点	中心拠点	都市拠点の中でも、田辺市のみならず紀南地域の行政機能、商業・業務機能が最も集積した中心地を都市活動を支える「中心拠点」とします。
	交通拠点	広域を結ぶ道路及び鉄道の結節点である南紀田辺インターチェンジ、JR紀伊田辺駅を「交通拠点」とします。
	産業拠点	田辺市の農林水産業活動を支える田辺漁港・南紀田辺地方卸売市場・文里港周辺を「産業拠点」とします。
	医療拠点	紀南地域の医療活動の中心であり、緊急、高度医療や災害時の救護地の中心ともなる南和歌山医療センター、紀南病院を「医療拠点」とします。
	防災拠点	災害時における情報発信及びその備えが可能な施設として、市役所本庁舎のほか、西牟婁総合庁舎、三四六公園及び新文里港を「防災拠点」とします。
	歴史・文化拠点	歴史的・文化的に都市の個性を形成する場所として、武蔵坊弁慶にまつわる伝説があり田辺祭の中心となる闘雞神社を「歴史・文化拠点」とします。
	教育拠点	生涯学習や教育交流の場として、複合文化施設、和歌山県立情報交流センターBig・Uを「教育拠点」とします。
軸	観光・レクリエーション拠点	広域的な観光レクリエーションの場として、天神崎、扇ヶ浜公園、新庄総合公園を「観光・レクリエーション拠点」とします。
	都市間連携軸	都市拠点の主軸であり、周辺都市を結ぶ国道42号バイパスを「都市間連携軸」とします。【再掲】
	地域間連携軸	生活拠点と都市拠点を有機的につなぐ連絡道路として県道田辺龍神線、県道上富田南部線、県道芳養清川線、県道秋津川田辺線を「地域間連携軸」とします。【再掲】
	都市内連携軸	都市間連携軸や地域間連携軸を補完し、都市拠点内の自動車交通を円滑に処理することで都市活動を支える主要な幹線道路を「都市内連携軸」とします。
	自然環境軸	都市に自然の潤いをもたらす会津川を「自然環境軸」とします。
ゾーン	市街地ゾーン	都市的土地利用を集約し、秩序ある良好な市街地形成を図るゾーンを「市街地ゾーン」とします。
	自然・農住共生ゾーン	都市に潤いをもたらす緑豊かな森林の保全、農業環境と居住環境の共生を図るゾーンを「自然・農住共生ゾーン」とします。

2 まちづくりの方針

2-1 土地利用の方針

●基本的な考え方

田辺都市計画区域マスタープランを踏まえ、市街化区域と市街化調整区域との区域区分を定めないことを前提とし、用途地域をはじめとした適切な土地利用の規制・誘導を推進することで、集約型都市構造に向けた中心市街地の活性化と効率的な市街地の形成に努めます。

基本的には、現在の用途地域などの土地利用の規制・誘導の制限に基づいた適正な土地利用を促しますが、土地利用の動向などを踏まえながら用途地域の見直しや新たな規制・誘導の適用を的確に推進し、商業・工業など産業の活性化、快適な住環境の形成に努めます。

●土地利用の方針

住 宅 地

明洋三丁目地区や南新万地区などの既存の住宅地を、閑静な「低層住宅地」として、良好な住環境の維持・形成に努めます。また、三四六公園周辺地区などの丘陵地については、「低層住宅地」として位置づけ、計画的な市街地形成のための地区として、その土地利用を誘導します。

明洋地区、目良地区、朝日ヶ丘・新万地区、東山地区、神島台地区、たきない地区をはじめとした住宅市街地を、建物の高層化や無秩序な混在化を抑制した「低中層住宅地」として、低層と中層の建物が共存した良好な住宅市街地の維持・形成に努めます。

上記以外の住宅市街地を、一定の建物用途の混在を認める「一般住宅地」として、既存の土地利用に配慮しつつ住環境の保全を推進し、住宅市街地の維持・形成に努めます。

商 業 地

現在、まちの賑わいの中心地であり、紀南の中心地として、古くからある商店街やJR紀伊田辺駅周辺の商業地、市役所周辺などの業務地、並びに卸売り団地周辺を「拠点商業地」とし、商業機能の維持・向上に努めます。特に、中心市街地については、商店街を中心とした商業環境の整備、魅力ある店舗づくりなどによる賑わい創出、並びに道路整備や駅前環境整備による都市基盤の充実に努めます。

会津川以西の県道田辺港線の沿道の既存商業地を、拠点商業地の役割に配慮した「近隣商業地」として、地域の日常的な商業サービス機能を中心とした施設等の立地環境を整えます。

沿道複合地

国道42号バイパス、国道42号、県道田辺白浜線などの幹線道路沿道及びその周辺部については、大規模小売店舗などの立地規制を行うことで、交通渋滞の抑制と中心市街地への商業集積に配慮した「沿道複合地」として、自動車交通へのサービス機能を中心とした施設等の立地誘導を促します。

工業地・流通業務地

文里港、田辺漁港などの港に面した既に工業施設や漁港施設が集積した地域及び今後、漁港施設が集積して行く芳養漁港などを、田辺市の農林水産活動を支える「工業地」として、地場産業の活性化及び田辺市の地域資源を活用した新たな産業誘致に努めます。

また、南紀田辺地方卸売市場周辺などを、田辺市の農林水産活動を支える「流通業務地」として、流通や販売機能など既存施設を中心とした機能強化を促します。

自然・農住共生地

上記の市街地以外の区域を、都市に潤いをもたらす緑豊かな森林の保全、農業環境と居住環境の共生を図る「自然・農住共生地」として、既存の土地利用に配慮しつつ、無秩序な開発の抑制に努めます。なお、天神崎をはじめとする美しい自然の風景地については、自然公園としての形態の維持に努めます。

●土地利用規制の適用の方針

現在、用途地域などの土地利用の規制・誘導の制限が適用されていない既存集落地をはじめとした地域、今後もさらに市街化が進みつつある地域については、良好な市街地の維持・形成の観点から適切な土地利用の規制・誘導の制限の適用を検討します。なお、適用にあたっては、農林業との調和に配慮するとともに、住民等の意見を踏まえ検討を進めるものとします。

都市計画区域等の見直し検討

城山台の企業団地と住宅地、並びに下三栖の企業団地については、計画的に市街地が形成されつつあり、良好な市街地形成を促すために都市計画区域への編入を検討します。

一方、芳養町及び稲成町の北部地区は、地形的にも山地であることから、宅地化への進展は少なく、今後も都市的土地利用を図ることが難しいことから、都市計画区域の除外を検討します。

その他、現在の都市計画区域の隣接地区については、今後の開発動向等を見極めながら、必要に応じて、都市計画区域への編入や準都市計画区域の指定を検討します。

用途地域の指定検討

城山台の企業団地と住宅地、並びに下三栖の企業団地については、都市計画区域への編入と併せて、用途地域の指定を検討します。

芳養団地付近においては、既に住宅市街地が形成されており、国道 42 号田辺西バイパスの整備により更なる市街化が進む可能性もあることから、用途地域の指定を検討します。

内之浦地区の県道田辺白浜線に面した宅地造成地においては、既に住宅市街地が形成されており、幹線道路沿道であるため更なる市街化が進む可能性もあることから、用途地域の指定を検討します。

●効率的な土地利用の誘導の方針

既成市街地には多くの都市機能があり、そうした既存の都市機能を有効に活用した、むやみにまちを拡げない効率的な市街地の形成に努めます。

一方で、空き地や空き家により、まちの活力や防犯面での安全性が低下していることから、空き地や空き家を有効活用し、子育て世代や高齢者を始め、誰もが住みやすい住環境の充実や住宅建設の促進などによる住環境の整備に努めます。

■土地利用の配置方針図



凡	例
一般住宅地	流通業務地
低中層住宅地	工業地
低層住宅地	自然・農住共生地
拠点商業地	現在の都市計画区域
近隣商業地	高速道路
沿道複合地	鉄道

2-2 都市施設整備の方針

(1) 交通施設整備の方針

●基本的な考え方

持続可能な集約型都市構造の構築や地域の生活環境の向上のため、都市間や各地域間を結ぶ機能的な交通ネットワークの形成と連携に努めます。

道路については、災害時や緊急時の避難・輸送ルートの確保に努めるとともに、市街地部では、機能的な道路網の配置と併せて、歩道の充実、交通安全施設の整備、更には景観にも配慮し、住民意見を反映した道路の整備と維持管理に努めます。

現在、都市計画道路 14 路線を計画決定していますが、未整備路線については都市全体の交通ネットワークを再検討したうえで、必要に応じて路線の見直し検討を推進し、効果的な整備推進に努めます。

また、その他の交通施設については、鉄道やバス等の公共交通機関のほか、海上交通との結節点である港湾施設や人が集まる場所での駐車場などの利用環境の向上に努めます。



●道路の整備方針

国道 42 号バイパスなど将来の都市構造で都市間連携軸、地域間連携軸に位置づけた各道路を「広域幹線道路」として、また、都市内連携軸に位置づけた各道路を「幹線道路」として、未整備区間の整備を推進し、その機能強化に努めます。それ以外の市街地内の主な道路については、主要幹線道路及び幹線道路を補完する「補助幹線道路」として、未整備区間を整備推進することで、市街地内の段階的な道路網の形成を目指します。

なお、未整備都市計画道路については、ルート及び線形・幅員の見直しや計画廃止も検討し、機能的な道路網の早期確立を推進します。

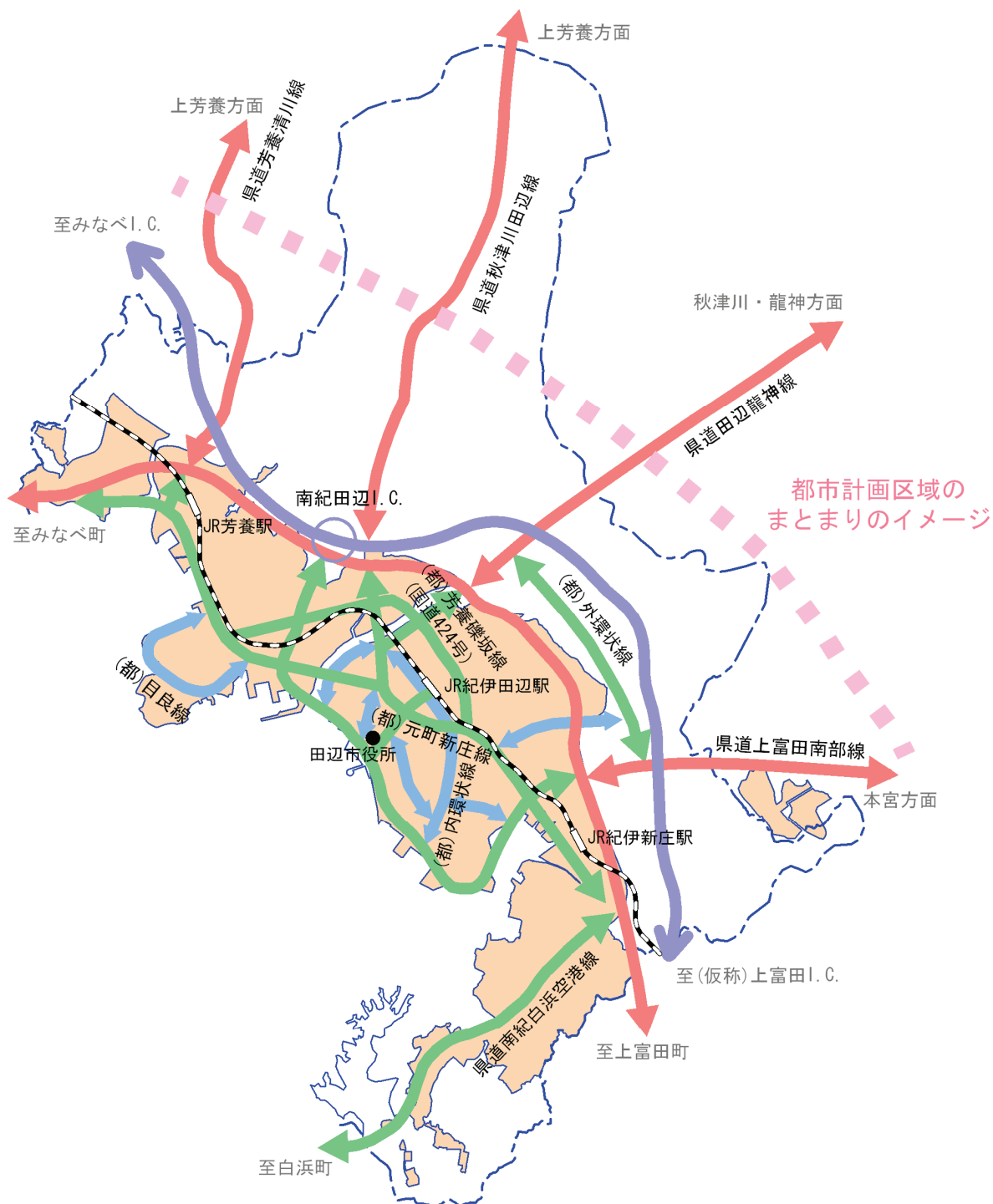
●公共交通機関等の整備方針

鉄道は、市民や来訪者の地域間移動に不可欠な公共交通であり、ＪＲ紀伊田辺駅が田辺市の玄関口となっています。ＪＲ紀伊田辺駅前広場は、送迎用の一般車が一時的な混雑を招いているなど交通結節機能としての機能向上が望まれています。このため、ＪＲ紀伊田辺駅前広場改修などの周辺道路の整備を推進し、交通機能向上とともに、中心市街地の活性化に寄与するような環境整備に努めます。



バスは、市民の生活や来訪者の活動を支える公共交通であり、特に高齢者等の交通弱者にとって、重要な交通手段です。このため、医療施設などを核としたネットワークづくりによる市街地路線の再編をはじめ、市街地と各地域を結ぶ路線の見直しやデマンドバスシステムの導入など、利便性と効率性を備えたバス路線体系の再構築を進めます。また、バリアフリーに配慮した車両の導入等により、人に優しい交通環境づくりを促進します。

交通施設の配置方針図



凡 例

- | | | | |
|---------------------------------------|--------|---|-----------|
| — | 広域幹線道路 | | 市街地ゾーン |
| — | 幹線道路 | | 現在の都市計画区域 |
| — | 補助幹線道路 | | |
| — | 高速道路 | | |
| — | 鉄道 | | |

(2) 公園・緑地の整備の方針

●基本的な考え方

公園・緑地については、レクリエーション、災害時の避難、環境の保全及び景観の向上のための公共空地として、既存施設の維持管理や新たな整備などに努めます。既存施設については、計画的な更新による施設の長寿命化を図るとともに、住民などとの協働による維持管理などにより施設の有効利用を促進します。また、少子高齢社会を踏まえ、地域社会の活性化・育成の場として、子供の遊び場、世代間・地域間交流の場など様々な利用を想定した計画的な整備を進めていきます。

なお、公園・緑地の新設や再整備にあたっては、計画段階からの市民参画などにより、利用者の意向を反映した施設の整備に努めます。



●公園・緑地整備等の方針

公 園

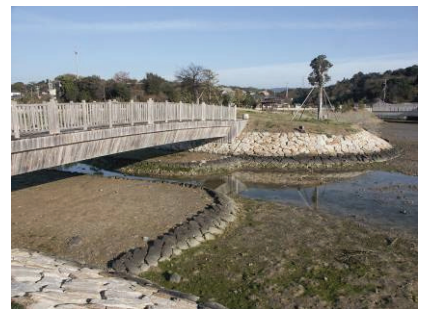
公園については、都市公園を 23 箇所開設しています。施設の老朽化や市民要望の多様化により、バリアフリーやユニバーサルデザイン、市民の健康増進などに配慮した施設の再整備に努めます。

三四六公園については、運動公園としてのスポーツ施設の充実のほか、防災機能も併せ持った公園としての整備を推進します。

扇ヶ浜公園については、海水浴場やストリートスポーツ施設が整備された集客力のある公園として、今後も施設の充実を図っていきます。

なお、未整備箇所については、地域の現状や果たすべき役割などを踏まえ、都市計画決定の変更などの検討を行います。

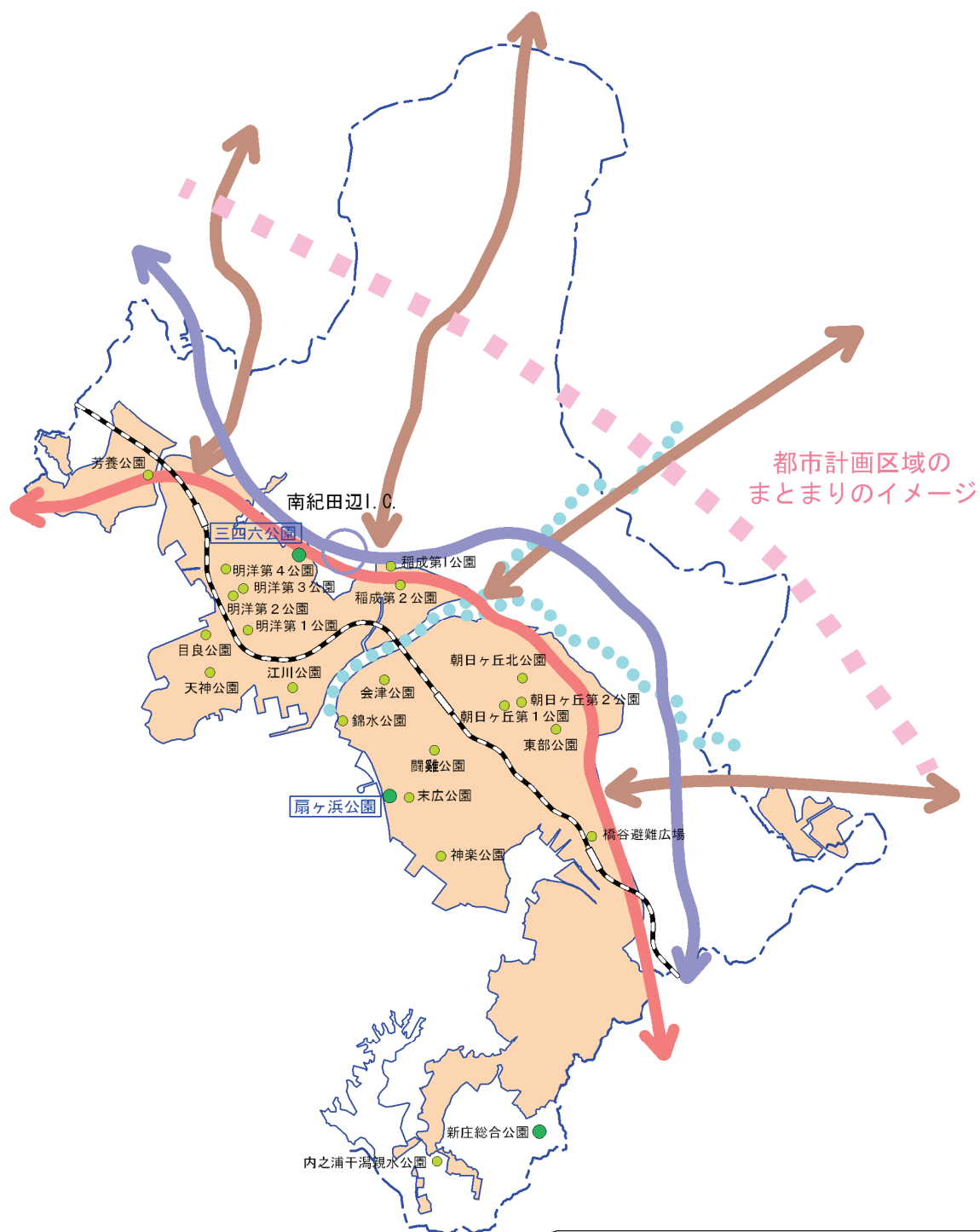
また、道路整備などの市街地整備に併せて、高齢者の身近な憩いの場や子供の身近な遊び場となる広場やポケットパークの創出に努めます。



緑 地

会津川の水辺空間の創出や民有地への緑化を積極的に推進することにより、市街地全体の面的な緑被率を高め、うるおいのある市街地の創出に努めます。

公園・緑地の配置方針図



凡	例
● 都市基幹公園	↔ 都市間連携軸
● 住区基幹公園	↔ 地域間連携軸
● 水辺空間の創出	— 高速道路
※施設の将来方針	— 鉄 道
青文字 : 施設充実	市街地ゾーン
黒文字 : 維持・保全	現在の都市計画区域

(3) 河川・上下水道整備の方針

●基本的な考え方

河川・上下水道については、良質で安定的かつ安全な生活環境を実現するため、効率性や環境保全にも配慮した施設整備及び維持管理に努めます。

河川については、治水や利水のほか、都市にうるおいをもたらす自然的な環境や景観など、河川が持つ機能を有効に享受するための河川整備や適切な維持管理に努めます。

上下水道については、快適で衛生的な生活環境の向上のほか、公共用水域の水質の向上のための施設整備や適切な維持管理に努めます。

●河川・上下水道整備等の方針

河 川

河川については、流域全体の治水・利水・環境を考慮して、国・県と連携した河川改修を推進するとともに、災害に対する河川の安全性を高めるため、浚渫、河川敷内の立木の伐採、護岸や堤防の点検など適切な維持管理に努めます。また、都市における貴重な自然的環境として、景観にも配慮した整備等に努めます。

上 水 道

上水道については、安全・安心な水の安定した供給を行うため、耐震化等を考慮し、既設配管や施設等の計画的な更新及び維持管理を行います。

下 水 道

下水道には、污水处理を主な目的とした「公共下水道」と雨水排水を目的とした「都市下水路」があります。

「公共下水道」については、社会的情勢を踏まえ、整備実施の是非を検討します。

「都市下水路」については、概ね整備されているものの、一部に機能不足の箇所もあり、その解消に向けた取り組みと適切な維持管理に努めます。

現在、整備されているその他の生活排水処理施設（農業集落排水処理施設・漁業集落排水処理施設・地域排水処理施設）については、水質保全の観点から適切な維持管理を行います。また、これらと併せて、浄化槽設置整備事業を推進します。

(4) その他の都市施設整備の方針

●基本的な考え方

市民が健康で文化的な生活を営むうえで欠くことのできない都市施設については、既存施設の有効利用に努めるほか、時代の変化や利用者の意向を踏まえた改修・建替え、並びに指定管理者制度などの活用による管理運営を行っていきます。また、必要に応じて、人口規模に見合った施設の集約や機能充実などについて検討します。



特に、バリアフリーやユニバーサルデザインの考え方に基づいた施設整備、地球温暖化問題に配慮した太陽光発電などの新エネルギーの導入や省エネルギー対策、並びに施設の耐震化にも努めます。

●施設整備などの方針

供給処理施設

供給処理施設については、特に、資源の循環や省エネルギーなど環境との共生及び周辺環境との調和を図りながら、施設の機能強化に努めます。

これを踏まえ、都市計画決定されている「田辺市廃棄物処理場」、「南紀田辺地方卸売市場」、「田辺市斎場」、「田辺市周辺衛生施設組合し尿処理場」については、既存施設の適切な管理・運営とともに、老朽化した施設への対応を検討します。

教育・文化・行政施設

学校教育・社会教育施設については、既存の幼稚園、小中学校、高等学校、公民館、児童館等の有効活用に努めるとともに、施設利用者の安全確保や地域の意向に配慮した施設整備を推進します。

また、学校施設については、児童生徒等にとって一日の大半を過ごす学習・生活の場であるとともに、非常災害時には地域住民の避難場所となるなどの役割も担っていることから、早期の学校耐震化を推進します。

紀南総合病院の跡地に、図書館及び歴史民俗資料館の機能を併せ持つ複合文化施設を建設し、市民生活の文化的な向上を図ると同時に、中心市街地での交流と賑わいの再生に努めます。複合文化施設は、田辺市としての新たな教育拠点として位置づけ、和歌山県立情報交流センターBig・Uとともに、生涯学習や教育交流の場として施設の適切な管理・運営に努めます。

厚生・福祉施設

南和歌山医療センター、紀南病院を医療拠点として位置づけ、施設の適切な管理・運営に努めます。このほか、高齢者福祉施設、子育て支援施設、障害者自立支援施設等、その他既存施設の適切な管理・運営に努めます。

2-3 市街地整備などの方針

●基本的な考え方

都市機能の充実による利便性の高い快適な市街地の形成に努めつつ、身近な位置に海や山の自然がある田辺の市街地の特色を活かし、大都市では味わうことのできない自然を感じることでできる住環境整備に努めます。

また、中心市街地については、活性化の基本を「人の確保」として、交流人口と定住人口の増大のための市街地整備や景観形成に努めます。



●市街地整備の方針

都市機能の拡散を抑えた効率的な市街地を形成するため、用途地域を中心とした市街地において、道路・公園等の都市基盤施設の整備・改善により、快適に動き生活できる市街地の形成に努めます。また、自然豊かな環境を活かした良好なまち並みを形成するため、住民主体のまちづくりを促進します。

特に、中心市街地では、幹線道路整備による歩車分離・通過交通の排除とともに、城下町特有の細く入り組んだ道路形態を活かした個性と回遊性に満ちた市街地の形成を目指します。現在、郊外化の進展に伴う空洞化が危惧されている商店街については、街路事業と土地区画整理事業の手法を用いて、道路の拡幅と建物の更新に取り組んでいます。このように、今後も中心市街地での一方通行の解消及び道路網の確立のために、沿道整備も含めた市街地整備を推進します。



●景観形成の方針

「和歌山県景観条例」、「田辺市歴史文化的景観保全条例」などに基づき、先人から引き継いできた貴重な文化遺産とそれを取り巻く優れた景観の保全に努めます。また、天神崎や会津川などの自然景観の維持・向上に努めます。

特に、中心市街地では、市民が愛着を感じることができ、来訪者にとっても、楽しむことができる、後世に自信を持って残せる良好な景観形成に努めます。

2-4 自然的環境及び歴史文化資源の保全等の方針

●基本的な考え方

先人から引き継いだ個性豊かな自然的環境や歴史文化資源の保全と適切な活用に努め、豊かな都市環境の実現につなげていきます。

●自然的環境の保全等の方針

市街地周辺の丘陵地には、森林や農地が広がっており、この豊かな自然的環境の恵みとして、「梅」や「みかん」など、多くの特産品が全国に発信されています。これらの森林や農地は、田辺市の基幹産業を支える生産の場であり、その保全と適切な活用に努めます。

また、中心市街地周辺には、日本のナショナル・トラスト運動の先駆けとなった「天神崎」や、多くの人々に親しまれてきた「扇ヶ浜」など、豊かな自然的環境があり、その保全と適切な活用に努めます。



●歴史文化資源の保全等の方針

平成 16 年 7 月に「紀伊山地の霊場と参詣道」として世界遺産に登録された熊野本宮大社や熊野古道（熊野三山への参詣道）は、田辺市にとって貴重な歴史文化資源であり、その保全を推進しつつ、観光客などの交流人口の増加のために適切な活用に努めます。

また、中心市街地には、江戸時代からの城下町としての名残が多くみられ、「闘雞神社」や「南方熊楠旧邸」など田辺の歴史に登場する人物の足跡とその縁を訪ねることができます。特色ある歴史文化資源を大切にしつつ、積極的な活用に努めます。



2-5 都市防災対策の方針

●基本的な考え方

市民の生命と財産を守るため、防災対策事業の促進に努めます。具体的には、近い将来発生が予測されている東南海・南海地震をはじめとする地震・火災・津波・洪水などの対策として、都市基盤施設の整備、安全な宅地の整備、建築物の耐震化、森林等の保全などのハード対策を促進するとともに、情報の周知や地域防災力の充実などのソフト対策をすすめ、災害に強いまちづくりを推進します。

●ハード対策

都市基盤施設の整備

広域幹線道路については、災害時の避難・救援などの重要な役割を果たす道路として、早期整備を促進します。その他の幹線道路などについても、災害時の市民の安全な避難路となるよう、その機能強化に努めます。

比較的広い面積を有する近隣公園以上の規模の公園・緑地については、災害時の避難場所及び救援活動の拠点として、防災機能の充実に努めます。特に、三四六公園については、高速道路や広域幹線道路からも連絡しやすくなることから、陸路を主とした防災拠点として、整備を推進します。

新文里港については、海路を主とした防災拠点として、防災機能の整備充実を推進します。

浸水防止のための施設については、都市下水路の適切な維持管理を行うとともに、浸水地域の解消に向け、その対策を推進します。

安全な宅地の整備

宅地の崖崩れや土砂流出などによる災害を未然に防止するため、「宅地造成等規制法」や「田辺市開発事業の指導要綱」などに基つき、安全な宅地の整備を推進します。また、急傾斜地崩壊危険箇所においては、災害防止のための安全対策を促進します。

建築物の耐震化

建築物の安全性を高めるため、「田辺市耐震改修促進計画」に基つき、学校施設や市役所本庁舎などの公共建築物の耐震化に努めるほか、民間の既存建築物についてもその耐震診断や改修を促進します。

森林等の保全

市街地周辺の豊かな森林は、水源涵養や山地災害の防止などの機能を有していることを踏まえ、山林の保全・育成を図ることにより、森林の保水力の向上に努め、市土の保全、災害の未然防止に努めます。

●ソフト対策

情報の周知

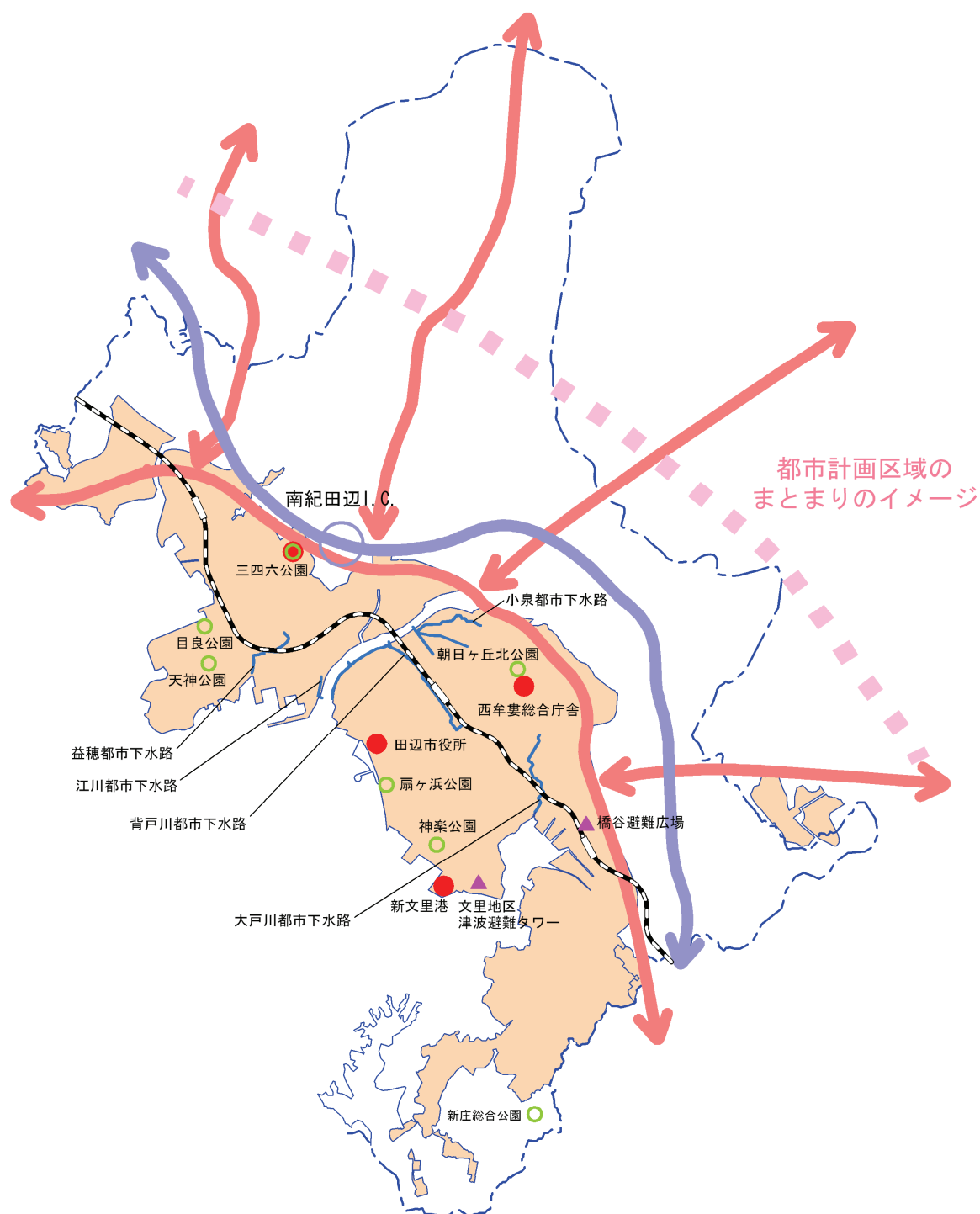
災害被害軽減のため、「田辺市津波ハザードマップ」「田辺市地震ハザードマップ」「田辺市洪水ハザードマップ」の各種災害予測図の配布など、市民への周知徹底に努めます。

災害情報や気象情報等を的確・迅速に伝達するため、防災行政無線の整備充実を図ります。また、防災行政無線での放送情報について、より一層の情報化の推進を図るため、登録者の携帯電話及びパソコンに「防災・行政メール」として配信を行っており、その登録を促していきます。

地域防災力の充実

防災訓練や防災学習会などを通じた市民の防災意識の高揚を図るとともに、自主防災組織の活性化などに努めます。

都市防災対策の方針図



凡 例

- | | |
|--------------|-------------|
| ● 防災拠点 | ↔ 広域幹線道路 |
| ○ 公園（近隣公園以上） | — 高速道路 |
| ▲ その他防災関連施設 | — 鉄 道 |
| — 都市下水路 | ■ 市街地ゾーン |
| | □ 現在の都市計画区域 |

■まちづくりの着目点

まちづくりの理念と目標、将来の都市構造によって「まちの将来像」を明確にしました。以下に、土地利用や都市施設等、各分野のまちづくりの方針における「着目点」を示します。

		まちづくりの基本理念		
		安全・安心なまちづくり	地域活力が連携した快適で効率的なまちづくり	個性的で魅力あるまちづくり
まちづくりの方針	土地利用の方針	●空き地や空き家の有効活用による居住環境整備	●中心市街地の活性化 ●効率的な市街地形成 ●産業の活性化 ●快適な住環境の形成	●自然的環境の保全
	都市施設整備の方針（交通施設）	●災害に備えた避難・輸送ルートの確保 ●公共交通の充実	●道路ネットワークの形成	●景観に配慮した道路整備
	都市施設整備の方針（公園・緑地）	●災害時の避難や救援活動に対応できる施設整備	●地域社会の活性化・育成の場としての施設整備	●レクリエーション機能の維持・向上 ●利用者意見を反映した施設整備
	都市施設整備の方針（河川・上下水道）	●河川改修の推進や適切な維持管理 ●上水道の安定供給	●上下水道の適切な維持管理や更新	●河川の自然的環境や景観の保全・活用
	都市施設整備の方針（その他の都市施設）	●厚生・福祉施設の適切な管理・運営	●教育・文化施設の機能充実	●地域社会活動等の利用者意向に対応した施設整備
	市街地整備などの方針	●沿道整備も含めた市街地整備	●都市基盤の充実 ●賑わいの創出	●回遊性に満ちた市街地の形成 ●良好な景観形成
	自然的環境及び歴史文化資源の保全等の方針		●森林や農地の保全・活用	●自然的環境の保全・活用 ●歴史文化資源の保全・活用
	都市防災対策の方針	●防災対策事業の促進（ハード対策、ソフト対策）		



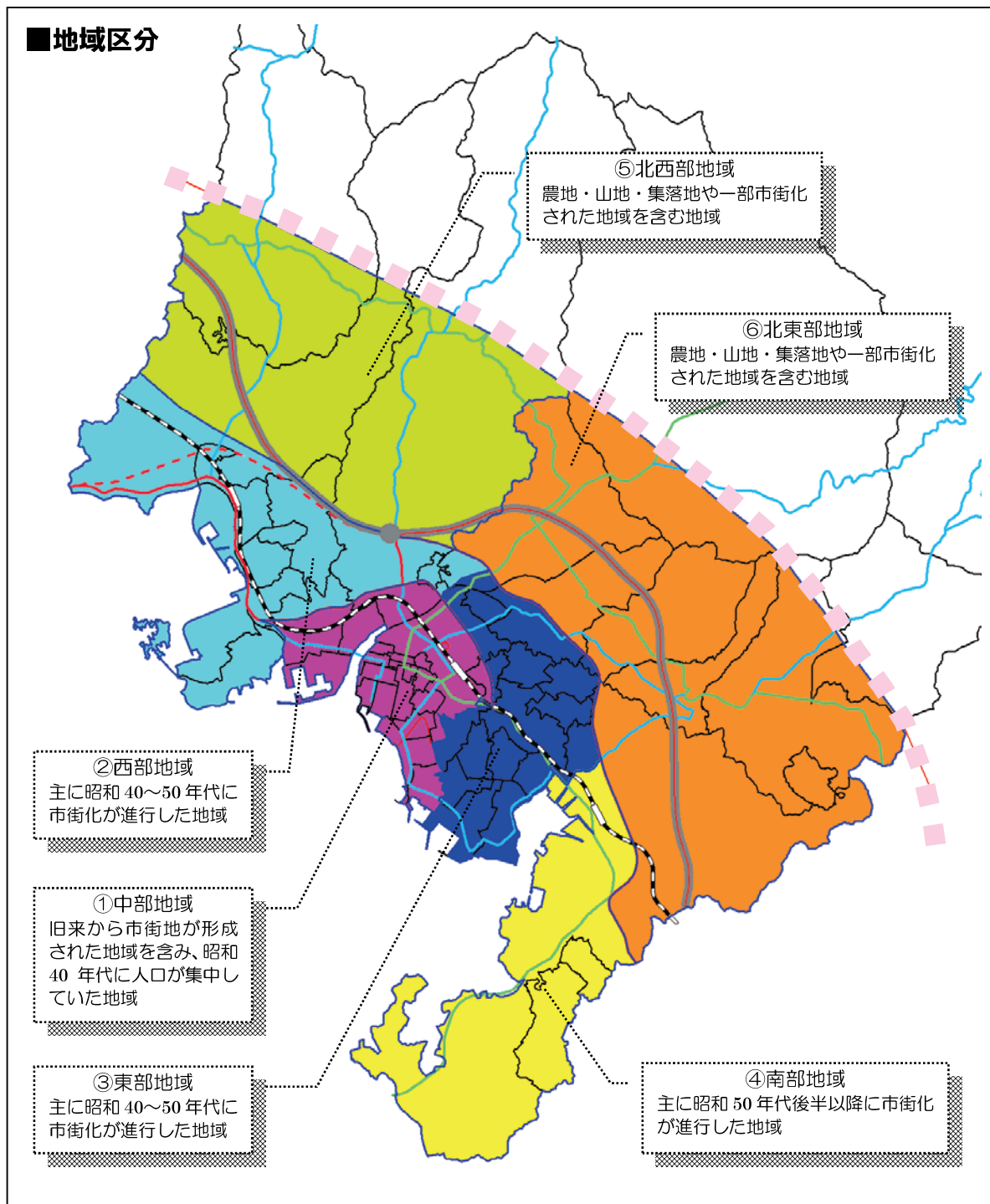
：まちづくりの着目点

第4章 地域別構想

1 地域区分

地域別構想の地域区分については、地理的条件や市街地整備の課題が共通する地域としてのまとまりを考慮し、6地域を設定します。

具体的には、まちの変遷を踏まえ、旧来からの中心市街地を含む「①中部地域」、その次に市街化が進んだ地域である「②西部地域」、「③東部地域」及び「④南部地域」、更にその外側に形成された郊外市街地を含む「⑤北西部地域」、「⑥北東部地域」とします。



2 中部地域

本町、栄町、福路町、片町、紺屋町、江川、今福町、南新町、北新町、上屋敷一丁目、上屋敷二丁目、上屋敷三丁目、中屋敷町、下屋敷町、新屋敷町、古尾、湊、磯間、末広町、稲成町、扇ヶ浜、宝来町、上の山二丁目

①中部地域の概況

中部地域は、まちの玄関口であるＪＲ紀伊田辺駅や市役所をはじめとした行政サービス施設、商業・業務施設など、様々な都市機能が集積する田辺市の経済の中心地です。また、扇ヶ浜公園、闘雞神社などのレクリエーションや歴史・文化資源も有しています。近年は中心市街地の空洞化が進行しており、紀南の中心地としてもその活性化が望まれています。



②中部地域の現況と課題

	現況	課題
土地利用	○紀南一の商業集積地として古くから賑わいの中心地であったが、国道やバイパス沿道での大型店や専門店の相次ぐ出店などにより、商店街をはじめ、中心市街地は空洞化しています。	○面的な拡がりのある商業地は、駅前周辺や市役所周辺など、様々な地区特性があり、その特性を見極めながら、良好な都市環境づくりが必要です。
	○銀座地区では、地区計画により壁面後退や建物の意匠の調和などのルールを定め、商店街として魅力あるまち並み形成に努めています。	○良好なまち並み形成には地元主体のまちづくりが重要であり、今後も、地元主体のまちづくりが望まれます。
	○既成市街地では、空き地や空き家により、まちの活力や防犯面での安全性が低下しています。	○空き地や空き家の有効活用による、活力があり効率的な市街地の形成が望まれます。
道路・交通	○中心市街地には、一方通行道路や入り組んだ道路が多いなど、快適な道路環境が整っているとは言えない状況です。	○現在、海蔵寺地区沿道区画整理型街路事業を実施していますが、今後も中心市街地内の道路網の確立に寄与する道路整備が必要です。
	○平成 19 年 11 月に南紀田辺インターチェンジが供用開始されました。また、中心市街地では都市計画道路元町新庄線の整備を進め、東西方向の道路網の強化を図っています。	○中心市街地と南紀田辺インターチェンジを結ぶ幹線道路とともに、中心市街地内では南北方向の幹線道路の整備が必要です。
	○都市計画道路は、昭和 48 年の道路網見直し以降、全面的な見直しは行われていない状況にあります。	○社会情勢や都市構造の変化とともに今後の見通しを踏まえ、都市計画道路網の見直しなど適切な対応が必要です。
	○ＪＲ紀伊田辺駅前広場は、昭和 46 年の和歌山国体時に整備されていますが、現在、送迎用の一般車が一時的な混雑を招いているほか、公共交通として重要なバスの乗降場が分散しているなどの問題があります。	○中心市街地活性化のシンボリックな取り組みとして、まちの玄関口であるＪＲ紀伊田辺駅周辺における良好な環境整備が必要です。
	○ＪＲ紀伊田辺駅駐車場の稼働率が低下しています。中心市街地内に多数あるその他の駐車場も分かりにくく有効に利用されていない状況です。	○中心市街地の活性化のためにも、駐車場の利用を促進することが望まれます。

	現況	課題
道路・交通	○海蔵寺地区沿道区画整理型街路事業の完成に伴うバス路線の変更により、北新町・湊本通り・栄町の商店街の道路は、中心市街地での東西交通軸（自動車交通）としての役割が低くなります。 ○鉄道やバスなどの公共交通機関の利用者数は減少しており、車依存型の都市構造となっています。	○北新町・湊本通り・栄町は、かつては最も賑わった商店街であり、商業集積度も高く、中心市街地内の歩行者の安全性、快適性及び回遊性の向上のために当該道路の適切な整備が必要です。 ○中心市街地には、駅や市役所などの都市機能が点在しており、それらを連絡する公共交通の利用しやすい環境づくりが必要です。
公園・緑地	○扇ヶ浜では、平成17年にオープンした海水浴場をはじめ、ストリートスポーツ施設等の整備を進めています。 ○本地域内には、都市計画公園はあるものの、身近な公園や広場が少ない状況です。 ○本地域内には、現在4箇所の都市計画公園が開設しています。	○扇ヶ浜は、広域的に集客力を持った観光・レクリエーション施設として、今後も、機能充実が望まれます。 ○高齢者の身近な憩いの場や子供の身近な遊び場のための公共空間の創出が望まれます。 ○既存施設の計画的な管理・更新が必要です。
河川・下水、 その他の 都市施設	○本地域内には、主要な河川として会津川が貫流し田辺湾に注いでいます。 ○本地域では、公共下水道が未整備であり、生活排水処理率が低い状況です。 ○本地域では、都市下水路により雨水排水を行っています。集中豪雨の際に浸水する地域があります。 ○市立図書館、市立歴史民俗資料館などがあるものの、施設の老朽化や駐車スペースの不足など利用者に十分なサービスを提供できていない状況です。現在、上記の機能を併せ持つ、複合文化施設の整備を進めています。 ○田辺漁港では、老朽化している施設があります。	○会津川は治水・防災機能を高めるため、河川改修が必要であり、それに併せた水辺空間の整備が望まれます。 ○生活排水処理率を向上させる対策が必要です。 ○浸水地域解消に向け、適切な対応が必要です。 ○多様な世代の利用・交流ができ、学習・研究に必要な資料・情報の提供や郷土の歴史・文化を学び体験できる施設が求められています。中心市街地に整備することによる交流人口の増加に寄与することも期待されています。 ○田辺市の水産業の拠点として、適切な機能強化が必要です。
その他	○幹線道路の整備の遅れにより、良好な市街地形成が進んでいない既成市街地があります。 ○入り組んだ狭い道路に面して古い木造住宅などが密集している地区が多く存在しています。 御所谷地区では住宅地区改良事業を実施し、その解消を図りました。 ○災害時の活動拠点となる公共施設が点在しています。 ○本地域には、闘雞神社、高山寺、田辺城水門など、多くの歴史文化資源があります。 ○中心市街地には、城下町としての名残が残っています。	○良好な市街地の形成のため、道路と沿道地との一体的な整備が必要です。 ○建築物の耐震化、住環境整備など防災性の向上を図ることが必要です。 ○公共施設は、災害時の応急活動など、多くの重要な役割や機能が求められ、適切な整備が必要です。 ○点在する地域資源を地域の個性として適切に活用することが望まれます。 ○既存のまち並みの保全とともに、後世に自信を持って残せる良好な景観形成が必要です。

③中部地域の基本的な方針



④中部地域のまちづくりの方針

	主な取り組み
土地利用の方針	○良好な都市環境の形成を図るため、土地利用の動向を注視し、商業集積地域、商業と住居が調和した地域、住環境を保全する地域等の特性を見極めながら、必要に応じて、用途地域の見直しを検討します。同時に建築物の不燃化の促進についても検討します。 ○銀座地区においては、地区計画の方針に基づき、引き続き商店街としての魅力あるまち並みの誘導を推進し、その維持・向上に努めます。また、その他の市街地においても、良好なまち並みを形成するため、まちづくり協議会などによる住民主体のまちづくりを促進します。 ○商店街を中心とした商業環境の整備、品揃えやサービスの充実による魅力ある店舗づくりを促すなど賑わいの創出に努めるほか、子育て世代や高齢者の意向に合った住環境の充実や住宅建設の促進などによる誰もが住みやすい居住環境の整備に努めます。 （中心市街地開業支援事業、中心市街地家賃補助「まちなか住まいる補助金」、街なか住み替え支援事業の実施 ※これらの事業等は中心市街地活性化基本計画で位置づけられた施策です。）
道路・交通の方針	○中心市街地内の交通の円滑化、中心市街地への連絡の向上及び交流人口の増大を図るため、都市計画道路元町新庄線整備事業を推進します。 ○南紀田辺インターチェンジと中心市街地との連絡や、南北方向の連絡強化を考慮した都市計画道路の計画的な事業化を推進します。 ○未整備都市計画道路については、線形や幅員などの見直しや計画廃止も含め、検討します。なお、見直しにあたっては、歴史的まち並みや、沿道土地利用等を考慮し検討していきます。 ○ＪＲ紀伊田辺駅前広場については、交通拠点としての機能強化による交通混雑の解消とともに、バリアフリー化の整備を推進します。 ○ＪＲ紀伊田辺駅駐車場をはじめとした駐車場については、分かりやすく利用しやすい駐車場とするための取り組みについて検討します。 ○湊本通り・北新町・栄町の商店街については、歩道空間を確保するとともに自動車よりも歩行者を優先させるコミュニティ道路としての整備を推進します。 ○市民の利便性と効率性を踏まえたバス等の公共交通体系の再構築を推進します。
公園・緑地の方針	○観光・レクリエーションの拠点である扇ヶ浜公園の拡充整備を促進します。 ○道路整備などの市街地整備に併せて、高齢者の休憩や子供の遊び場などとして、安らぎや憩いの場となる広場やポケットパークの創出に努めます。 ○既設公園については、安全・安心・快適に利用できるよう、適切な維持管理に努めます。

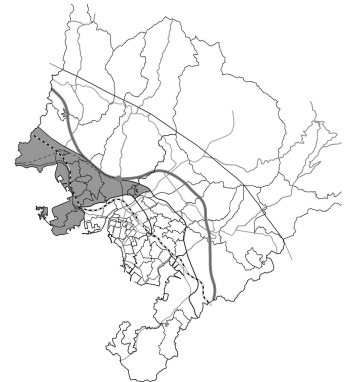
	主な取り組み
河川・下水、 その他都市 施設の方針	○地域における治水のための主要な河川となる会津川の改修を促進し、治水及び災害防除に努めます。河川改修にあたっては、多自然川づくりによる河川環境の整備・保全への配慮のほか、市民の自然環境とのふれあいやレクリエーションに資するための水辺空間の整備を促進します。 ○公共用水域の水質保全や生活環境の向上のため、公共下水道の活用を含め、生活排水処理率の向上に努めます。 ○浸水地域の解消のため、背戸川都市下水路の改修や各ポンプ機場の改築・更新などに努めます。 ○市民の交流を一層充実させ中心市街地の活性化にも寄与する複合文化施設（市立図書館等含む）の建設を推進します。 ○田辺市の水産業の拠点である田辺漁港では、地場産業の活性化を図るため、施設の機能強化を進めます。
その他の まちづくり の方針	○都市計画道路事業等とあわせて土地区画整理事業の導入について検討します。 ○防災性の向上を図るため、建築物の耐震化を促進するとともに、住環境整備の手法を検討します。 ○災害時の救援活動などに備え、防災拠点である市役所本庁舎などの主な公共施設における防災体制の強化や備蓄機能の整備充実に努めます。 ○闘雞神社、高山寺、田辺城水門などの歴史文化資源の保全と適切な活用にあつめます。 ○城下町としての名残の保全や良好な景観形成のため、景観条例及び屋外広告物条例に基づいた規制・誘導に努めます。

3 西部地域

元町、天神崎、目良、芳養町、秋津町、稲成町、むつみ、上の山一丁目、明洋一丁目、明洋二丁目、明洋三丁目、芳養松原一丁目、芳養松原二丁目

①西部地域の概況

西部地域は、市街地西部にあり、南紀田辺インターチェンジや国道 42 号により周辺都市を結ぶ地域です。高度経済成長期に市街化が進んだ地域であり、良好な漁業環境や豊かな自然的環境に恵まれています。三四六公園やナショナルトラスト運動の先駆けとなり県立自然公園にも指定された天神崎を有しているなど、特徴ある都市景観を呈しています。



②西部地域の現況と課題

	現況	課題
土地利用	○芳養漁港区域においては、集落再編整備事業により新たな土地が造成されています。	○漁港区域にふさわしい適切な土地利用が必要です。
	○用途地域内においては、その制限の内容が、現況の土地利用や地域が求める土地利用に必ずしも合っていない地区があります。	○土地利用実態を見極めつつ、計画的で秩序ある土地利用の規制・誘導が必要です。
	○南紀田辺インターチェンジ周辺など、土地利用制限の緩やかな区域があります。	○地域特性に応じた良好な環境の保全、形成のための土地利用規制などの適用の検討が望まれます。
	○本地域の新興住宅地においては、良好な居住環境を呈していますが、将来にわたってそれを担保するための取り組みが行われていません。	○良好な居住環境の保全・形成には、住民意識の高まりが重要であり、地元主体のまちづくりが望まれます。
道路・交通	○周辺都市間を連絡する都市軸の確立を図るため、国道 42 号田辺西バイパスの整備に着手しています。	○周辺都市間の交流・連携の充実はもとより、地域内の交通を円滑にするためにも、早期整備が望まれます。
	○高速道路利用の利便性の向上を図るため、南紀田辺インターチェンジへの連絡道路となる市道明洋団地古町線の整備を進めています。	○中心市街地の活性化に寄与するためにも、早期供用が望まれます。
	○都市計画道路は、昭和 48 年の道路網見直し以降、全面的な見直しは行われていない状況にあります。	○社会情勢や都市構造の変化とともに今後の見直しを踏まえ、都市計画道路網の見直しなど適切な対応が必要です。
	○人口減少などにより地域の公共交通機関であるバスの利用者数は減少しています。一方で、高齢化は進行し、交通弱者は増える傾向にあります。	○様々な都市機能が集積する中心市街地などへの移動が便利になるよう、それらを連絡する公共交通の利用しやすい環境づくりが必要です。

	現況	課題
公園・緑地	○運動公園である三四六公園については、施設の老朽化が進んでいます。	○運動公園としての機能充実と、立地条件を活かした防災拠点としての機能の整備が必要です。
	○芳養公園については、国道 42 号田辺西バイパスの整備により、一部が高架下になります。	○公園としての適切な機能の維持が必要です。
	○本地域内には、都市計画公園があるものの、地区によっては、身近な公園や広場が不足しています。	○高齢者の身近な憩いの場や子供の身近な遊び場のための公共空間の創出が望まれます。
	○本地域内には、三四六公園、芳養公園も含め、現在 7 箇所の都市計画公園が開設しています。	○既存施設の計画的な管理・更新が必要です。
河川・下水、 その他の 都市施設	○本地域内には、主要な河川として芳養川及び稲成川が流れており、両河川とも改修整備済みです。	○芳養川及び稲成川については、治水・防災機能を高めるための取り組みが望まれます。
	○本地域では、一部で漁業集落排水処理施設が供用開始しており、比較的高い割合で生活排水を処理できているものの、依然として、全体では生活排水処理率が低い状況です。	○生活排水処理率を向上させる対策が必要です。
	○南紀田辺地方卸売市場については、施設の老朽化が進んでいます。（昭和 56 年 5 月竣工）	○南紀田辺地方卸売市場については、その機能充実が望まれます。
	○芳養漁港では、老朽化している施設があります。	○地域の基幹産業である水産業の活性化のため、適切な機能強化が望まれます。
	○地域内には、田辺市斎場が立地しています。	○田辺市斎場の既存機能の適切な維持管理が必要です。
その他	○芳養漁港区域では、集落再編整備事業により住環境の改善を図りましたが、その他集落においては、依然として、入り組んだ狭い道路に面して古い木造住宅が集まった地区があります。	○これまでに整備が行われていない漁業集落や農村集落などにおいては、防災性や住環境の向上が必要です。
	○災害時の防災拠点となる三四六公園には、防災機能が未整備です。	○三四六公園への防災拠点としての機能の整備が必要です。また、指定避難施設は、災害による被災者や被災が心配される方を収容する場所であり、適切な整備が必要です。
	○点在する身近な公共施設などを指定避難施設として定めています。	
	○漁港付近では、漁業集落特有のまち並みを呈しています。	○海辺景観を、地域の個性として守り育てることが望まれます。
	○本地域は、県立自然公園として指定されている天神崎などの自然の風景地を有しています。	○これらの貴重な地域資源を地域の個性として保全するとともに適切に活用することが必要です。

③西部地域の基本的な方針

<テーマ>

自然豊かな海辺景観に包まれた
漁業の営みと居住環境が
調和したまちづくり

<目標>

自然豊かな海辺景観に包まれた、漁業集落と住宅地が共存する地域であり、これらが調和した土地利用形成を目指します。本地域は、自動車交通の西の入口に位置することから、幹線道路の整備による交通利便性の向上や、立地条件を活かした防災拠点整備による安全性の向上を図りつつ、適切な規制・誘導により漁業環境と居住環境の調和を図ることで、美しい海辺景観の中で快適に暮らせるまちづくりを推進します。

●安全・安心なまちづくり

本地域は、起伏の多い地形を呈しており低地部には芳養川や稲成川が流れています。集中豪雨による浸水や土砂災害を最小限に食い止めるため、河川の維持管理や宅地造成などの適切な指導に努めます。

また、災害時の緊急輸送路となる幹線道路や活動拠点となる公園などの整備、建築物の耐震化、災害情報の迅速な伝達などによる防災・減災に努めるほか、交通安全対策や防犯対策により、安全で安心できる暮らしの創出を目指します。

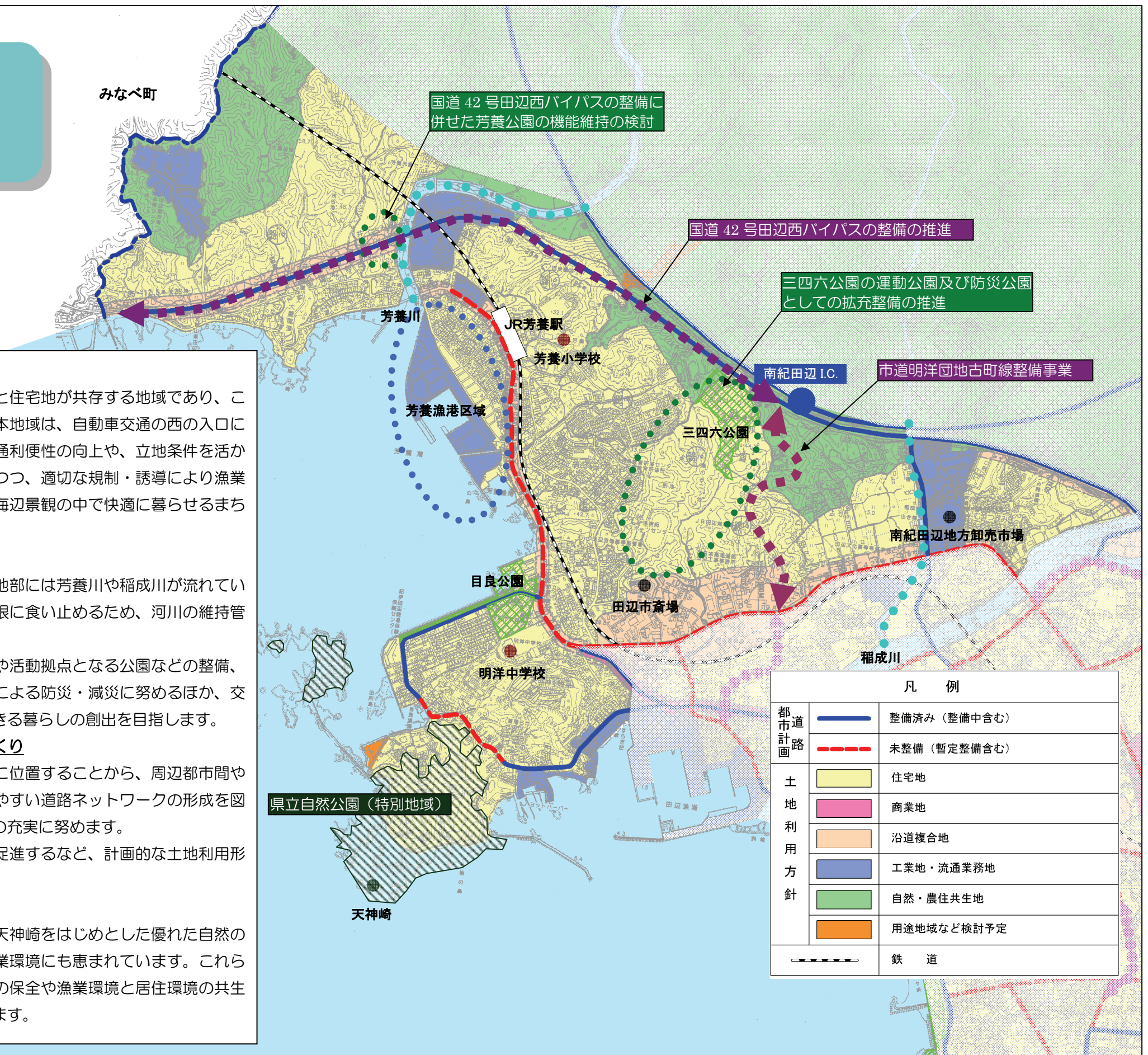
●地域活力が連携した快適で効率的なまちづくり

本地域は、田辺市の道路交通での西の入口に位置することから、周辺都市間や中心市街地を結ぶ幹線道路整備による移動しやすい道路ネットワークの形成を図るなど、効率的な連携強化のための都市基盤の充実に努めます。

また、芳養漁港区域での秩序ある市街化を促進するなど、計画的な土地利用形成を目指します。

●個性的で魅力あるまちづくり

本地域は、県立自然公園に指定されている天神崎をはじめとした優れた自然の風景地を有するほか、芳養漁港があるなど漁業環境にも恵まれています。これらを踏まえ、適切な規制・誘導による海辺景観の保全や漁業環境と居住環境の共生など、個性的で魅力あるまちづくりを目指します。



④西部地域のまちづくりの方針

	主な取り組み
土地利用の方針	○地域の基幹産業である水産業の振興を図るため、芳養漁港区域内集落再編整備事業により造成した土地における漁業環境と居住環境が調和した適切な土地利用の規制・誘導について検討します。 ○良好な都市環境の形成を図るため、土地利用の動向を注視し、商業や工業、流通業務などがそれぞれ集積した地域、これらと住居が調和した地域、特に住環境を保全・誘導すべき地域等の特性を見極めながら、必要に応じて、用途地域の見直しを検討します。 ○都市に潤いをもたらす緑豊かな森林景観の保全や、農業環境と居住環境の適切な共生など、地域特性に応じた良好な環境の形成又は保持のため、特定用途制限地域などの適用について検討します。また、宅地造成等に当たっては、農業振興地域との整合を図りつつ、開発許可制度などの適切な運用により、安全な宅地づくりを促します。 ○既成集落や新興住宅地においては、良好な居住環境やまち並みの維持・形成や住宅地としての利用増進を図るため、住民主体のまちづくりを促進します。
道路・交通の方針	○市街地の主軸であり、周辺都市間の交流・連携を支える広域幹線道路として、国道42号田辺西バイパス（都市計画道路国道42号田辺バイパス）の早期整備を促進します。 ○市民の高速道路利用の利便性向上や交流人口の増大による中心市街地の活性化に資するため、南紀田辺インターチェンジと中心市街地方面を結ぶ市道明洋団地古町線整備事業を推進します。 ○未整備都市計画道路については、線形や幅員などの見直しや計画廃止も含め、検討します。なお、見直しに当たっては、地域の生活環境の向上に資するよう、都市全体の交通ネットワークを踏まえた機能性に配慮するほか、沿道土地利用等も考慮し検討していきます。 ○地域住民の利便性と効率性を踏まえたバス等の公共交通体系の再構築を推進します。
公園・緑地の方針	○三四六公園については、紀南のスポーツ振興の拠点となる運動公園として機能充実を図るとともに、その立地条件を活かし、広域的な防災拠点としての機能を備えるための施設整備を推進します。 ○芳養公園については、国道42号田辺西バイパスの整備に併せ、公園機能の維持について検討します。 ○宅地造成や道路整備などに併せて、高齢者の身近な憩いの場や子供の身近な遊び場となる広場やポケットパークの創出に努めます。 ○既設公園については、安全・安心・快適に利用できるよう、適切な維持管理に努めます。

	主な取り組み
河川・下水、 その他都市 施設の方針	○地域における治水のための主要な河川となる芳養川及び稲成川の適切な維持管理を促進し、治水及び災害防除に努めます。 ○公共用水域の水質保全や生活環境の向上のため、浄化槽設置整備事業の推進や、供用開始している漁業集落排水処理施設への接続の促進などにより、生活排水処理率の向上に努めます。 ○南紀田辺地方卸売市場については、田辺市の基幹産業である農畜生産品の安定供給を図るための機能充実を促進します。 ○芳養漁港においては、地場産業の活性化を図るため、施設の機能強化を進めます。 ○田辺市斎場については、その機能の維持管理に努めます。
その他の まちづくり の方針	○防災性の向上を図るため、建築物の耐震化を促進するとともに、住環境整備の手法を検討します。 ○災害時の救援活動などに備え、防災拠点となる三四六公園の防災機能の整備を推進するほか、指定避難施設における防災体制の強化や備蓄機能の整備充実に努めます。 ○漁業集落特有のまち並みの保全や良好な景観形成のため、景観条例及び屋外広告物条例に基づいた規制・誘導に努めます。 ○ナショナルトラスト運動の先駆けとなり県立自然公園として指定されている天神崎については、これからもその豊かな自然の保護を促進します。

4 東部地域

湊、神子浜一丁目、神子浜二丁目、中万呂、下万呂、新庄町、新万、朝日ヶ丘、南新万、あけぼの、宝来町、東山一丁目、東山二丁目、学園、文里一丁目、文里二丁目

①東部地域の概況

東部地域は、市街地東部にあり、南側は文里港や新文里港に面し北側は国道42号バイパスに至る地域です。市の中心部に近い利便性から、高度経済成長期に市街化が進んだ住宅市街地を中心とした地域であり、国や県など広域行政の出先機関が多く立地しています。このほか、多くの学校教育施設が立地しており、特に、都市内の全ての高校がこの地域内に立地しています。



②東部地域の現況と課題

	現況	課題
土地利用	○用途地域内においては、その制限の内容が、現況の土地利用や地域が求める土地利用に必ずしも合っていない地区があります。	○土地利用実態を見極めつつ、計画的で秩序ある土地利用の規制・誘導が必要です。
	○本地域の新興住宅地においては、良好な居住環境を呈していますが、将来にわたってそれを担保するための取り組みが行われていません。	○良好な居住環境の保全・形成には、住民意識の高まりが重要であり、地元主体のまちづくりが望まれます。
	○文里港では、旧来からの木材工場としての利用が減少してきています。	○田辺市の林業の拠点としての土地利用の促進など適切な利用が望まれます。
	○文里港、新文里港においては、臨港地区が指定されています。	○港が持つ機能を有効に活用するための土地利用が望まれます。
道路・交通	○地域の交通・通学利便性や防災性の向上を図るため、都市計画道路内環状線の一部区間の整備を進めています。	○現在整備区間の早期供用はもちろん、地域の交通を円滑にするため、さらなる道路整備が望まれます。
	○都市計画道路は、昭和48年の道路網見直し以降、全面的な見直しは行われていない状況にあります。	○社会情勢や都市構造の変化と今後の見直しを踏まえ、地域内交通の円滑化はもとより、周辺地域間の交流・連携の充実に寄与するよう、都市計画道路網の見直しなど適切な対応が必要です。
	○人口減少などにより地域の公共交通機関であるバスの利用者数は減少しています。一方で、高齢化は進行し、交通弱者は増える傾向にあります。	○様々な都市機能が集積する中心市街地などへの移動が便利になるよう、それらを連絡する公共交通の利用しやすい環境づくりが必要です。
公園・緑地	○本地域内には、都市計画公園があるものの、地区によっては、身近な公園や広場が不足しています。	○高齢者の身近な憩いの場や子供の身近な遊び場のための公共空間の創出が望まれます。
	○本地域内には、神楽公園や朝日ヶ丘北公園など、現在5箇所の都市計画公園が開設しています。	○既存施設の計画的な管理・更新が必要です。

	現況	課題
河川・下水、 その他の 都市施設	○本地域内の西側には、主要な河川として会津川が流れています。	○会津川は治水・防災機能を高めるため、河川改修が必要であり、それに併せた水辺空間の整備が望まれます。
	○本地域では、公共下水道が未整備であり、生活排水処理率が低い状況です。	○生活排水処理率を向上させる対策が必要です。
	○地域内の一部において、都市下水路による雨水排水を行っています。	○集中豪雨時の浸水を防止するため、施設の機能の維持が必要です。
	○地域内に多数立地する学校教育施設の中には、老朽化している施設があります。	○学校教育施設の教育環境の向上が望まれます。
その他	○幹線道路の整備の遅れにより、良好な市街地形成が進んでいない既成市街地があります。	○良好な市街地形成のため、道路と沿道地との一体的な整備が必要です。
	○入り組んだ狭い道路に面して古い木造住宅が集まった地区があります。	○建築物の耐震化、住環境整備など防災性の向上を図ることが必要です。
	○西牟婁総合庁舎や新文里港をはじめ、災害時の活動拠点となる公共施設などが点在しています。新文里港は、防災ネットワーク港として位置づけられています。また、津波災害時の一時避難場所として、文里地区津波避難タワーが整備されています。	○西牟婁総合庁舎及び新文里港の防災拠点としての機能充実や指定避難施設の適切な整備が必要です。
	○本地域では、その多くを占める住宅市街地のまち並みが地域の特徴となっています。	○地域内に広がる住宅市街地のまち並みの保全が必要です。

③東部地域の基本的な方針

<テーマ>

教育環境と居住環境が充実した
都市生活の豊かさを実感できるまちづくり

<目標>

多くの学校教育施設が立地する住宅市街地を中心とした地域であり、市の中心部に近い立地条件も活かした生活環境のさらなる充実を目指します。本地域は、市街地中心部と国道42号田辺バイパスに挟まれた位置にあることから、地域内の幹線道路や補助幹線道路の整備による移動環境の向上に努めながら、既存都市機能の維持・更新や適切な規制・誘導により教育環境と居住環境の充実を図ることで、都市生活の豊かさを実感できるまちづくりを推進します。

●安全・安心なまちづくり

本地域には海岸に面した低地部があり、東海・東南海・南海地震が同時発生した場合の津波浸水が市街地にまで及ぶと予測されています。また、会津川に面した地区もあります。津波や集中豪雨による浸水、土砂災害を最小限に抑えるため、海岸の維持管理や河川の安全性向上、宅地造成の適切な指導などに努めます。

また、災害時の緊急輸送路となる幹線道路などの整備、建築物の耐震化、災害情報の迅速な伝達などによる防災・減災に努めるほか、交通安全対策や防犯対策により、安全で安心できる暮らしの創出を目指します。

●地域活力が連携した快適で効率的なまちづくり

本地域は、市街地中心部と広域幹線道路である国道42号田辺バイパスに挟まれた位置にあることから、地域活力の向上はもとより、周辺地域との効率的な連携強化に資するため、地域内の幹線道路や補助幹線道路の整備による移動しやすい道路ネットワークの形成を図るなど、都市基盤の充実に努めます。

●個性的で魅力あるまちづくり

本地域には小・中学校、高等学校などの教育施設が多く立地し、地域を特徴づけています。教育環境や居住環境の充実の促進を図ることで、個性的で魅力あるまちづくりを目指します。



④東部地域のまちづくりの方針

	主な取り組み
土地利用 の方針	○良好な都市環境の形成を図るため、土地利用の動向を注視し、商業や工業などがそれぞれ集積した地域、これらと住居が調和した地域、特に住環境を保全・誘導すべき地域等の特性を見極めながら、必要に応じて、用途地域の見直しを検討します。 ○既成市街地や新興住宅地においては、良好な居住環境やまち並みの維持・形成や住宅地としての利用増進を図るため、住民主体のまちづくりを促進します。 ○文里港における林業の拠点としての土地利用を維持・促進するため、木材生産地域での林業振興や新たな木材流通システムの構築を促進するほか、適切な土地利用転換についても検討します。 ○文里港及び新文里港の臨港地区においては、物流を中心とした港湾機能を果たすためにふさわしい土地利用を維持・促進します。
道路・交通 の方針	○地域内の道路ネットワークを充実させ、災害時の緊急輸送路や避難路、通学路としての利便性向上に資するため、市街地内と新文里港方面を結ぶ都市計画道路内環状線整備事業を推進するとともに、その他の路線についても整備推進に努めます。整備にあたっては、居住環境や通学環境に配慮した歩行空間の充実に努めます。 ○未整備都市計画道路については、線形や幅員などの見直しや計画廃止も含め、検討します。なお、見直しにあたっては、地域の生活環境の向上に資するよう、都市全体の交通ネットワークを踏まえた機能性に配慮するほか、沿道土地利用等も考慮し検討していきます。 ○地域住民の利便性と効率性を踏まえたバス等の公共交通体系の再構築を推進します。
公園・緑地 の方針	○宅地造成や道路整備などに併せて、高齢者の身近な憩いの場や子供の身近な遊び場となる広場やポケットパークの創出に努めます。 ○既設公園については、安全・安心・快適に利用できるよう、適切な維持管理に努めます。

	主な取り組み
河川・下水、 その他都市 施設の方針	○地域における治水のための主要な河川となる会津川の改修を促進し、治水及び災害防除に努めます。河川改修にあたっては、多自然川づくりによる河川環境の整備・保全への配慮のほか、市民の自然環境とのふれあいやレクリエーションに資するための水辺空間の整備を促進します。 ○公共用水域の水質保全や生活環境の向上のため、公共下水道の活用について検討するほか、浄化槽設置整備事業の推進などにより、生活排水処理率の向上に努めます。 ○小泉都市下水路及び大戸川都市下水路は、集中豪雨時の浸水被害を防止するため、施設の適切な維持管理に努めます。 ○地域内に多数立地する学校教育施設については、老朽校舎等の改築整備や耐震補強を推進するほか、既存施設の維持管理と教育環境の向上に向けた機能充実に努めます。
その他の まちづくり の方針	○都市計画道路事業等とあわせて土地区画整理事業の導入について検討します。 ○防災性の向上を図るため、建築物の耐震化を促進するとともに、入り組んだ狭い道路の拡幅整備を促進するなど住環境整備に努めます。 ○災害時の救援活動などに備え、防災拠点である西牟婁総合庁舎及び新文里港の防災機能の維持・充実に努めます。指定避難施設における防災体制の強化や備蓄機能の整備充実に努めます。 ○地域に多く広がる住宅市街地のまち並みの保全や地域の良い景観形成のため、景観条例及び屋外広告物条例に基づいた規制・誘導に努めます。

5 南部地域

新庄町、神島台、たきない町

①南部地域の概況

南部地域は、市街地南部にあり、西は田辺湾に面し、東は上富田町に、南は白浜町にそれぞれ隣接する地域です。高度経済成長期以降に市街化が進んだ地域であり、新興住宅地のほか、南和歌山医療センターなどの広域医療施設や福祉施設が複数立地し医療・福祉ゾーンをなしています。また、県立情報交流センターBig・Uや新庄総合公園など広域を対象とした施設が整備されています。湾岸部には県立自然公園や内之浦干潟親水公園があるなど自然にも恵まれています。



②南部地域の現況と課題

	現況	課題
土地利用	○用途地域内においては、その制限の内容が、現況の土地利用や地域が求める土地利用に必ずしも合っていない地区があります。	○土地利用実態を見極めつつ、計画的で秩序ある土地利用の規制・誘導が必要です。
	○本地域の新興住宅地においては、良好な居住環境を呈していますが、将来にわたってそれを担保するための取り組みが行われていません。	○良好な居住環境の保全・形成に向けた計画的で秩序ある土地利用の規制・誘導が必要です。また、住民意識の高まりが重要であり、地元主体のまちづくりが望まれます。
	○文里港では、旧来からの木材工場としての利用が減少してきています。	○田辺市の林業の拠点としての土地利用の促進が望まれます。
	○文里港においては、臨港地区が指定されています。	○港が持つ機能を有効に活用するための土地利用が望まれます。
	○本地域の南部には、土地利用制限の緩やかな区域があります。	○地域特性に応じた良好な環境の保全、形成のための土地利用規制などの適用の検討が望まれます。
道路・交通	○県道南紀白浜空港線については、歩道が未整備な区間があります。	○本地域の幹線道路である県道南紀白浜空港線は、快適で円滑な交通を確保するための整備が望まれます。
	○県道南紀白浜空港線と国道42号田辺バイパス、県道田辺白浜線との交差部では、休日などに頻繁に交通渋滞が発生しています。	
	○人口減少などにより地域の公共交通機関であるバスの利用者数は減少しています。一方で、高齢化は進行し、交通弱者は増える傾向にあります。	○様々な都市機能が集積する中心市街地や病院などへの移動が便利になるよう、それらを連絡する公共交通の利用しやすい環境づくりが必要です。
公園・緑地	○本地域内には、現在1箇所の都市計画公園（新庄総合公園）が開設しているほか、内之浦干潟親水公園など広域を対象とした公園があるものの、地区によっては、身近な公園や広場が不足しています。	○新庄総合公園をはじめとする既設公園の計画的な管理・更新が必要です。
		○高齢者の身近な憩いの場や子供の身近な遊び場のための公共空間の創出が望まれます。

	現況	課題
河川・下水、 その他の 都市施設	○本地域では、一部で地域排水処理施設が供用開始しているものの、依然として、生活排水処理率が低い状況です。	○生活排水処理率を向上させる対策が必要です。
	○本地域内には、広域的な医療拠点である南和歌山医療センターが立地しています。	○地域が求める安全で信頼性と質の高い医療について、よりの確に対応できるよう、必要な取り組みに努めることが望めます。
	○田辺市高齢者複合福祉施設「たきの里」をはじめとした福祉施設が多数立地しています。	○広域医療施設への近接性や集積を活かした有効な利用が望めます。
	○本地域内には、広域的な教育や交流の拠点として、平成 17 年 1 月に県立情報交流センターBig・U が供用開始されました。	○広域的な拠点として、地元地域のまちづくりにも寄与するよう、その機能の維持・充実が望めます。
その他	○入り組んだ狭い道路に面して古い木造住宅が集まった地区があります。	○建築物の耐震化、住環境整備など防災性の向上を図ることが必要です。
	○点在する身近な公共施設などを指定避難施設として定めています。また、津波災害時の一時避難場所として、橋谷避難広場が整備されています。	○指定避難施設は、災害による被災者や被災が心配される方を収容する場所であり、適切な整備が必要です。
	○本地域は、県立自然公園に指定された鳥ノ巣半島などの自然の風景地を有しています。	○これらの貴重な地域資源を地域の個性として保全するとともに適切に活用することが必要です。

③南部地域の基本的な方針

＜テーマ＞
開かれた自然のなかで
医療・福祉など多様な機能が整った
広域交流のあるまちづくり

＜目標＞

美しい自然に恵まれ、広域に開かれた多様な施設が立地する地域であり、立地条件を活かした広域交流の促進を目指します。本地域は、田辺市の南端に位置することから、市内他地域だけでなく周辺都市とも連絡する道路の整備による移動環境の向上に努めながら、医療・福祉施設などの既存都市機能の維持・更新や適切な規制・誘導を図ることで、多様な機能が整った広域交流のあるまちづくりを推進します。

●安全・安心なまちづくり

本地域には海岸に面した低地部があり、東海・東南海・南海地震が同時発生した場合の津波浸水が市街地にまで及ぶと予測されています。津波による浸水や集中豪雨による土砂災害を最小限に抑えるため、海岸の維持管理や宅地造成の適切な指導などに努めます。

また、災害時の緊急輸送路となる幹線道路などの整備、建築物の耐震化、災害情報の迅速な伝達などによる防災・減災に努めるほか、交通安全対策や防犯対策により、安全で安心できる暮らしの創出を目指します。

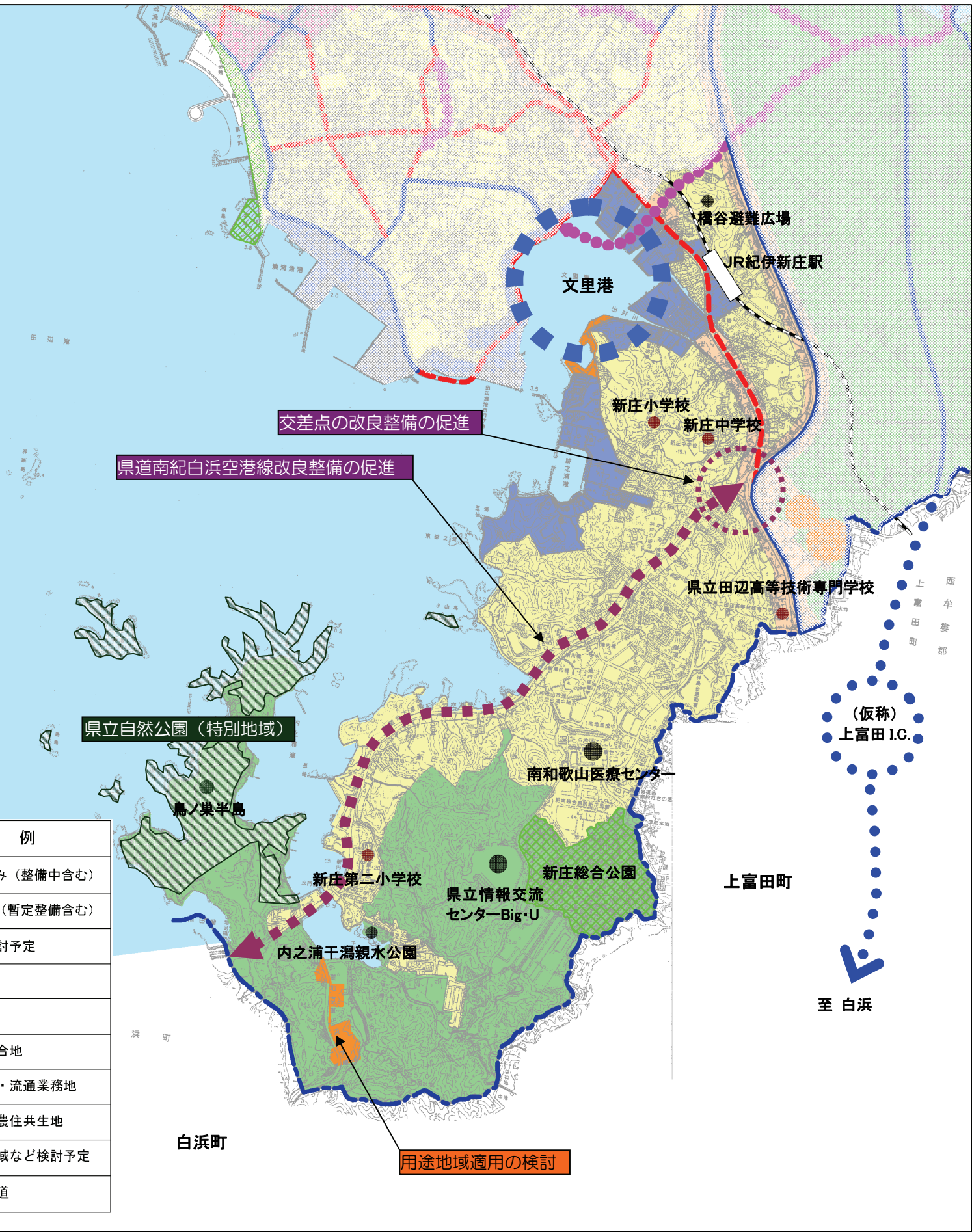
●地域活力が連携した快適で効率的なまちづくり

本地域は、田辺市の南端にあることから、市内各地域を連絡する国道42号田辺バイパスなどの幹線道路との接続強化や、隣接する白浜町や上富田町とを結ぶ移動しやすい道路ネットワークの形成を図るなど、地域活力の向上とともに地域内外の連携にも資する都市基盤の充実に努めます。

●個性的で魅力あるまちづくり

本地域には広域を対象とした医療拠点や教育拠点などが集積し、地域を特徴づけています。また、海辺に指定された県立自然公園をはじめ優れた自然の風景地を有しています。今後は、適切な規制・誘導による自然的景観の保全や立地施設による広域交流の促進を図ることで、個性的で魅力あるまちづくりを目指します。

凡 例		
都市計画道路		整備済み（整備中含む）
		未整備（暫定整備含む）
		新規検討予定
土地利用方針		住宅地
		商業地
		沿道複合地
		工業地・流通業務地
		自然・農住共生地
		用途地域など検討予定
		鉄 道



④南部地域のまちづくりの方針

	主な取り組み
土地利用 の方針	○良好な都市環境の形成を図るため、土地利用の動向を注視し、商業や工業などがそれぞれ集積した地域、これらと住居が調和した地域、特に住環境を保全・誘導すべき地域等の特性を見極めながら、必要に応じて、用途地域の見直しを検討します。 ○県道田辺白浜線に面した宅地造成地においては、秩序ある市街地形成のため、用途地域の適用について検討します。さらに、既成集落や新興住宅地においては、良好な居住環境やまち並みの維持・形成や住宅地としての利用増進を図るため、住民主体のまちづくりを促進します。 ○文里港における林業の拠点としての土地利用を維持・促進するため、木材生産地域での林業振興や新たな木材流通システムの構築に努めます。 ○文里港の臨港地区においては、物流を中心とした港湾機能を果たすためにふさわしい土地利用を維持・促進します。 ○都市に潤いをもたらす緑豊かな森林景観や農業環境の保全など、地域特性に応じた良好な環境の形成又は保持のため、特定用途制限地域などの適用について検討します。また、宅地造成等にあたっては、農業振興地域との整合を図りつつ、開発許可制度などの適切な運用により、安全な宅地づくりを促します。
道路・交通 の方針	○本地域の幹線道路であり、周辺都市を結ぶ県道南紀白浜空港線については、歩行者空間の充実に向けた整備を促進するとともに、市内各地域や広域に連絡する国道42号田辺バイパス及び県道田辺白浜線との交差点のスムーズな交通流を確保するため、交差点の改良整備を促進します。 ○地域住民の利便性と効率性を踏まえたバス等の公共交通体系の再構築を推進します。
公園・緑地 の方針	○広域的なレクリエーション拠点である新庄総合公園や海辺の干潟での自然観察ができる内之浦干潟親水公園、その他の既設公園については、安全・安心・快適に利用できるよう、適切な維持管理に努めます。 ○宅地造成や道路整備などに併せて、高齢者の身近な憩いの場や子供の身近な遊び場となる広場やポケットパークの創出に努めます。

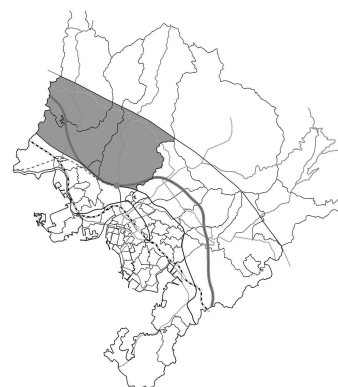
	主な取り組み
河川・下水、 その他都市 施設の方針	○公共用水域の水質保全や生活環境の向上のため、浄化槽設置整備事業の推進や供用開始している地域排水処理施設への接続の促進などにより、生活排水処理率の向上に努めます。 ○南和歌山医療センターについては、広域的な医療拠点として病院機能の充実、適正な管理・運営に努めるほか、その機能強化のためにも交通ネットワークの充実に努めます。 ○田辺市高齢者複合福祉施設「たきの里」をはじめとした福祉施設については、広域医療施設への近接性や集積のメリットを活かした有効活用を促進します。 ○県立情報交流センターBig・Uについては、教育やそれを通じた交流のための広域的な拠点として、地元地域のまちづくりにも活かせるよう、その機能の維持・充実に努めます。
その他の まちづくり の方針	○防災性の向上を図るため、建築物の耐震化を促進するとともに、入り組んだ狭い道路の拡幅整備を促進するなど住環境整備に努めます。 ○災害時の救援活動などに備え、指定避難施設における防災体制の強化や備蓄機能の整備充実に努めます。 ○県立自然公園として指定されている鳥ノ巣半島については、自然の風景地の保護を促進します。周辺地域の景観保全や良好な景観形成のため、景観条例及び屋外広告物条例に基づいた規制・誘導に努めます。

6 北西部地域

元町、芳養町、稲成町、中芳養

①北西部地域の概況

北西部地域は、市街地北西部の郊外にあり、上芳養方面やみなべ町の郊外部を結ぶ地域です。田畑・果樹園などの良好な農業環境や豊かな自然的環境に恵まれ、県立自然公園の独特な風景地も有しているなど、特徴ある農村景観を呈しています。一方、都市計画区域外も含む土地利用規制の緩やかな地域であり、近年、若干の宅地開発の進行が見られます。



②北西部地域の現況と課題

	現況	課題
土地利用	○都市計画区域内にありながら、その地形的条件から都市的土地利用等の動向が極めて少ない地区があります。	○芳養町北部区域及び稲成町北部区域においては、土地利用等の実態を勘案し、都市計画区域の除外に向けた取り組みが必要です。
	○近年、地域内において若干の宅地開発により、農地が宅地化されています。	○中芳養地区の一帯の区域においては、土地利用の適切な規制・誘導の検討が必要です。
	○本地域は田畑や果樹園などの農地が多く分布していますが、近年、これら農地の宅地化により、農地と宅地の混在化が若干見られます。	○農地と居住環境が調和した秩序ある土地利用形成が望まれます。
	○本地域の既成集落や一部に開発が見られる新興住宅地においては、周辺の自然的環境と調和した良好な居住環境の保全・形成のための取り組みが行われていません。	○良好な居住環境の保全・形成に向けた計画的で秩序ある土地利用の規制・誘導が必要です。また、住民意識の高まりが重要であり、地元主体のまちづくりが望まれます。
道路・交通	○近畿自動車道紀勢線は、平成19年11月に南紀田辺インターチェンジが供用開始され、京阪神方面との連携が強化されました。現在、南伸に向け、事業が進められています。	○広域的な交流・連携や紀南経済の発展に寄与する道路として、また、救急医療患者の搬送や災害時の代替道路・救援道路として、早期整備が望まれます。
	○南北方向の幹線道路は改良が進んでいますが、東西方向の幹線道路については未整備な状況です。	○地域内の交通円滑化はもとより、効率的な都市活動を促進するため、地域内外を結ぶ幹線道路の強化が望まれます。
	○人口減少などにより地域の公共交通機関であるバスの利用者数は減少しています。一方で、高齢化は進行し、交通弱者は増える傾向にあります。	○様々な都市機能が集積する中心市街地などへの移動が便利になるよう、それらを連絡する公共交通の利用しやすい環境づくりが必要です。
公園・緑地	○本地域内には、都市計画公園はありませんが、宅地開発に併せて小規模な公園が配置されています。	○既存施設の計画的な管理・更新が必要です。

	現況	課題
河川・下水、 その他の 都市施設	○本地域内には、主要な河川として芳養川及び稲成川が流れており、芳養川は脇田橋までの区間、稲成川は全区間がそれぞれ改修整備済みです。	○芳養川及び稲成川については、治水・防災機能を高めるための取り組みが望まれます。
	○本地域では、一部で農業集落排水処理施設が供用開始しており、比較的高い割合で生活排水を処理できているものの、依然として、生活排水処理率が低い状況です。	○生活排水処理率を向上させる対策が必要です。
	○本地域内には、田辺市廃棄物処理場が立地しています。（平成８年３月竣工）	○田辺市廃棄物処理場については、その機能充実とともに周辺環境に配慮した取り組みが必要です。
その他	○入り組んだ狭い道路に面して古い木造住宅が集まった農村集落が点在しています。	○農村集落などでの防災性や住環境の向上が必要です。
	○点在する身近な公共施設などを指定避難施設として定めています。	○指定避難施設は、災害による被災者や被災が心配される方を収容する場所であり、適切な整備が必要です。
	○本地域は、緑豊かな森林や田畑、果樹園などの農地が多く分布しており、既存集落や住宅地はそのような良好な自然環境に包まれています。	○自然環境と調和した暮らしや美しい農村景観を、地域の個性として守り育てることが望まれます。
	○本地域は、県立自然公園として指定されているひき岩群などの自然の風景地を有しています。	○これらの貴重な地域資源を地域の個性として保全するとともに適切に活用することが望まれます。
	○本地域には、田辺市の特産品である梅やみかんなどの果樹園を中心とした農地が広く分布しています。	○田辺市の基幹産業を支える生産の場として、守り育てることが望まれます。

③北西部地域の基本的な方針

<テーマ>

自然の恵みに満ちた
農村景観と集落地などの居住環境が
調和したまちづくり

<目標>

県立自然公園の独特な自然の風景地を有し、農村集落や農地が緑の森林に包まれた自然的環境豊かな地域であり、その良好な環境を活かした都市生活の充実を目指します。幹線道路をはじめとした都市基盤整備による生活利便性の向上や地域間交流の充実とともに、適切な規制・誘導により農業環境と居住環境の調和を図ることで、自然の恵みの中で快適に暮らせるまちづくりを推進します。

●安全・安心なまちづくり

地域内には芳養川や稲成川が流れています。集中豪雨による浸水や土砂災害を最小限に食い止めるため、河川の維持管理や宅地造成などの適切な指導に努めます。

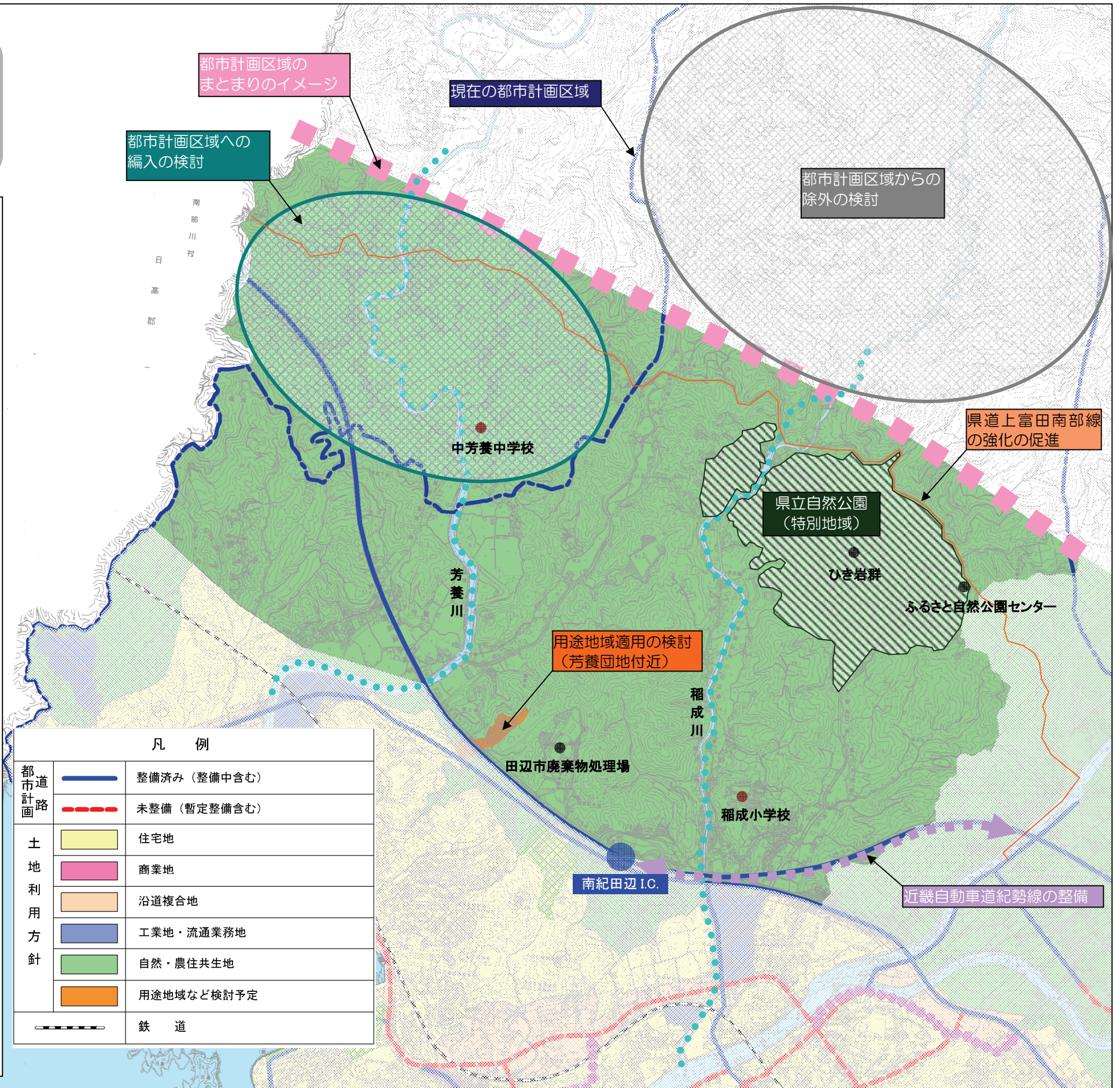
また、農村集落地などでの住民の高齢化を踏まえ、建築物の耐震化や災害情報の迅速な伝達、防災意識の醸成などによる防災・減災に努めるほか、交通安全対策や防犯対策により、安全で安心できる暮らしの創出を目指します。

●地域活力が連携した快適で効率的なまちづくり

地域住民の日常生活や地域間交流の充実と、周辺地域で収穫された農産物の配送の円滑化に資するため、東西方向の幹線道路の強化による移動しやすい交通ネットワークの形成を図るなど、地域内外の効率的な連携強化のための都市基盤の充実に努めます。

●个性的で魅力あるまちづくり

本地域は、県立自然公園に指定されているひき岩群などの優れた自然の風景地を有するほか、緑豊かな森林や河川、農地などの自然環境に恵まれています。これらを踏まえ、適切な規制・誘導による農村景観の保全や農業環境と居住環境の共生など、个性的で魅力あるまちづくりを目指します。



④北西部地域のまちづくりの方針

	主な取り組み
土地利用 の方針	○現在都市計画区域内となっている芳養町北部区域及び稲成町北部区域については、都市計画区域からの除外について、その検討を深め手続きを促進します。 ○中芳養地区の一帯の区域については、今後の宅地化の動向を注視し、必要に応じて、田辺市の一体の都市として総合的に整備、開発及び保全するため、都市計画区域への編入を検討します。 ○都市に潤いをもたらす緑豊かな森林景観の保全や、農業環境と居住環境の適切な共生など、地域特性に応じた良好な環境の形成又は保持のため、特定用途制限地域などの適用について検討します。また、宅地造成等にあたっては、農業振興地域との整合を図りつつ、開発許可制度などの適切な運用により、安全な宅地づくりを促します。 ○国道 42 号田辺西バイパス沿道の芳養団地付近においては、秩序ある市街地形成のため、用途地域の適用について検討します。さらに、農村集落や新興住宅地においては、良好な居住環境やまち並みの維持・形成や住宅地としての利用増進を図るため、住民主体のまちづくりを促進します。
道路・交通 の方針	○広域的な交流・連携を支え、紀南経済の活性化に寄与する道路として、近畿自動車道紀勢線（都市計画道路高規格幹線道路南部白浜線）の早期整備を促進します。 ○地域住民の利便性向上や地域間交流の増進、基幹産業である農業の振興を念頭においた農産物の配送の円滑化などに資するため、地域の東西方向の幹線道路である県道上富田南部線の改良整備を促進します。 ○地域住民の利便性と効率性を踏まえたバス等の公共交通体系の再構築を推進します。
公園・緑地 の方針	○宅地造成や道路整備などに併せて、高齢者の身近な憩いの場や子供の身近な遊び場となる広場やポケットパークの創出に努めます。 ○既設公園については、安全・安心・快適に利用できるよう、適切な維持管理に努めます。

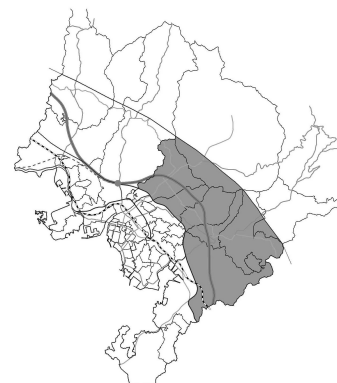
	主な取り組み
河川・下水、 その他都市 施設の方針	○地域における治水のための主要な河川の適切な維持管理を促進し、治水及び災害防除に努めます。芳養川については、河川改修を促進します。 ○公共用水域の水質保全や生活環境の向上のため、浄化槽設置整備事業の推進や、供用開始している農業集落排水処理施設への接続の促進などにより、生活排水処理率の向上に努めます。 ○田辺市廃棄物処理場については、周辺環境に配慮した適切な維持管理に努めます。
その他の まちづくり の方針	○防災性の向上を図るため、建築物の耐震化を促進するとともに、入り組んだ狭い道路の拡幅整備を促進するなど住環境整備に努めます。 ○災害時の救援活動などに備え、指定避難施設における防災体制の強化や備蓄機能の整備充実に努めます。 ○農村集落や新興住宅地での生活が自然環境と共生した快適な暮らしとなるよう、森林、河川及び農地などの自然的環境の保全に努めるほか、景観条例及び屋外広告物条例に基づいた規制・誘導による農村景観の保全など、良好な景観形成に努めます。 ○県立自然公園として指定されている丘陵地については、ひき岩群などの自然の風景地を保護するとともに、ふるさと自然公園センターを拠点としたその利用増進を図ります。 ○梅やみかんなど田辺市の基幹産業である農業の活性化を図るため、市民農園や農業体験などの取り組みによる農地の有効活用を促進します。

7 北東部地域

上万呂、中万呂、下万呂、秋津町、新庄町、中三栖、下三栖、城山台、上秋津

①北東部地域の概況

北東部地域は、市街地北東部を取り巻く郊外にあり、龍神や本宮方面への入口となっています。田畑・果樹園などの良好な農業環境や豊かな自然的環境に恵まれ、熊野古道をはじめとした歴史文化資源も有しているなど、特徴ある農村景観を呈しています。一方、都市計画区域外も含む土地利用規制の緩やかな地域であり、近年、宅地開発が進行しています。



②北東部地域の現況と課題

	現況	課題
土地利用	○近年、地域内においてまとまった宅地開発がなされたほか、比較的多くの農地が宅地化されています。	○城山台や下三栖を含む一帯の区域及び新庄町田鶴付近の造成地においては、土地利用の適切な規制・誘導の検討が必要です。
	○本地域は田畑や果樹園などの農地が多く分布していますが、近年、これら農地の宅地化により、農地と宅地の混在化が顕著になってきています。	○農地と居住環境が調和した秩序ある土地利用形成が望まれます。
	○城山台の住宅地では、建築協定により建物の用途や形態、意匠などのルールを定め、住宅地としての良好な環境形成に努めています。	○良好な居住環境の形成には、住民意識の高まりが重要であり、今後も、地元主体のまちづくりが望まれます。
道路・交通	○近畿自動車道紀勢線は、平成19年11月に南紀田辺インターチェンジが供用開始され、京阪神方面との連携が強化されました。現在、南伸に向け、事業が進められています。	○広域的な交流・連携や紀南経済の発展に寄与する道路として、また、救急医療患者の搬送や災害時の代替道路・救援道路として、早期整備が望まれます。
	○地域内の交通を円滑にするため、県道上富田南部線の一部区間において整備に着手しています。	○地域内の交通円滑化はもとより、効率的な都市活動を促進するため、地域内外を結ぶ広域幹線道路の強化が望まれます。
	○都市計画道路は、昭和48年の道路網見直し以降、全面的な見直しは行われていない状況にあります。	○社会情勢や都市構造の変化とともに今後の見直しを踏まえ、都市計画道路網の見直しなど適切な対応が必要です。
	○人口減少などにより地域の公共交通機関であるバスの利用者数は減少しています。一方で、高齢化は進行し、交通弱者は増える傾向にあります。	○様々な都市機能が集積する中心市街地や病院などへの移動が便利になるよう、それらを連絡する公共交通の利用しやすい環境づくりが必要です。
公園・緑地	○本地域内には、都市計画公園はありませんが、宅地開発に併せて小規模な公園が配置されています。	○既存施設の計画的な管理・更新が必要です。

	現況	課題
河川・下水、 その他の 都市施設	○本地域内には、主要な河川として左会津川及び右会津川が流れています。	○左会津川及び右会津川は治水・防災機能を高めるため、河川改修が必要であり、それに併せた水辺空間の整備が望まれます。
	○本地域では、一部で農業集落排水処理施設・地域排水処理施設が供用開始しており、比較的高い割合で生活排水を処理できているものの、依然として、生活排水処理率が低い状況です。	○生活排水処理率を向上させる対策が必要です。
	○広域的な医療拠点として、平成 17 年 5 月に本地域内に紀南病院が新築移転しました。	○地域が求める安全で信頼性と質の高い医療について、よりの確に対応できるよう、必要な取り組みに努めることが望まれます。
その他	○入り組んだ狭い道路に面して古い木造住宅が集まった農村集落が点在しています。	○農村集落などでの防災性や住環境の向上が必要です。
	○点在する身近な公共施設などを指定避難施設として定めています。	○指定避難施設は、災害による被災者や被災が心配される方を収容する場所であり、適切な整備が必要です。
	○本地域には、熊野古道・三栖廃寺塔跡や地域の鎮守社などの歴史文化資源があります。	○これらの貴重な地域資源を地域の個性として保全するとともに適切に活用することが望まれます。
	○本地域は、緑豊かな森林や田畑、果樹園などの農地が多く分布しており、既存集落や住宅地はそのような良好な自然環境に包まれています。	○自然環境と調和した暮らしや美しい農村景観を、地域の個性として守り育てることが望まれます。
	○本地域には、田辺市の特産品である梅やみかんなどの果樹園を中心とした農地が広く分布しています。	○田辺市の基幹産業を支える生産の場として、守り育てることが望まれます。

③北東部地域の基本的な方針

＜テーマ＞

龍神や本宮への入口として
農村景観を保全しつつ、計画的な
土地利用形成を誘導するまちづくり

＜目標＞

国道42号田辺バイパスの整備に伴い市街化が進行している地域であり、計画的な土地利用形成を目指します。本地域は、龍神や本宮への入口であり、熊野古道のルート上にあることも踏まえ、幹線道路などの計画的な都市基盤整備による利便性の向上とともに、都市に潤いをもたらす緑豊かな森林や河川、農村景観の保全・整備による、自然や歴史を感じることでできるまちづくりを推進します。

●安全・安心なまちづくり

本地域は山地部の多い地形を呈しており、低地部には左会津川、右会津川が流れています。集中豪雨による浸水や土砂災害を最小限に食い止めるため、河川の安全性の向上や宅地造成などの適切な指導に努めます。

また、農村集落地などで高齢化が進んでいる現状を踏まえ、都市基盤の整備及び建築物の耐震化などによる防災・減災に努めるほか、交通安全対策や防犯対策により、安全で安心できる暮らしの創出を目指します。

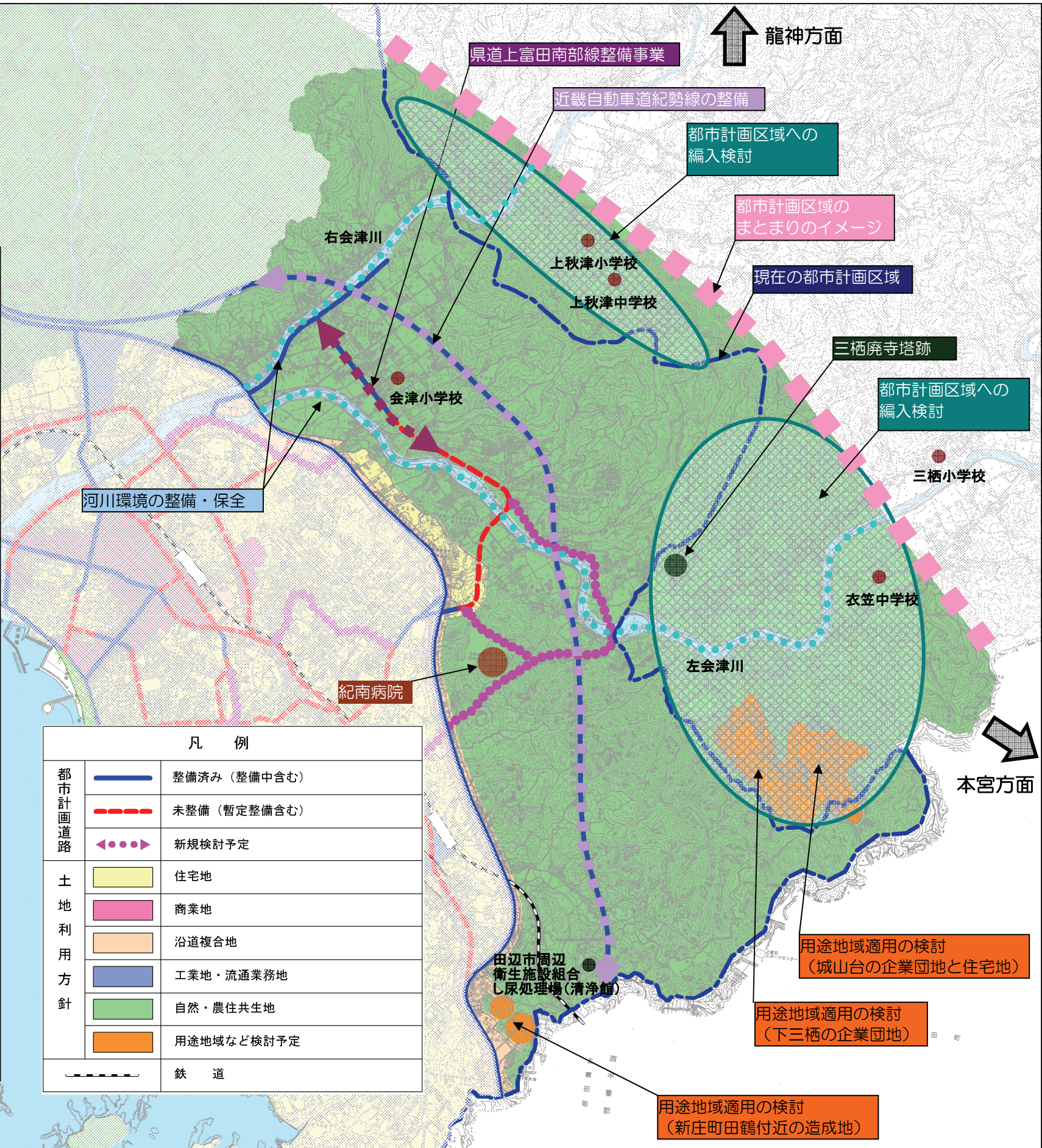
●地域活力が連携した快適で効率的なまちづくり

本地域は、龍神や本宮への入口にあることから、幹線道路網の確立による移動しやすい交通ネットワークの形成を図るなど、地域内外の効率的な連携強化のための都市基盤の充実に努めます。

これにより、城山台や下三栖での円滑な市街化の誘導を促進するなど、計画的な土地利用形成を目指します。

●個性的で魅力あるまちづくり

本地域は、緑豊かな森林や河川、農地などの自然環境に恵まれ、紀南の歴史文化の象徴である熊野古道や三栖廃寺塔跡などの歴史的資源にも恵まれています。これらを踏まえ、適切な規制誘導による農村景観の保全や農業環境と居住環境の共生など、個性的で魅力あるまちづくりを目指します。



④北東部地域のまちづくりの方針

	主な取り組み
土地利用の方針	○計画的に市街地が形成されつつある城山台の企業団地と住宅地、並びに下三栖の企業団地については、まとまりある周辺区域も含め、田辺市の一体の都市として総合的に整備、開発及び保全するため、都市計画区域への編入を検討します。また、新庄町田鶴付近の造成地と併せて、秩序ある市街地形成のため、用途地域の適用について検討します。 ○都市に潤いをもたらす緑豊かな森林の保全や農業環境と居住環境の共生など、地域特性に応じた良好な環境の形成又は保持のため、特定用途制限地域などの適用について検討します。また、宅地造成等に当たっては、農業振興地域との整合を図りつつ、開発許可制度などの適切な運用により、安全な宅地づくりを促します。 ○城山台の住宅地においては、建築協定の方針に基づき、居住環境の維持増進と住宅地としての利用増進を促します。また、その他の市街地においても、良好なまち並みを形成するため、住民主体のまちづくりを促進します。
道路・交通の方針	○広域的な交流・連携を支え、紀南経済の活性化に寄与する道路として、近畿自動車道紀勢線（都市計画道路高規格幹線道路南部白浜線）の早期整備を促進します。 ○地域内の交通の円滑化を図るため、県道上富田南部線整備事業（都市計画道路外環状線）を推進します。また、龍神や本宮方面への入口であることから、地域内外を連絡する広域幹線道路の機能強化を促します。 ○未整備都市計画道路については、線形や幅員などの見直しや計画廃止も含め、検討します。なお、見直しに当たっては、地域の生活環境の向上に資するよう、都市全体の交通ネットワークを踏まえた機能性に配慮するほか、沿道土地利用等も考慮し検討していきます。 ○地域住民の利便性と効率性を踏まえたバス等の公共交通体系の再構築を推進します。
公園・緑地の方針	○宅地造成や道路整備などに併せて、高齢者の身近な憩いの場や子供の身近な遊び場となる広場やポケットパークの創出に努めます。 ○既設公園については、安全・安心・快適に利用できるよう、適切な維持管理に努めます。

	主な取り組み
河川・下水、 その他都市 施設の方針	○地域における治水のための主要な河川となる左会津川及び右会津川の改修を促進し、治水及び災害防除に努めます。河川改修にあたっては、多自然川づくりによる河川環境の整備・保全への配慮のほか、市民の自然環境とのふれあいやレクリエーションに資するための潤いある水辺空間の整備を促進します。併せて、河川管理用通路と一般道との連続性の確保などによる憩いとうるおいある道路空間の創出にも努めます。 ○公共用水域の水質保全や生活環境の向上のため、浄化槽設置整備事業の推進や、供用開始している農業集落排水処理施設・地域排水処理施設への接続の促進などにより、生活排水処理率の向上に努めます。 ○紀南病院については、広域的な医療拠点として病院機能の充実、適正な管理・運営に努めるほか、その機能強化のためにも交通ネットワークの充実に努めます。
その他の まちづくり の方針	○防災性の向上を図るため、建築物の耐震化を促進するとともに、住環境の改善に努めます。 ○災害時の救援活動などに備え、指定避難施設における防災体制の強化や備蓄機能の整備充実に努めます。 ○熊野古道・三栖廃寺塔跡や地域の鎮守社などの歴史文化資源の保全と適切な活用にも努めます。 ○農村集落や新興住宅地での生活が自然環境と共生した快適な暮らしとなるよう、森林、河川及び農地などの自然的環境の保全に努めるほか、景観条例及び屋外広告物条例に基づいた規制・誘導による農村景観の保全など、良好な景観形成に努めます。 ○梅やみかんなど田辺市の基幹産業である農業の活性化を図るため、市民農園や農業体験などの取り組みによる農地の有効活用を促進します。

第5章 実現化の方策

1 都市計画マスタープランの意義と施策への展開

(1) 都市計画マスタープランの意義

都市計画マスタープランの策定については、「まちの将来像の明確化」、「都市計画行政の行動指針の明確化」などの意義があります。この2つの意義を踏まえた以下の取り組み方針に基づき、都市計画マスタープランの実現に向けた取り組みを推進します。

■「まちの将来像の明確化」を踏まえた取り組み方針

都市計画マスタープランで示したまちの将来像は、概ね20年後の将来を見据え「まちづくりの基本理念と目標」、「将来の都市構造」により、明らかにしています。

その実現には、都市計画分野において積極的に取り組むことが必要であるものの、都市計画以外の分野における取り組みも必要であり、上位計画である「田辺市総合計画」などとの連携を図りながら、まちの将来像の実現に向けた取り組みを推進します。

具体的には、地球温暖化問題、超高齢社会への対応、都市防災対策、産業などの地域活力の向上、景観形成など、都市計画行政のみで対応できない内容も多く含まれていることから、庁内外の他の分野との連携を強め、取り組みを推進します。

■「都市計画行政の行動指針の明確化」を踏まえた取り組み方針

都市計画マスタープランは、土地利用、都市施設、市街地開発事業に関する都市計画行政の指針となります。

都市計画マスタープランに基づき、早期に、集約型都市構造形成に向けた都市計画区域及び用途地域の見直し、機能的な道路網の整備に向けた都市計画道路の見直しを検討します。また、道路等の整備と同時に宅地の区画形状を整える土地区画整理事業、都市計画区域外の集落地等の土地利用の整序を誘導する準都市計画区域等の都市計画手法の活用についても、積極的に検討します。

(2) 施策への展開

都市計画マスタープランには、事業名などの具体的な施策の記載があるものと、事業名などがなく施策への展開の方針や考え方のみが記載しているものがあります。以下の事項に留意しながら、適切な施策への展開に努めます。

■ 庁内連携体制の強化

都市計画に関わる施策は、産業、観光、教育、文化、福祉、環境、防災等の様々な分野に密接な関わりがあります。例えば、都市計画道路の整備については、産業振興、交流機会の充実、防災基盤の充実などに効果があるとともに、周辺の自然的環境や住環境にも配慮する必要があります。

そのため、都市計画に関わる施策の適切な実施に向けて、幅広い部門との連携が行えるように、庁内連携体制の強化に努めます。

■ 関係機関への働きかけ

都市計画の決定権限の市町村への移譲の拡大など都市計画の地方分権が進められています。しかし、これまでに国・県などに蓄積された情報や経験を踏まえた、より良い施策の展開が必要であり、これからも、国・県などの関係機関に対して協力などの働きかけを行います。

国・県などが主体的に進めるべき広域的な調整が必要な都市計画については、住民の意向を踏まえながら、適切な要望などの働きかけを行います。

■ 的確な施策と財源確保

まちづくりの目標で示している「交流人口の増大」「産業の活性化」「機能的で暮らしやすい生活環境の創出」を達成すべく、市の厳しい財政状況を考慮した効率的な投資を行うために、優先性や効果を見極めた的確な施策の実施に努めます。市が保有する既存施設等の有効活用を検討するとともに、民間活力の活用等も検討します。

また、国・県における交付金制度などの活用について検討を行いながら進めていきます。

2 総合的な協働体制の構築

(1) 役割分担

多様化・高度化する要望に対応し、都市計画に関わるまちづくりを総合的、計画的に進めていくためには、住民（住民団体、NPOを含む）、事業者、行政等の各主体がそれぞれの役割分担のもと、相互に協力・連携する必要があります。そのための体制づくりの考え方を以下に示します。

■住民の役割

<個人として>

- ・土地利用の方針に沿った開発・建築への配慮
- ・ボランティア活動への取り組み
- ・まちに対する誇りと愛着につながる諸活動への参加 など

<地域や組織として>

- ・地域や自治会等の組織の強化
- ・他の地域や組織、まちづくり団体との連携 など

■事業者の役割

<事業者として>

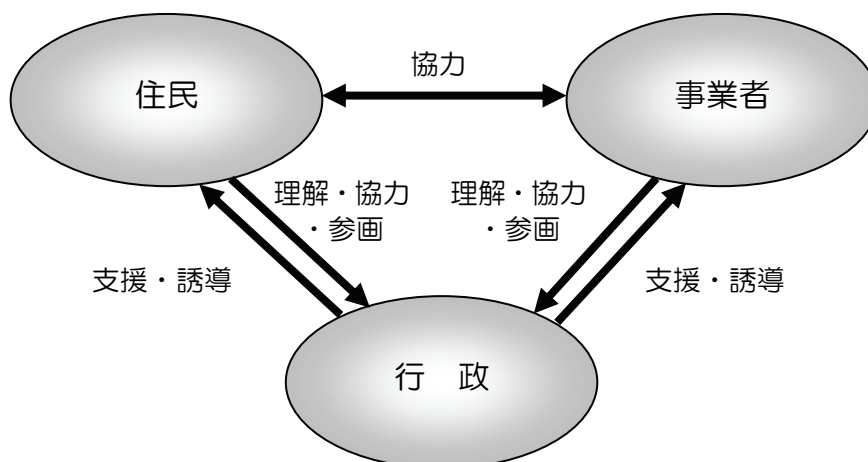
- ・土地利用の方針に沿った開発・建築への配慮
- ・企業活動を通じたまちづくりへの取り組み
- ・専門性を活かしたまちづくりへの取り組み
- ・イベントなどを通じた地域との関わりの充実 など

■行政の役割

<住民や事業者の活動を支援する行政として>

- ・行政内の横断的な支援体制の強化
- ・まちづくり情報の積極的な提供、発信
- ・市民活動の支援と連携 など

住民、事業者、行政の関係イメージ

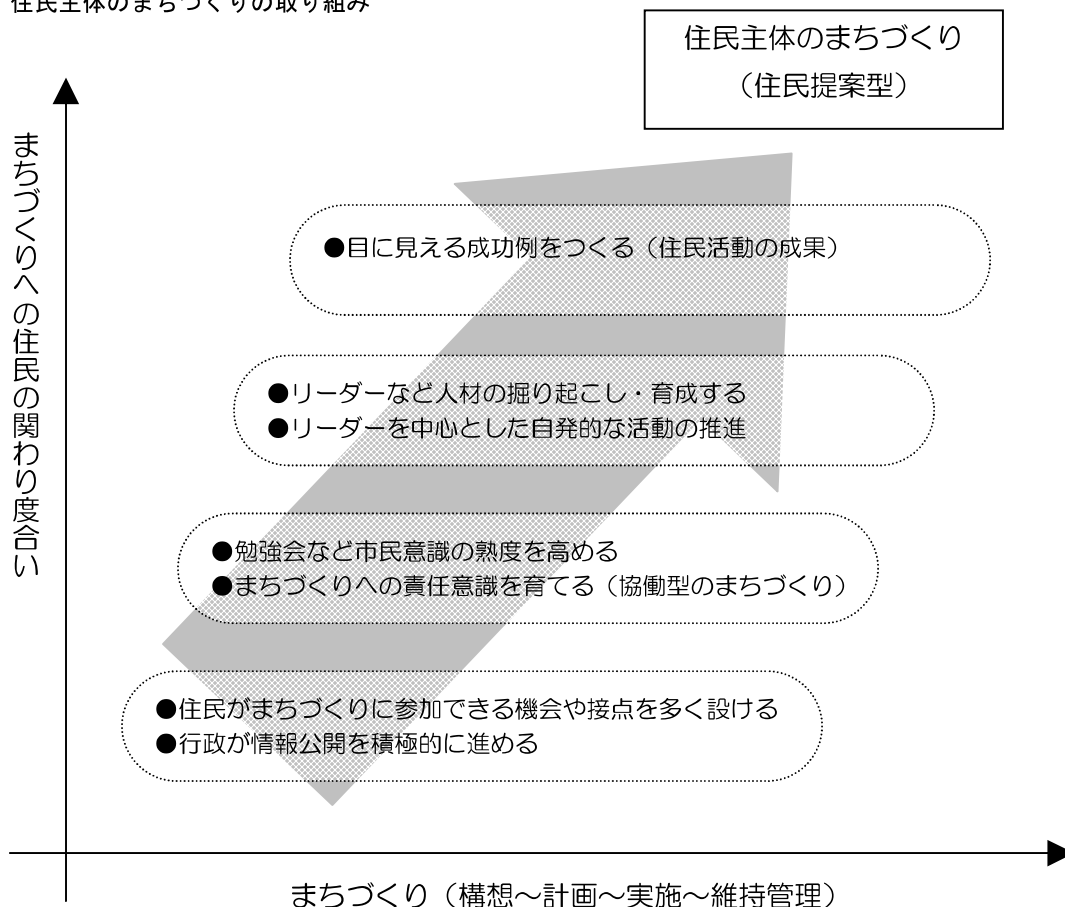


(2) 住民主体のまちづくりの取り組み

都市計画に関わるまちづくりを実現させていくためには、まちの主役である住民の皆さま（住民団体、NPOを含む）の参加・協働が不可欠です。しかし、まちづくりは一朝一夕で終わるものではなく、多種多様で専門的な知識や情報が必要な部分もあることから、一概に参加・協働と言ってもスムーズには行きません。

このため、住民の皆さまが継続的にまちづくりに関わりをもち、住民主体のまちづくりへの機運を高めていけるような仕組みづくりを検討します。

住民主体のまちづくりの取り組み



＜参考＞都市計画提案制度

「都市計画提案制度」とは、土地の所有者やまちづくりNPOあるいは民間事業者等が、一定規模以上の一団の土地について、土地所有者の3分の2以上の同意等一定の条件を満たした場合に都市計画の提案をすることができる制度です。市は、総合計画や都市計画マスタープラン、その他各種関連計画との整合性から、提案された内容の妥当性を検討し、必要に応じて都市計画の決定又は変更を行います。

都市計画提案制度は、住民の皆さまが主役のまちづくりにおいて重要な機能を果たすことから、制度活用に向けて住民の皆さまへの周知に努めます。

用 語 集

あ行

NPO	Non Profit Organization の略で、ボランティア活動などの社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体の総称のことです。
-----	---

か行

開発許可制度	宅地造成などの開発行為について、公共施設や排水設備等必要な施設の整備を義務づけるなど、良好な宅地水準を確保することを目的とした制度のことです。
環境共生	地球環境に負荷を与えないで、環境を守り、維持しながら、それと一体として共に暮らす社会のことです。
環境負荷	人の活動が地球環境や生態系などに与える負担のことです。
キーワード	重要な手掛かりとなる言葉のことです。
建ぺい率	建築面積の敷地面積に対する割合のことです。
交通ネットワーク	道路交通や公共交通などの交通が網の目のように張り巡らされた繋がりのことです。
交流人口	通勤・通学、文化、スポーツ、買い物、観光などでその地を訪れる人の数のことです。
コミュニティ道路	生活道路などにおいて、歩行者優先の考え方に立ち、自動車の通過交通や速度を抑制するなどの工夫をした道路のことです。
コンパクトなまちづくり	都市を存続させるため、郊外化を抑制し、まとまった範囲に都市機能や住宅が集まり、活気や賑わいを生む都市の核を形成するまちづくりのことです。また、これらの核が互いに連携し、都市機能を補完し合っていくまちづくりのことです。

さ行

市街化区域	「優先的に都市施設を整備し、建物を建てられる区域」として、都市計画で明確に定めた区域のことです。
市街化調整区域	「農地などの環境の保全を優先し、建物が建てられない区域」として、都市計画で明確に定めた区域のことです。
市街地開発事業	既成市街地や今後市街地とする区域において計画的なまちづくりを進める事業の総称です。
システム	組織、体系、制度、方式などのことです。
集約型都市構造 (コンパクトシティ)	都市活動に必要な様々な都市機能を、コンパクトに集約したり、交通ネットワークにより有機的に連携させることで、都市の持続的な発展を目指した都市構造のことです。

準都市計画区域	都市計画区域外において、土地利用の規則、誘導を目的として定める区域のことです。都市施設や市街地整備事業は定められません。
人口集中地区(DID)	日本の国勢調査において設定される統計上の地区で、人口密度が1平方キロメートルあたり4,000人以上の基本単位区が互いに隣接して人口が5,000人以上となる地区のことです。
ストリートスポーツ	スケートボード・インラインスケート・BMX(自転車競技の1種)など、若者を中心に人気の高いスポーツのことです。

た行

宅地造成工事規制区域	宅地造成に伴い災害が生ずるおそれの著しい市街地または市街地になろうとする土地等として指定された区域のことです。宅地造成に関する工事等について災害の防止のための必要な規制が行われます。
多自然川づくり	河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出するために、河川管理を行うことです。
地区計画	身近な生活空間について、特色のある良好なまちづくりをすすめるために、地区住民の意向を踏まえ、建物の建て方のルールなどについてきめ細かく都市計画に定めた計画のことです。
超高齢社会	65歳以上の高齢者の占める割合が全人口の21%を超えた社会のことです。65歳以上の高齢者の占める割合が全人口の7%を超えた社会は「高齢化社会」、14%を超えた社会は「高齢社会」と呼びます。
デマンドバス	利用者の要求に応じて随時バスを運行させるバスのことです。
特定用途制限地域	良好な環境の形成や保持のため、その地域の特性に応じて合理的な土地利用が行われるよう、市町村の条例によって制限すべき特定の建築物等を定めた地域のことです。
特別用途地区	用途地域を補完し、特別の目的から土地利用の増進、既存の環境の保護等を図ることで、目指すべき土地利用を実現するためのもので、市町村の条例によって定めます。
都市環境づくり	都市生活や都市活動の利便性や快適性などを向上させる取り組みのことです。
都市機能	行政、教育、文化、医療・福祉、商業、工業などのサービスを提供する機能や居住機能のことです。
都市基盤	都市の骨格を形成し、円滑な都市活動を確保し、良好な環境を維持するための道路、公園などの公共施設のことです。

都市計画区域	都市生活や機能的な都市活動を確保するため、都市計画を策定する区域。自然的・社会的条件等を勘案し、都市として総合的に整備・開発及び保全する必要がある区域のことです。
都市計画公園	休息、散歩、遊戯、運動等のレクリエーション及び災害時の避難等のための公共空地で、都市計画として定められた公園のことです。
都市計画道路	安全で安心な市民生活と機能的な都市活動を確保するための都市交通における最も基幹的な施設で、都市計画として定められた道路のことです。
都市計画区域 マスタープラン	都道府県が、一市町村を超える広域的見地から、都市計画区域ごとに、その都市の将来像を明確にし、その実現に向けた根幹的な都市計画に関する基本的な方針を定めたものです。
都市施設	円滑な都市活動を支え、都市生活者の利便性の向上を図り、良好な都市環境を確保するために必要な施設で、主なものに、道路、公園、下水道などがあります。
土地区画整理事業	道路、公園、等の公共施設の整備と同時に、土地の区画を整えるまちづくりの事業のことです。

な行

ナショナル・トラスト 運動	自然環境や歴史的遺産などを開発などから守るため、多くの人が資金を出し合って土地などを買収、管理などをする運動のことです。田辺市の「天神崎」は、ナショナル・トラスト運動の先駆けとして知られています。
農業振興地域	今後も総合的に農業の振興を図る必要があると認められる地域のことです。
農用地区域	農業振興地域において指定された農業基盤の整備をすすめる区域のことで、農業関係の公共投資が重点的に投入されます。

は行

ハザードマップ	地震や洪水などの自然災害が起きたときの被害予測範囲や危険箇所などをまとめた地図のことです。
バリアフリー	高齢者・障害者等が社会生活をしていく上で障壁となるものを除去すること、物理的、社会的、制度的、心理的な障壁、情報面での障壁などすべての障壁を除去するという考え方のことです。
保安林	水源のかん養、土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全・形成等、特定の公共目的を達成するために指定された森林のことで、それぞれの目的に沿った森林の機能を確保するため、立木の伐採や土地の形質の変更等が規制されます。
ポケットパーク	道路わきや街区内の空き地などのわずかな土地を利用して設けられた小さな公園のことです。

ま行

メリット	長所、利点、利益をもたらす面、優れた特性のことです。
------	----------------------------

や行

ユニバーサルデザイン	あらかじめ、障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方のことです。
容積率	建築延べ床面積の敷地面積に対する割合のことです。
用途地域	土地利用計画の基本となるもので、良好な生活環境や適正な都市機能を有する健全な市街地の形成を図るため、住居・商業・工業といった地域の特性に応じた土地の使い方と建物の建て方のルールを都市計画として定めた地域のことです。

ら行

臨港地区	港湾の適切な管理運営を行うために都市計画で定めた地区のことです。
------	----------------------------------

策定体制と経緯

■策定体制（田辺市都市計画マスタープラン策定委員会）

〔敬称略・順不同〕

	分 野	団 体 等	氏 名
知識経験者委員	【委員長】 都市計画	和歌山大学経済学部 准教授	足立 基浩
	【副委員長】 土地利用	(社)和歌山県宅地建物取引業協会 田辺支部 副支部長	木村 勝次
	建 築	(社)和歌山県建築士会 田辺支部 理事	柳川 廣美
	自 治	田辺町内会連絡協議会 会 長	泉 房次朗
	商 工	田辺商工会議所 常議員	森川 直巳
	農 業	田辺市農業委員会 女性・後継者対策委員会委員長	浅井 洋司
	水 産	田辺市水産振興会 和歌山南漁協 副組合長	木下 吉雄
	社会福祉	田辺市社会福祉協議会 会 長	良原 昌子
	男女共同参画	田辺市赤十字奉仕団 委員長	坪井 英子
	観 光	田辺観光協会 会 長	石神 忠夫
一般公募委員	一般公募		桑原 康宏
	一般公募		畑谷 直輝
	一般公募		和田 直樹
	一般公募		峯上 純一
市議会委員	市議会	田辺市議会 議 員	谷口 和樹
	市議会	田辺市議会 議 員	小川 浩樹
	市議会	田辺市議会 議 員	宮本 正信
行政機関委員	都市計画	和歌山県県土整備部 技 監	松本 兼一
	都市計画	和歌山県西牟婁振興局建設部 部 長	楠山 利宗
	交 通	和歌山県警察田辺警察署 交通課長	下地 勝則 (谷 保雄)

注：()は前任者

■策定経緯

	年月日	会議開催の趣旨
第1回	平成 20 年 11 月 6 日	・計画の準備 ・基礎調査結果の確認 ・アンケート調査結果の確認
第2回	平成 21 年 2 月 4 日	・課題の検討 ・全体構想の検討
第3回	平成 21 年 3 月 27 日	・課題の設定 ・全体構想の検討
第4回	平成 21 年 5 月 20 日	・全体構想の検討 ・地域別の課題の検討
第5回	平成 21 年 9 月 15 日	・全体構想の設定 ・地域別の課題の設定 ・地域別構想の検討
第6回	平成 21 年 10 月 30 日	・地域別構想の設定 ・実現化方策の検討 ・マスタープラン（案）の確認
第7回	平成 22 年 1 月 28 日	・マスタープラン（案）についての意見募集結果の確認 ・マスタープラン（案）の修正内容の確認



この都市計画マスタープランを基に、
都市計画への理解を深めていただきながら、
住民の皆さまや事業者の皆さまなどとの
協働によるまちづくりに取り組んでまいります。



自然豊かな歴史と伝統のまち

田辺市

建設部 計画課

〒646-8545 和歌山県田辺市新屋敷町1番地
TEL (0739) 22-5300 (代)
<http://www.city.tanabe.lg.jp/>